第5回

出雲市・斐川町 合併協議会

日時:平成22年7月28日(水)午後3時から 会場:出雲市今市町 出雲市役所 くにびき大ホール

会議資料



第5回出雲市·斐川町合併協議会 会議次第

日時:平成22年7月28日(水)午後3時~

会場:出雲市役所 くにびき大ホール

開会

- 1 会長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名について
- 3 議事

(1) 議案事項

| 議案第26号 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて | p7 |
|----------|---------------------------|------------|
| 議案第 41 号 | 国民健康保険事業の取扱いについて | p8 |
| 議案第 42 号 | 各種事務事業(人権同和関係)の取扱いについて | p9 |
| 議案第 43 号 | 各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて | p10 |
| 議案第 44 号 | 各種事務事業 (観光商工関係その1) の取扱いにつ | p13 |
| | いて | |
| 議案第 45 号 | 各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて | p15 |
| 議案第 46 号 | 各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いにつ | p16 |
| | いて | |
| 議案第 47 号 | 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて | p18 |
| | | |
| (2) 協議事項 | | |
| 協議第 40 号 | 一般職の職員の身分の取扱いについて | p21 |
| 協議第 41 号 | 組織及び機構の取扱いについて | p31 |
| 協議第 42 号 | 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | p39 |
| 協議第 43 号 | 各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて | p59 |

...p63

協議第44号 各種事務事業(保育関係)の取扱いについて

協議第45号 各種事務事業 (環境関係) の取扱いについて ...p71 協議第46号 各種事務事業(農林関係その3)の取扱いについて ...p83 協議第47号 各種事務事業(観光商工関係その2)の取扱いにつ ...p95 いて 協議第 48 号 各種事務事業(建設関係)の取扱いについて ...p99 協議第 49 号 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて ...p109 協議第50号 各種事務事業(上下水道関係)の取扱いについて ...p127 協議第51号 各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて …p155

4 その他

閉会

□ 今後の協議会開催予定

第6回 日時:平成22年8月11日(水)午後3時~

会場:出雲市役所(出雲市今市町)1階 くにびき大ホール

第7回 日時:平成22年8月25日(水)午後3時~

会場:出雲市役所(出雲市今市町)1階 くにびき大ホール

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

| 所属 | 出雲市 | 斐 川 町 |
|-------|------------------------------|-----------------|
| 市長・町長 | ◎ 長 岡 秀 人 | ○ 勝 部 勝 明 |
| 議長 | ゃましろ ひろし 出代 裕始 | なかばやし のぶぉ 中林 信夫 |
| 議員 | まきびろ 書きびろ | くった 黒田 充 |
| 一 | ふくしろ ひでひろ 福代 秀洋 | また ため ひろし 多々 |
| | はんだい のぶぉ 萬代 宣雄 | すとう まさま |
| | え だ こだか 江 田 小 鷹 | ぉゕ まさあき 田 正明 |
| 学識経験者 | だけだ むっぴろ 睦弘 | すだ ひてまり 日出男 |
| | ^{まつうら} つょし 松浦 剛司 | しょうじ よしみ 目子 好見 |
| | ヵたなべ み ち こ 渡部 美知子 | 下手泰子 |

◎ 会長、○ 副会長

| 所属 | 出雲市 | 斐 川 町 |
|------|-------------------|-------|
| 監査委員 | かっべ いちろう 勝部 一郎 | が村 克利 |

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

| 所 属 | 氏 名 | 職名 |
|-------|---------|--------|
| | ◎ 黒目俊策 | 副市長 |
| 出雲市 | 河 内 幸 男 | 副市長 |
| | 伊 藤 功 | 総合政策部長 |
| 斐川町 | 〇吉田 稔 | 副町長 |
| 文 川 町 | 高 田 茂 明 | 参事 |

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

| 役 職 | 氏 名 | 所属 | 備 考 |
|--------|--------|-----|--|
| 事務局長 | 鎌田靖志 | 出雲市 | 総括 |
| 参与 | 奈良井 浩人 | 島根県 | 専門的助言・調整 |
| | 今岡 範夫 | 出雲市 | (調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係 |
| 事務局次長 | 川内 章正 | 斐川町 | (調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係 |
| 総務班班長 | 三浦俊明 | 出雲市 | 基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報 |
| 総務班班員 | 鬼村修治 | 斐川町 | |
| 調整1班班員 | 周藤 学 | 斐川町 | |
| 調整2班班員 | 園山 博之 | 出雲市 | |

第5回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

| | 議会選出委員 | 学識経験委員 |
|-----|--------|--------|
| 市町名 | 出雲市 | 斐 川 町 |
| 氏 名 | | |

議案第26号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案す る。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協議第18号)

合併協定項目7.農業委員会委員の定数及び任期の取扱いは、次のと おりとする。

1. 合併後の新市において、農地行政及び農業振興事業の継続性が確保 されるよう、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用 し、現在出雲市及び斐川町に設置されている農業委員会の区域ごと に、現行のまま農業委員会を設置する。

ただし、行政運営の一体性を確保する観点から、新市を一つの区域 とする農業委員会に統合するため、農業政策及び農地情勢を勘案し協 議を進めるものとする。

2. 農業委員会の委員の報酬については、合併時から出雲市の制度に統 一する。

議案第 41 号

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会

国民健康保険事業の取扱いについて(協議第33号)

合併協定項目20. 国民健康保険事業の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 国民健康保険料
- (1) 賦課方式は、現行のとおり所得割、均等割、平等割の3方式とす る。
- (2) 保険料率については、合併後、最初の算定において統一する。
- (3)独自の減免制度については、合併時から出雲市の例により統一す る。
- 2 国民健康保険証

合併時に国民健康保険証と高齢受給者証を一本化し、個人ごとにカ ード化する。

- 3 特定健康診査・特定保健指導 合併時から出雲市の例により統一する。
- 4 人間ドック、脳ドック

出雲市のみで実施している人間ドック、脳ドックについては、合併 時から新市の事業として実施する。

議案第 42 号

各種事務事業(人権同和関係)の取扱いについて、次のとおり提案す る。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(人権同和関係)の取扱いについて(協議第34号)

合併協定項目24. 各種事務事業(人権同和関係)の取扱いは、次の とおりとする。

1. 人権施策基本方針

人権施策基本方針については、合併時から「出雲市人権同和施策推 進基本方針」に統一する。

議案第 43 号

各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて、次のとおり提案 する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(農林関係その2)の取扱いについて(協議第35号)

合併協定項目24.各種事務事業(農林関係その2)の取扱いは、次 のとおりとする。

1 農業振興地域整備計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、新たな計画を策定 する。

2 農業振興地域整備促進協議会

現行のとおりそれぞれの協議会を新市に引き継ぎ、総合的な農業振 興地域整備計画策定のため合併後速やかに統一する。なお、統一する 協議会については、それぞれの地域事情を踏まえ農業委員会の区域ご とに部会を置く。

- 3 農業経営基盤強化促進基本構想と農地利用集積円滑化団体 農業経営基盤強化促進基本構想については、現行のとおり新市に引 き継ぎ、合併後速やかに統一する。なお、農地利用集積円滑化団体に ついては、出雲市の区域はいずも農業協同組合、斐川町の区域は財団 法人斐川町農業公社とし、統一した農業経営基盤強化促進基本構想に 位置づける。
- 4 財団法人斐川町農業公社と有限会社グリーンサポート斐川 農地の集積を行う財団法人斐川町農業公社とその管理耕作を担う 第3セクター有限会社グリーンサポート斐川は斐川町独自の団体で あるため、現行のとおりとする。

農業振興地域の整備に関する法律

(昭和44年7月1日法律第58号)

第4章 農業振興地域整備計画

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- 第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその 区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地 域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。
- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区 域内にある土地の農業上の用途区分
- 二 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- 二の二 農用地等の保全に関する事項
- 三 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の 農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の 取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に 協力して行う調整を含む。)に関する事項
- 四 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 四の二 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- 五 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及 び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的 な利用の促進と相まつて推進するもの
- 六 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境 を確保するための施設の整備に関する事項
- 3 農業の振興が森林の整備その他林業の振興と密接に関連する農業振興地域に おける農業振興地域整備計画にあつては、前項第2号から第6号までに掲げる事 項を定めるに当たり、あわせて森林の整備その他林業の振興との関連をも定める ものとする。
- 4 市町村は、第1項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、 都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、当該農業振興地域 整備計画のうち第2項第1号に掲げる事項に係るもの(以下「農用地利用計画」とい う。)については、都道府県知事の同意を得なければならない。

農業振興地域の整備に関する法律施行令

(昭和44年9月26日政令第254号)

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- 第3条 市町村は、法第8条第1項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部 又は一部とする次に掲げる者の意見をきかなければならない。
- 1. 農業協同組合
- 2. 土地改良区(土地改良区連合を含む。)
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、市町村は、前項 に掲げる者のほか、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- 1. 前項の計画に係る農用地区域(法第8条第2項第1号の農用地区域をいう。以下 同じ。)が森林(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項の森林をいう。)の区 域を含むものである場合 当該森林の区域の全部又は一部をその地区の全部又 は一部とする森林組合
- 2. 前項の計画において法第8条第3項の規定により森林の整備その他林業の振興との関連を定める場合 当該農業振興地域の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする森林組合
- 3 第1項の規定は、法第13条第1項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(第9条第1項に掲げる軽微な変更に該当するものを除く。)について、前項の規定は、当該変更のうち、農用地区域の変更でその変更に係る農用地区域が同項第1号の森林の区域を含むもの及び法第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項の変更で同条第3項に規定する森林の整備その他林業の振興との関連に係るものについて準用する。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則

(昭和44年9月26日農林省令第45号)

(農業振興地域整備計画の策定又は変更)

- 第3条の2 市町村が法第8条第1項の規定により同項の農業振興地域整備計画を 定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。
- 2 前項の規定は、法第13条第1項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「令」という。)第9条 第1項に掲げる軽微な変更に該当するものを除く。)について準用する。

議案第 44 号

各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて、次のとおり 提案する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会

各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いについて (協議第36号)

合併協定項目24.各種事務事業(観光商工関係その1)の取扱いは、 次のとおりとする。

1 観光協会

広域的かつ効果的な観光振興を推進するため、それぞれの特色を活 かしながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。

2 イベント開催補助金、助成金

住民団体等へのイベント開催補助金、助成金については、現行のと おり引き継ぎ、必要性、有効性、公平性の観点から、そのあり方につ いて新市において検討する。

3 観光施設の使用料及び管理運営

現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営について、新 市において検討する。

4 商工会

新市において組織の一本化が望ましく、そのための調整に努める。 補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

5 工業団地

出雲市東部工業団地、斐川西工業団地など既存の工業団地や空き工 場などの低・未利用地への企業誘致を図るとともに、新たな企業進出 に備え、斐川中央工業団地の整備を検討する。

| 6 新産業分野進出及び新産業創出支援 新産業分野への進出及び新産業創出を支援するため、出雲市のみで 実施している建設産業新分野進出支援事業、建設産業新分野進出促進 事業、新製品等販売促進支援事業については、合併時から新市の事業 として実施する。 |
|--|
| 7 商工振興補助事業 両市町の補助事業を現行のとおり新市に引き継ぐ。 |
| |

議案第 45 号

各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて、次のとおり提案す る。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いについて(協議第37号)

合併協定項目24.各種事務事業(生涯学習関係)の取扱いは、次の とおりとする。

- 1 成人式 新市において一堂に会した成人式を1月に開催する。
- 2 社会教育関係団体等への補助金 青少年育成関係団体の補助金については、合併時から出雲市の例に より統一し、出雲市のみで実施している社会教育関係団体等への補助 金については、合併時から新市の事業として実施する。
- 3 公民館・コミュニティセンター 現行のとおり新市に引き継ぎ、早期にコミュニティセンター方式に 統一するよう調整する。ただし、斐川町中央公民館については、合併 時から、文化施設として位置づける。
- 4 ボランティア推進

両市町で行っているボランティアの推進については合併時から出 雲市の例により統一し、出雲市総合ボランティアセンターを拠点とし て新市全域の総合的なボランティア活動を支援する。

議案第46号

各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて、次のとおり 提案する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いについて (協議第38号)

合併協定項目24.各種事務事業(文化・スポーツ関係)の取扱いは、 次のとおりとする。

【社会体育事業】

- 1 体育協会、スポーツ少年団本部 関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、統合に向け、情報提供、意 見調整等の支援を行う。
- 2 体育諸団体運営費補助金 体育協会、スポーツ少年団本部への補助金については、現行のとお り新市に引き継ぎ、合併後速やかに統一する。
- 3 社会体育施設使用料 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により 算定基準を統一する。
- 4 スポーツ大型イベント事業 両市町で行っているスポーツ大型イベント事業については、現行の とおり新市に引き継ぐ。

【芸術文化事業】

5 芸術文化諸団体補助金等 芸術文化諸団体補助金等については、現行のとおりとし、斐川地域 への補助金については、合併時から出雲市の例により実施する。

6 文化財保存事業 文化財の保存については、合併時から出雲市の例により補助金方式 で実施する。 7 指定文化財 斐川町指定の文化財を新市指定の文化財として引き継ぐ。 8 大会参加激励金・大会派遣費補助金 スポーツ大会参加激励金については、出雲市の例により統一し、出 雲市のみで実施している文化大会参加激励金、小・中学生各種大会派 遣費補助金については、合併時から新市の事業として実施する。

議案第 47 号

各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて、次のとおり提案す る。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて(協議第39号)

合併協定項目24.各種事務事業(学校教育関係)の取扱いは、次の とおりとする。

【小中学校事業】

1 学校施設の整備

老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備 を進める。

2 遠距離通学対策事業

スクールバスを含む遠距離通学対策については、現行のとおり引き 継ぎ、新市において出雲市の例により調整する。

- 3 各種大会参加費補助(部活動)
 - 小中学校の部活動各種大会参加費補助金については、合併時から出 雲市の例により統一する。
- 4 学校教育機能・体制強化事業

スクールヘルパー事業、スクールカウンセラー配置事業、読書ヘル パー事業、学校司書配置事業、小中学校外国語指導、適応指導教室、 不登校対策事業については、現行のとおり引き継ぐ。

5 小中学校理科学習事業

斐川町の児童生徒も合併時から出雲科学館を利用した理科学習授 業を実施する。

【幼稚園事業】

6 幼稚園施設の整備

老朽度・狭隘度・耐震指標の危険度等を考慮し施設の計画的な整備 を進める。

7 幼稚園保育料

幼稚園保育料については、差異がないため現行のとおりとする。た だし、減免制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

8 幼稚園預かり保育

預かり保育については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やか に出雲市の例により調整する。

【学校給食事業】

9 学校給食

現行のとおり引き継ぎ、新市において安全、安心でおいしい給食の 安定的な供給が出来るよう、施設の配置、配送区域等の見直しを行い、 必要な施設の整備を検討する。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

生涯学習・学校教育ワーキンググループ

| (1 年 | 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いこついて | | 協議細目 評書ヘルパー事業・学校司書配置事業 |
|--|---|---------------------------|--|
| 協議へルバー 現 東 加 町 院書へルバー 文 加 町 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進のため 字校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進・教育活動の展開のため お育活動の展開のため お育活動の展開のため お育活動の展開のため お育活動の展開のため お育化・一体では、小学校36校、中学校(小学校36校、中学校(小学校36校、中学校(小学校36校、中学校(小学校36校、中学校(小学校36校、中学校(小学校36校、中学校26校、中学校26校、中学校26校、中学校26校、中学校26校、中学校26校、中学校26校、中学校26校、中学校26校の希望 財務時間は1日7時間45分と、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 調整の方針 読書へルパー事業、学校司書配置事業については、 | 現行のとおり引き継ぐ。 | Į Į |
| 3月 3月 3万 3万 3万 3万 3万 3万 | | | |
| 一位 事 市 ○名称 学校司書 ○名称 学校司書 ○名称 学校司書 ○目的 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進・かかます。 ○目的 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進・ 教育活動の展開のため (協時職員・可書資格有)を配置 ※県「子ども読書活動推進事業(学校司書等配置事業)」 ※県「子ども読書活動推進事業 (学校司書等配置事業)」 ○動務時間は1日7時間から分と、始業時間は各校の希望 時間とある。 1校当り年280時間の予算措置 夏休み、冬休み、春休み期間中も原則開館する。 1校当り年280時間の予算措置 夏休み、冬休み、春休み期間中も原則開館する。 1校当り年280時間の予算措置 夏休み、春休み期間中も原則開館する。 1校当り年280時間の予算措置 夏休み、春休み期間中も原則開館する。 1校当り年280時間の予算措置 ②の配置人数・小学校46、中学校26、中学校26、上中で校27年度) ○○の他 月1回、髪川町立図書館で学校司書 (名のと)と町立図書館の支援担当司書との定例会議を開催 | 現 | 況 | 数字目并改计 |
| () 名称 学校司書 () () () () () () () () () () () () () | | Ш | は、大学のでは、たいには、たいには、たいには、たいには、たいには、たいには、たいには、たいに |
| 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進のため 数育活動の展開のため 教育活動の展開のため 平成20年度からすべての小中学校(の読書活動の推進・ 34次)に読書へルペー(有償ボランティア)を配置 ※県「子ども誘書活動推進事業 (学校司書等配置 ※県「子ども誘書活動推進事業 (学校司書等配置事業)」 ※県「子と・誘書活動推進事業 (学校司書等配置事業)」 ※単行とも誘き活動推進事業 (学校司書等配置事業)」 ※単行とも誘書活動推進事業 (学校司書等配置事業)」 (受動 土田・初日を除き年間配置。 | 〇名称 読書ヘルパー | | 出雲市の読書へルパー事業、斐川町の学校司書配置事業」「6、テユー四66~~1~1~4~4~1~4~4~ |
| 平成20年度からすべての小中学校(小学校36校、中学校 O概要 3 13校)に読書へルパー(有償ボランティア)を配置 ※分校を除く。 ※県「子ども読書活動推進事業 原則 週5日×35週=175日 1校当り年280時間の予算措置 数 小学校46人、中学校24人 合計70人(平成22 年度) O配置人数 小学校46人、中学校24人 合計70人(平成22 年度) | 〇目的 学校図書館を活用した小中学校の読書活動の推進のため | | こうご こよ 気1702かり12番へ。 |
| 原則 週5日×35週=175日 1校当り年280時間の予算措置 2数 小学校46人、中学校24人 合計70人(平成22年度) O配置人 Oその他 | 〇概要 平成20年度からすべての小中学校(小学校36校、中学校13校)に読書ヘルパー(有償ボランティア)を配置※分校を除く。※分校を除く。※県「子ども読書活動推進事業 | 1-1 | |
| 〇配温人数〇名の中の一〇名の中 | 〇勤務 原則 週5日×35週=175日 1校当り年280時間の予算措置 | " | |
| | | 〇配置人数 小学校4名、中学校2名(平成22年度) | |
| | | | |
| | | | |

協議第 40 号

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

一般職の職員の身分の取扱いについて

合併協定項目10.一般職の職員の身分の取扱いは、次のとおりとす る。

- 1 斐川町の一般職の職員は、すべて出雲市の職員として引き継ぐもの とする。
- 2 職員の職名及び任用要件については、合併時に出雲市の例により調 整・統一を図る。
- 3 職員定数については、両市町における平成17年度からの207人 削減の実績を踏まえ、次のとおり定員管理の適正化を図る。
- (1) 合併後の職員全体の年齢構成や人事管理などを考慮し、一定の新 規採用職員を確保することにより、組織としての活力を維持できるよ う調整する。
- (2) 合併による効果を発揮できるよう、今後10年間で110人を削 減目標とする新たな定員計画を合併時までに策定する。
- (3) 今後の地域主権、地方分権時代における基礎的自治体のあり方を 検討する中で、多様化する住民ニーズや権限委譲等により、高度化す る行政事務に的確に対応できる、専門的な職種を含む職員集団にふさ わしい定員計画となるよう逐次見直しを行う。
- 4 給与制度については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。

参考資料:別紙のとおり

新市における職員数の考え方について

<過去の合併協議会の調整方針>

【2市5町での出雲地区合併協議会】

「職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、<u>10年間で265人</u> を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。」

※当時の類似団体では職員数が多く目標設定のできる団体がないため、職員数の少ない第3 次産業(小売業、サービス業等)の比率が近い類似団体と比較し、削減目標を設定 (松江八束合併協議会の方針、概ね2割の削減目標を参考)

【2市4町での出雲地区合併協議会】

「職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、<u>早期に255人を削</u>減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。」

※2市5町時の設定から、更に人口や職員数が多い団体を除き、削減目標を設定

<両市町の職員削減実績>

【出雲市】

平成17年度から早期に255人を削減する計画に対し、平成22年4月 1日現在で182人の実績となっている。

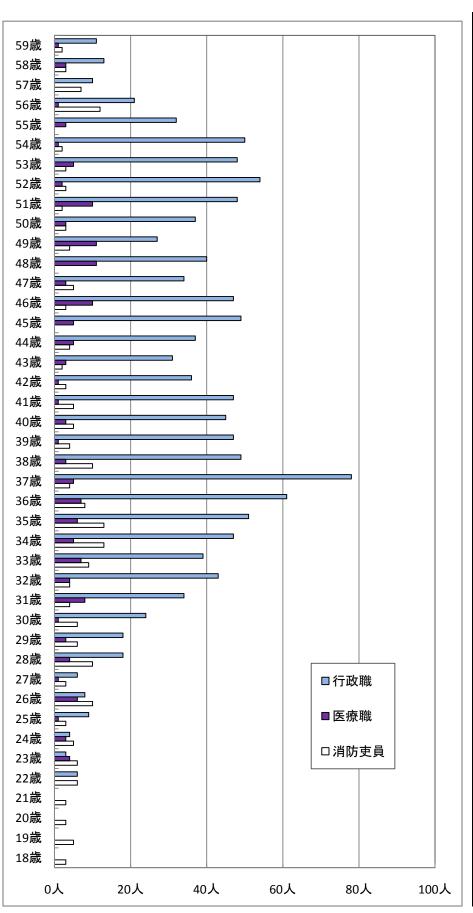
【斐川町】

平成17年度から5ヵ年で25人を削減する計画に対し、平成22年4月 1日現在で25人の実績となっている。

<今後の職員数の考え方>

- 両市町の削減実績を合算すると、平成22年4月1日現在で207人と積極的な定員削減に取り組んできており、一定の行財政改革の目的を達成してきている。一方、新規採用職員数が抑制されており、職員の年齢構成に歪みが生じるなど、組織や人事のあり方に影響を及ぼしている。
- 今後の職員数のあり方については、職員全体の年齢構成や人事管理を考慮 しながら、一定の新規採用職員を確保することにより組織としての活力を維 持し、かつ合併による効果を発揮する必要がある。
- 以上のことを踏まえ今後の組織や人事のあり方に配慮しながら、<u>2市5町での合併協議会における削減計画265人に、今回の合併効果を発揮するため更に50人程度を加えた削減総数から、両市町における削減実績207人を差し引いた110人を、今後10年間で削減する新たな定員計画を策定し、</u>定員管理の適正化を図るものとする。

両市町の職員の年齢別分布表



| ₹成2 | 2年4月1日現在 | (単位 | 立:人) |
|-----|----------|-----|------|
| | 行政職 | 퐈 | 347十 |

| 1 130,2 | 行』 | <u>- ロ 乳</u> 汝職 | | | 医療 | 消防 |
|------------|-------|--------------------|---------|-------|-------|----------|
| | | 一般 | 幼稚園 | 技能労務職 | 職 | 吏員 |
| 59歳 | 11 | 11 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 58歳 | 13 | 13 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 57歳 | 10 | 9 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| 56歳 | 21 | 21 | 0 | 0 | 1 | 12 |
| 55歳 | 32 | 32 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 54歳 | 50 | 46 | 3 | 1 | 1 | 2 |
| 53歳 | 48 | 46 | 2 | 0 | 5 | 3 |
| 52歳 | 54 | 46 | 6 | 2 | 2 | 3 |
| 51歳 | 48 | 46 | 2 | 0 | 10 | 2 |
| 50歳 | 37 | 35 | 2 | 0 | 3 | 3 |
| 49歳 | 27 | 26 | 1 | 0 | 11 | 4 |
| 48歳 | 40 | 38 | 2 | 0 | 11 | 0 |
| 47歳 | 34 | 31 | 3 | 0 | 3 | 5 |
| 46歳 | 47 | 46 | 1 | 0 | 10 | 3 |
| 45歳 | 49 | 45 | 4 | 0 | 5 | 0 |
| 44歳 | 37 | 33 | 4 | 0 | 5 | 4 |
| 43歳 | 31 | 26 | 2 | 3 | 3 | 2 |
| 42歳 | 36 | 34 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 41歳 | 47 | 40 | 3 | 4 | 1 | 5 |
| 40歳 | 45 | 43 | 1 | 1 | 3 | 5 |
| 39歳 | 47 | 44 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 38歳 | 49 | 47 | 1 | 1 | 3 | 10 |
| 37歳 | 78 | 69 | 8 | 1 | 5 | 4 |
| 36歳 | 61 | 57 | 2 | 2 | 7 | 8 |
| 35歳 | 51 | 49 | 1 | 1 | 6 | 13 |
| 34歳 | 47 | 38 | 7 | 2 | 5 | 13 |
| 33歳 | 39 | 35 | 4 | 0 | 7 | 9 |
| 32歳 | 43 | 35 | 6 | 2 | 4 | 4 |
| 31歳 | 34 | 27 | 6 | 1 | 8 | 4 |
| 30歳 | 24 | 19 | 5 | 0 | 1 | 6 |
| 29歳 | 18 | 15 | 3 | 0 | 3 | 6 |
| 28歳 | 18 | 14 | 3 | 1 | 4 | 10 |
| 20歳 | 6 | 4 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| 26歳 | 8 | 7 | 1 | 0 | 6 | 10 |
| 25歳 | 9 | 6 | 2 | 1 | 1 | 3 |
| 25歳 | 4 | 4 | 0 | 0 | 3 | 5 |
| 23歳 | 3 | 2 | 1 | 0 | 4 | 6 |
| 23歳 22歳 | | 4 | 2 | 0 | 0 | 6 |
| 22感 21歳 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 20歳 | 0 | | | | | |
| | | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 19歳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 18歳 | 1 262 | 1 1 4 2 | 0 | 0 | 151 | 306 |
| 合計 | 1,262 | 1,143 | 96 L | 23 | 151 | 206 |
| | | 総合計 | Γ | | 1,619 | ^ |

平成21年4月1日における両市町及び類似団体の職員数

| | | - | - | _ | | L | | | | | | 本、文 今年1年1 | | _ | - | - | - | F | | | 加重 | 型型 | 五年 | | |
|----------|--------------|----|-------------|-----|--|------------------|----------|------|----|--------------|-----|-------------|------|--------|-----------|--------|-----|--------|-------|-----------|-----------------------|---------------|---------------|--------------------------|--------------------|
| | 市町村名 | 淵 | 総務 | 税務 | 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 衛生 | 光靊 | 憲子 | 超日 | K | 教育 | 普通法計 (当的条人) | 巡 | 海院 | 河河 | · 関 | 下水道 | その色 | 二 | 3 | 大調の一 | (km2) | ■兄鼠科 | 備 | 拠 |
| | 面中町 | 10 |) 232 | 104 | - 125 | 94 | M | 36 | 39 | 146 | 268 | 1,116 (970) | 204 | 154 | 20 | | 24 | 99 | 1,644 | 173,926 | 156 (1 79) | 624.12 | 1.00 | | |
| | 出票出 | 00 | 3 201 | 85 | 94 | 82 | m | 92 | 30 | 136 | 222 | 937 | 204 | 154 | 20 | | 46 | 22 | 1,446 | 145,922 | 156 | 543.48 | | | |
| | 製画 | 2 | ω | 19 | 31 | 12 | | 19 | 0 | 10 | 46 | 179 | | | | | 00 | 7 | 198 | 28,004 | 156 | 80.64 | | | |
| 類化 | 類似団体 | _ | _ | | | | | | | | | <u>*</u> (| りは削り | 或計画 | 内は削減計画後の職 | 三数 | | 1 | | | 兴朗温兴 | ※普通会計職員1人当の人口 | り入口 | | |
| _ | 新鹿市 (三重県) | 0) | 9 253 | 64 | 225 | 101 | _ | 33 | 10 | 173 | 220 | 1,098 | 190 | | 72 | | 43 | 20 | 1,453 | 194,512 | 177 | 194.67 | 0.31 | 平成の合併なし | |
| 2 | 野田市 (千葉県) | 00 | 3 159 | 99 | 331 | 108 | 2 | 20 | 7 | 148 | 132 | 881 | 163 | | 29 | | 7 | 43 | 1,137 | 155,031 | 176 | 103.54 | 0.17 | H15.6.6 1市1 | 51町合併 |
| ო | 弘部市 (書森県) | 7 | 1 236 | 8 | 132 | 97 | 2 | 75 | 27 | 172 | 215 | 1,053 | | 197 | 92 | | 20 | 89 | 1,463 | 184,719 | 175 | 524.12 | 0.84 | H18.2.27 1 | 1市1町1村 |
| 4 | 小山市(新木漁) | 10 | 168 | 9 | 194 | 52 | ~ | 47 | 20 | 139 | 236 | 932 | 188 | 325 | 25 | | 8 | 49 | 1,549 | 158,461 | 170 | 171.61 | 0.27 | 平成の合併なし | |
| 2 | 部広市 (北海脳) | 7 | 193 | 89 | 3 225 | 115 | 2 | 44 | 25 | 148 | 219 | 1,050 | 227 | | 24 | | 24 | 09 | 1,418 | 168,532 | 161 | 618.94 | 66.0 | 平成の合併なし | |
| 9 | | 0 | 351 | 94 | 224 | 205 | | 75 | 20 | 130 | 159 | 1,267 | 225 | | 28 | | 00 | 62 | 1,672 | 187,648 | 148 | 1,023.31 | 1.64 | H22.1.16 1 | 1市1町合併 |
| _ | 東広島市 (広島県) | 10 | 243 | 99 | 371 | 88 | m | 89 | 9 | 166 | 239 | 1,223 | 279 | | 42 | | 42 | 92 | 1,651 | 177,517 | 145 | 635.32 | 1.02 | H17.2.7 1# | 1市5町合併 |
| ∞ | 上田市 (長野県) | 0 | 194 | 74 | 301 | 101 | Ω | 61 | 32 | 128 | 199 | 1,104 | | 22 | 55 | | 88 | 88 | 1,257 | 160,192 | 145 | 552.00 | 0.88 | H18.3.6 1# | 市2町1村合併 |
| 0 | 周南市 (田口県) | 10 |) 224 | 9 | - 225 | 109 | 2 | 28 | 40 | 151 | 179 | 1,062 | 197 | თ | 8 | | 49 | 20 | 1,471 | 152,365 | 143 | 656.32 | 1.05 | H15.4.21 2 | 2市2町合併 |
| 10 | | 9 | 233 | 88 | 3 2 3 9 | 139 | 4 | 34 | 88 | 172 | 308 | 1,323 | 350 | 749 | 1 | | 77 | 87 | 2,663 | 187,569 | 142 | 1,362.75 | 2.18 | H17.10.1 | 1市2町合併 |
| 7 | 都城市 (宮崎県) | 10 | 295 | 121 | 203 | 140 | | 135 | 27 | 146 | 145 | 1,222 | 178 | | 65 | | 36 | 93 | 1,594 | 171,560 | 140 | 653.31 | 1.05 | H18.1.1 1# H19.3.26 1 | 市4町合併 1市の一部と合併 |
| 12 | | 9 |) 254 | 77 | 322 | 142 | _ | 72 | 52 | 171 | 142 | 1,243 | 211 | | 09 | 4 | 40 | 22 | 1,615 | 173,148 | 139 | 419.85 | 10.67 | | 1市9町2村合併 |
| <u>6</u> | | 10 | 315 | 83 | 3 226 | 184 | | 54 | 47 | 203 | 275 | 1,397 | 236 | 483 | 87 | 88 | 4 | 102 | 2,387 | 192,612 | 138 | 530.28 | 0.85 | H17.3.31 1 | 1市6町1村合併 |
| 4 | _ | 2 | 7 270 | 78 | 334 | 161 | 9 | 49 | 6 | 128 | 250 | 1,302 | 2 | ω ∞ | 49 | | 46 | 2 | 1,798 | 167,285 | 128 | 623.77 | 00.1 | H17.1.1 1# | 1市4町合併 |
| 15 | | 1 | 1 295 | 93 | 307 | 158 | 5 | 09 | 26 | 114 | 362 | 1,431 | 2 | 290 | | | 48 | 79 | 1,850 | 165,099 | 115 | 555.78 | 0.89 | H17.4.1 1류 | 1市6町合併 |
| 7 | _ | 7 | _ | | | 7 | 7 | Ü | 7 | | 900 | 7 | 000 | 7 | 0 | | 7 | 7 | | 070760 | 00 | 00000 | | 日子令令事件 | |
| 0 | | 7 |)) + | 8 | 200 | 0 0 - | - | 20 | | 807 | 057 | 084,1 | 200 | = | 94 | | 2 | n D | 2,000 | 27.9,7.03 | 00 | 306.20 |) () () | + 成の日本なり | |
| 17 | | 16 | 368 | 124 | - 252 | 173 | 4 | 8 | 33 | 193 | 444 | 1,697 | 259 | | 123 | | 21 | 97 | 2,227 | 292,684 | 172 | 767.74 | 1.23 | H20.7.1 1# | 1市1町合併 |
| 18 | | 12 | 2 334 | 123 | 3 227 | 208 | 8 | 126 | 51 | 189 | 233 | 1,506 | | 110 | 73 | 44 | 71 | 26 | 1,901 | 236,552 | 157 | 431.42 | 69.0 | H17.10.1 1 H19.10.1 1 | 1市3町1村合併 1市3町合併 |
| 19 | | 15 | 5 287 | 66 | 435 | 311 | | 25 | 19 | 168 | 518 | 1,904 | 246 | 376 | 164 | 86 | 8 | 8 | 2,959 | 259,346 | 136 | 191.62 | 0.31 | 平成の合併なし |) |
| 20 | _ | 13 | 3 438 | 106 | 451 | 240 | | 26 | 48 | 252 | 258 | 2,162 | 346 | | 104 | | 63 | 118 | 2,793 | 282,569 | 131 | 710.81 | 1.14 | H18.1.1 1류 | 1市6町2村合併 |
| | 7 7. | 重整 | 61人当(| N | 1九当当 | 当の人口が削減計画後に比べ少ない | M 下下, | 7117 | | | | • | | • | | • | | • | • | | • | | | | |

1~15 職員1人当り人口が削減計画後に比べ少ない 16~20 自治体人口が20万人以上

◇一般職の職員の定数及び職員数

平成22年4月1日現在

| 区分 | 出宴 | 皇市 | 斐川 | 町 | Ē | + |
|----------------------------------|-------|---------------------------|-----|-----|-------|---------------------------|
| | 定数 | 実数 | 定数 | 実数 | 定数 | 実数 |
| 市・町長の事務部局 | 910 | 855 | 167 | 143 | 1,077 | 998 |
| 教育委員会の事務部局及び所管の 学校その他の教育機関の職員 | 195 | 162 | 52 | 45 | 247 | 207 |
| 選挙管理委員会の事務部局 | 1 | 1 | | | 1 | 1 |
| 監査委員の事務部局 | 5 | 5 | | | 5 | 5 |
| 農業委員会の事務部局 | 6 | 0 | 3 | 2 | 9 | 2 |
| 水道事業事務部局 | 39 | 39 | | | 39 | 39 |
| 議会の事務部局 | 8 | 8 | 3 | 2 | 11 | 10 |
| 公平委員会の事務部局 | 1 | 0 | | | 1 | 0 |
| 病院事業 | 175 | 医療職 151 行政職 (12) | | | 175 | 医療職 151 行政職 (12) |
| 消防本部及び消防署 | 190 | 消防吏員 206 行政職 (4) | | | 190 | 消防吏員 206 行政職 (4) |
| 計 | 1,530 | 1,427 | 225 | 192 | 1,755 | 1,619 |

一部事務組合への派遣職員数

| 団体名 | 出雲市 | 斐川町 | ā† |
|-----------|-----|-----|----|
| 斐川宍道水道企業団 | | 9 | 9 |
| | | | |
| 計 | 0 | 9 | 9 |

◇職名及び任用要件

| V 191 □ /X | (少性用要件 | ∃EJUM÷ | |
|------------|---|--|--|
| 職務の級 | 出雲市 | 斐川町 | |
| | 8級制 | 7級制 | |
| 1級 | 主事又はこれに相当する職務 | 主事、保育士、教諭、保健師、看護師、校務 技師、学校給食調理師、調理師、運転技師、 機器操作技師又はこれに相当する職務 | |
| 2級 | 相当高度の知識若しくは経験を必要とする主 事又はこれに相当する職務 | 高度な知識若しくは経験を必要とする主事、 保育士、教諭、保健師、看護師、校務技師、 学校給食調理師、調理師、運転技師、機器操 作技師又はこれに相当する職務 | |
| 3級 | 特に高度の知識若しくは経験を必要とする主 事又はこれに相当する職務 | 副主任、副主任保育士、副主任教諭、副主任保健師、副主任看護師、副主任校務技師、副主任学校給食調理師、副主任調理師、副主任運転技師、副主任機器操作技師又はこれに相当する職務 | |
| 4級 | 1 係長又はこれに相当する職務 2 主任又はこれに相当する職務 | 1 係長の職務 2 副主任、副主任保育士、副主任教諭、副 主任保健師、副主任看護師、副主任校務技 師、副主任学校給食調理師、副主任調理師 、副主任運転技師、副主任機器操作技師又 はこれに相当する職務 | |
| 5級 | 1 課長補佐又はこれに相当する職務2 困難な業務を分掌する係長又はこれに相当する職務3 相当困難な業務を処理する主任又はこれに相当する職務 | 1 高度な知識若しくは経験を必要とする係長の職務 2 高度な知識若しくは経験を必要とする主任、主任保育士、主任教諭、主任保健師、主任看護師、主任校務技師、主任学校給食調理師、主任調理師、主任運転技師、主任機器操作技師又はこれに相当する職務 | |
| 6級 | 1 課長又はこれに相当する職務 2 主査の職務 | 1 課長又はこれに相当する職務 2 課長補佐又はこれに相当する職務 | |
| 7級 | 会計管理者、部長、理事若しくは次長又はこれらに相当する職務 | 参事の職務 | |
| 8級 | 経験を必要とする会計管理者、部長、理事又 はこれに相当する職務 | | |

◇給与等

| ◇給与等 | | 出雲市 | 斐川町 |
|------------------|------------------|---|---|
| | 一般行政職 | 8級制 | 7級制 |
| | 技能労務職 | なし | 7級制 |
| 給料表 | 医療職 | 医療職(一)給料表4級制 医療職(二)給料表6級制 医療職(三)給料表6級制 | なし |
| | 企業職給料表 | 一般行政職給料表に同じ | なし |
| | 給料 | 毎月 15日 | 毎月 20日 |
| 支給日 | 期末勤勉手当 | 6月20日 12月10日 | 6月30日 12月10日 |
| | 大学卒 | 172, 200円 | 172, 200円 |
| 初任給 (行政職給料表) | 短大卒 | 152,800円 | 152,800円 |
| (13 かんれぬかいい イエング | 高校卒 | 140, 100円 | 140, 100円 |
| | 管理職手当 | 部長級 15% 16%以内 次長級 13% 課長級 11% 12%以内 川(主査) 9% 課長補佐級 8% 10%以内 | 参事級 53,100円 課長級 41,600円 課長補佐級33,200円 |
| | 扶養手当 | 国に同じ 配偶者 13,000円 扶養親族たる子、父母等 6,500円 特定期間の加算 5,000円 | 国に同じ |
| 手当 | 地域手当 | 国に同じ | なし |
| | 住居手当 | 国に同じ | 国に同じ |
| | 通勤手当 | 国と異なる | 国と異なる |
| | 単身赴任手当 | 国に同じ | なし |
| | 特殊勤務手当 | 1 3種 | 1 5種 |
| | 時間外勤務手当 | 国に同じ125/100 ※月60時間超え150/100 | 国に同じ ※月45時間超え60時間まで 135/100 ※月60時間超え150/100 |
| | 休日勤務手当 | 国に同じ135/100 | 国に同じ |
| | 夜間勤務手当 | 国に同じ25/100 | なし |
| 手当 | 宿日直手当 | 4,200円 2,100円(半日) | 4,200円 2,100円(5時間未満) ※宿日直勤務を行っていないため、 支給していない |
| | 管理職 特別勤務手当 | 部・次長級 8,000円 課長級以下 6,000円 ※上記は6時間まで 6時間超 ×150/100 | (1)6時間までの場合 4,000円(2)6時間を超える場合 4,000円×150/100 ※支給は行っていない |
| | 期末手当 | 国と異なる 6月1.25月 12月1.45月 計2.70月 | 国に同じ |
| | 勤勉手当 | 国と異なる 6月0.675月 12月0.675月 計1.35月 | 国に同じ |
| | 期末・勤勉手当 の役職加算 | 6、7、8級 15% 5級の内、課長補佐 12% 4、5級 10% 3級 5% | 5~7級 10% 3~4級 5% |

ラスパイレス指数の状況(一般行政職)

島根県内市町村

| 市町村名 | 平成21年4月1日 | (参考) 平成20年4月1日 |
|-------|-----------|-------------------|
| 松江市 | 98.2 | 98.2 |
| 浜田市 | 96.4 | 96.1 |
| 出雲市 | 98.2 | 98.2 |
| 益田市 | 97.3 | 99.6 |
| 大田市 | 95.7 | 96.0 |
| 安来市 | 97.5 | 97.0 |
| 江津市 | 95.0 | 94.8 |
| 雲南市 | 96.0 | 95.1 |
| 市平均 | 97.4 | 97.5 |
| 東出雲町 | 95.1 | 99.3 |
| 奥出雲町 | 88.3 | 89.6 |
| 飯南町 | 92.4 | 91.4 |
| 斐川町 | 98.7 | 99.4 |
| 川本町 | 89.9 | 90.9 |
| 美郷町 | 92.4 | 91.9 |
| 邑南町 | 95.4 | 94.6 |
| 津和野町 | 97.1 | 93.9 |
| 吉賀町 | 97.4 | 95.9 |
| 海士町 | 84.5 | 81.3 |
| 西ノ島町 | 86.6 | 84.4 |
| 知夫村 | 88.3 | 86.5 |
| 隠岐の島町 | 94.1 | 89.4 |
| 町村平均 | 93.5 | 92.3 |
| 市町村平均 | 96.6 | 96.4 |

新市の類似団体

| 市町村名 | 平成21年4月1日 |
|---------------|-----------|
| 周南市 (山口県) | 101.2 |
| 帯広市 (北海道) | 98.1 |
| 野田市 (千葉県) | 100.2 |
| 小山市 (栃木県) | 100.1 |
| 鈴鹿市 (三重県) | 100.6 |
| 徳島市 (徳島市) | 100.0 |
| 弘前市 (青森県) | 97.5 |
| 上田市 (長野県) | 99.3 |
| 松阪市 (三重県) | 97.1 |
| 石巻市 (宮城県) | 95.7 |
| 佐賀市 (佐賀県) | 98.7 |
| 津市 (三重県) | 97.8 |
| 福島市 (福島県) | 103.3 |
| 市原市 (千葉県) | 103.2 |
| 釧路市 (北海道) | 96.4 |
| 松江市 (島根県) | 98.2 |
| 東広島市 (広島県) | 100.9 |
| 山口市 (山口県) | 99.9 |
| 今治市 (愛媛県) | 93.0 |
| 都城市 (宮崎県) | 97.5 |
| 平均 | 98.9 |

一般職の職員の身分の取扱いに関する法令

○地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号)

- (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)
- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
 - (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
 - (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
 - (6) 特定地方独立行政法人の役員

(分限及び懲戒の基準)

- 第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。 (降任、免職、休暇等)
- 第 28 条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。
 - 勤務成績が良くない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。
 - 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
- 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定かある場合を除く 外、条例で定めなければならない。
- 4 職員は、第 16 条各号(第 3 号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

○市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号)

(職員の身分取扱い)

- 第12条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一 般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。
- 2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理 しなければならない。

協議第 41 号

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

組織及び機構の取扱いについて

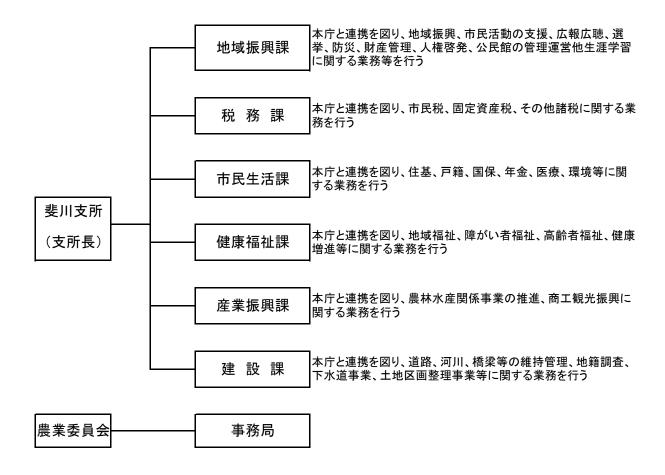
合併協定項目13.組織及び機構の取扱いは、次のとおりとする。

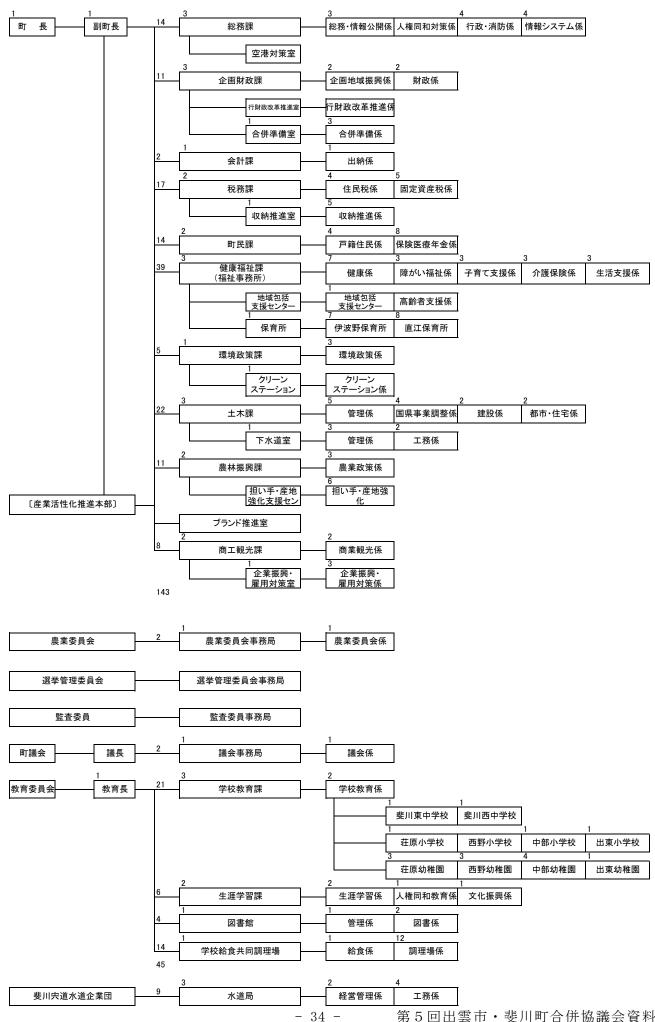
- 1. 組織及び機構の取扱いについては、現在の出雲市の組織及び機構を 基本に統一する。
- 2. 現在の斐川町役場は支所とし、窓口業務(住民登録、税務、年金な ど)及び住民生活に密着した業務(福祉サービス、生活道路・下水路 整備など)を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、斐川 町の区域を所管区域とし、新市基本計画及び地域ごとに策定する地域 まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区 域の地域振興策を調整し、その実現を図る。なお、地域特性により必 要と認められる農業行政業務については、事務事業調整の結果を踏ま え、合併時までに体制を検討する。
- 3. 合併後、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避 するため、斐川支所を次のとおり段階的に整備する。
- (1) 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構 をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗 に応じ逐次統合を行う。
- (2) 合併後、概ね3年を経過した時点において、行政改革方針及び定 員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を 構築する。

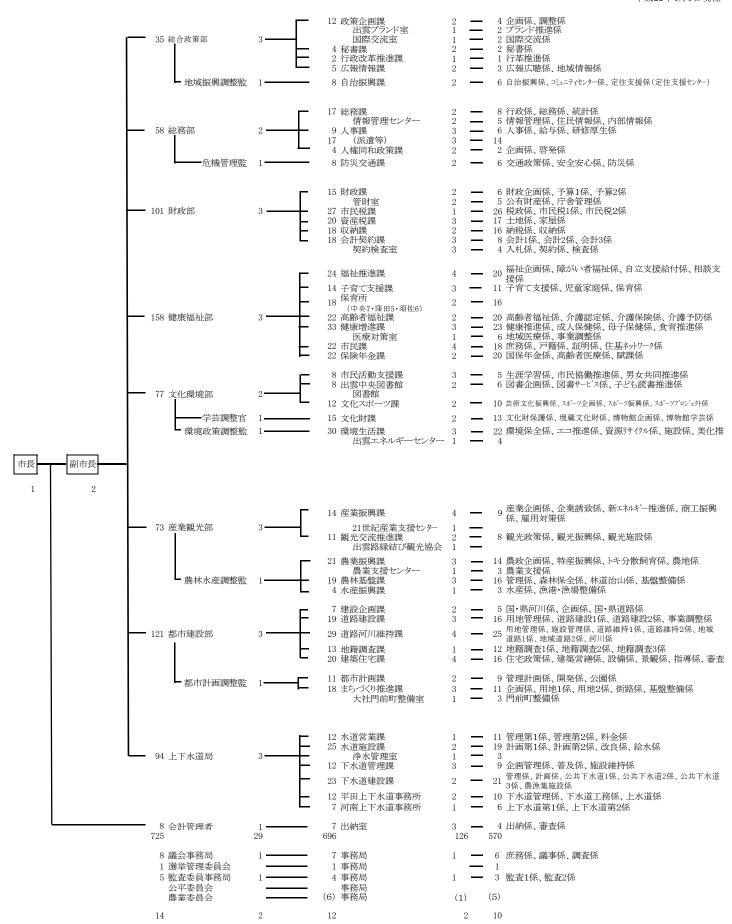
| (3) 合併 10 年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、 地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率 化を図る。 |
|---|
| 参考資料:別紙のとおり |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

合併時における斐川支所の組織イメージ

(人口が同規模の平田支所の合併時の組織に準じている。)

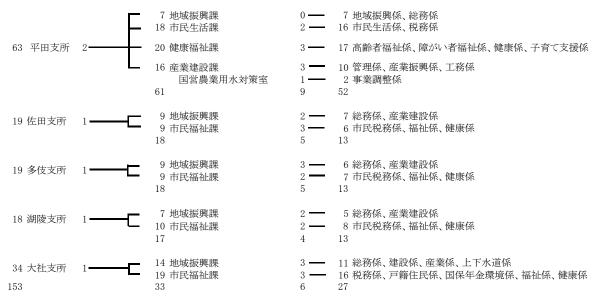






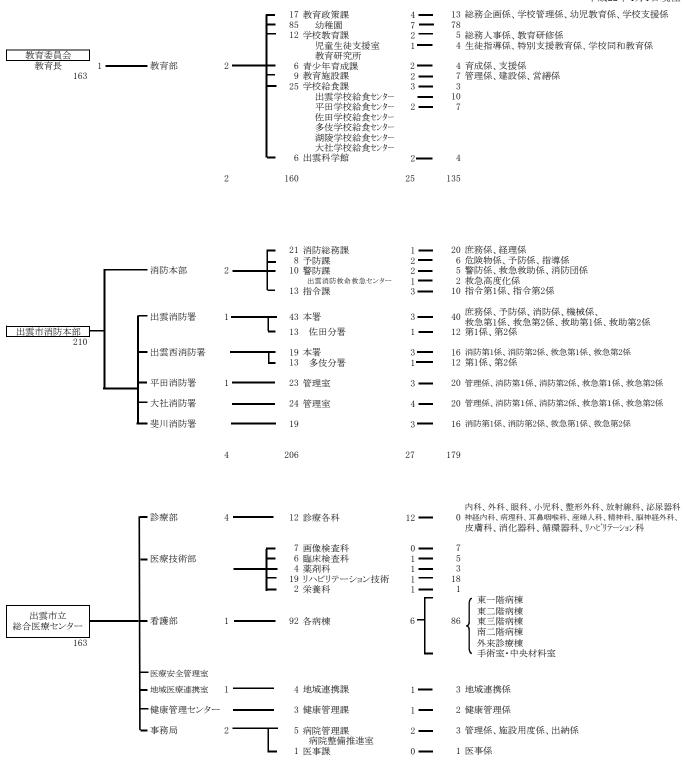
出雲市行政組織(支所)

平成22年4月1日現在



出雲市行政組織(教育委員会、消防本部、総合医療センター)

平成22年4月1日現在



155

26

129

8

協議第 42 号

各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて、次のとおり協議す る。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(保健事業関係)の取扱いは、次の とおりとする。

1 健康保健計画

出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き 継ぎ、合併後速やかに新たな健康保健計画を策定する。

- 2 各種予防接種 合併時から出雲市の例により統一する。
- 3 乳幼児等医療費助成制度 合併時から3歳未満の入院・通院を無料としている出雲市の例によ り統一する。
- 4 福祉医療費助成制度 合併時から県の制度に加えて、単独の助成も実施している出雲市の 例により統一する。
- 5 各種検診(胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺 がん、肝炎ウイルス、歯周疾患) 合併時から出雲市の例により統一する。

よって、出雲市のみで実施している胃がん血液検診、前立腺がん検 診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。

6 一般不妊治療費助成事業

出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成事業については、合 併時から新市の事業として実施する。

7 食育推進計画

出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き 継ぎ、合併後速やかに新たな食育推進計画を策定する。

参考資料:別紙のとおり

| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目健康保健計画 |
|--|--|---|
| 調整の方針 出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ | 画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな健康保健計画を策定する。 | |
| 海 | 光 | 4 土 田) 4 |
| 田 柳 田 | 東 三 町 | 調 材 の 末 本 豆 乙 布 |
| 【四七类甲单数半晶化】 | 【(令以于回传单数乙位/回传单数出门派】 | ・ 一、解毒の解学面大学でより、日本の一般の一般を表現を表現して、 |
| 【山东门庭承泊店引回】 | 【文三四年录三四十二年录三四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | - MICV, IRIX KIRELI 国 17, KIR C 1-20 K C 14、2011 の計画で 14・1 車番が甲格1 - 3、14 II 下下・14 II 数を図え 1. ナイナス |
| 4.1744.17日の8.24.17.17.20日本日本日日の8.4.4.1月日日の1月日日の1月日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日 | | 伸作に十米6人高つ、ジダーをこうに登場ら近らしてしょう。 |
| 少子高齢化の進展 | ・計画の期間 平成19年度から平成23年度まで | |
| 生活習慣病(特にがん、心疾患、脳血管性疾患)の増加 | | |
| 疾病の早期発見・早期治療から予防重視の対策へ | ・計画の基本理念 | |
| | 1. 町民の主体的な健康づくりを支援する健康づくり体制を整え | |
| ・計画の期間 平成20年度から平成29年度まで | 8% | |
| ※平成24年度に中間評価 | 2. 「働きざかりの健康づくり」と「親子の健康づくり」を関連させて | |
| | 計画を策定する。 | |
| ・計画の基本理念 | 3. こどもから高齢者までの「心の健康づくり」に取り組む。 | |
| 1. 健康なライフスタイル | | |
| 2. 健康なまちづくり | ・計画の重点施策 | |
| ·行動目標 | 1. 働きざかりの健康づくり | |
| 小児・思春期 | 2. 親子の健康づくり | |
| 青年・壮年期 | 3. 心の健康 グイン | |
| 言齡期 | 4. 生活習慣病予防対策 | |
| ・健康出雲プロジェクト | 5. 住民主体の健康づくりの推進 | |
| がん予防 | | |
| 糖尿病予防 | | |
| 歯の健康 | | |
| 心の健康 | | |
| 感染症予防 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| $\overline{}$ |
|---------------|
| - |
| _ |
| |
| 850 |
| ω |
| . |
| _ |
| 4 |
| ۱,` |
| - 1 |
| = |
| * |
| 71 |
| V |
| γ |
| خلأ |
| Ţ |
| - 1 |
| D |
| 脈 |
| 医鴉 |
| K |
| - |
| 健康 |
| 鉪 |
| 4 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議 細目 各種予防接種 |
|----------------------------------|-------------------------------|--|
| 調整の方針 合併時から出雲市の例により統一する。 | | |
| 船 | 光 | 4 世 田 少 森 |
| 田神田 | 常三百 | 国 材 られ 子 己 こ 本 |
| 〇個別接種(医療機関に委託して実施) | 〇個別接種(医療機関に委託して実施) | 斐川町で集団接種で行っているBCGについては、合併後、 個叫辞籍レチス |
| 【接種内容及び対象者】 BCG: 在後3ヶ日~6ヶ日 | 【接種内容及び対象者】 | 国がJX信にする。 |
| こので、エヌの・ハハ ・ハハ ・ 3 種混合・3 ヶ月~90ヶ月 | 3種混合:3ヶ月~90ヶ月 | |
| 2 種混合:11 歳~12 歳 | 2 種混合:11 歳~12 歳 | |
| MR(麻しん風しん) | MR(麻しん) | |
| 1期:1歳~2歳、2期小学校就学前 | 1期:1歳~2歳、2期:小学校就学前 | |
| 3期:中学校1年、4期:高校3年 | 3期:中学校1年、4期:高校3年 | |
| 日本脳炎:3 歳~90 ヶ月 | 日本脳炎:3 歳~90ヶ月 | |
| ポリオ (ハイリスク者のみ) :3 ヶ月~90ヶ月 | ポリオ (ハイリスク者のみ) :3 ヶ月~90 ヶ月 | |
| | BCG(ハイリスク者のみ):3ヶ月~12ヶ月 | |
| [委託先] | [委託先] | |
| 出雲医師会、大学病院、県中、総合医療センターほか | 出雲医師会、大学病院、県中、総合医療センターほか | |
| ポリオ(ハイリスク)は、大学病院、県立中央病院のみ | ポリオ・BCG(ハイリスク)は、大学病院、県立中央病院のみ | |
| 【個人負担金】 | 【個人負担金】 | |
| なし | なし | |
| 【実施時期】 | 【実施時期】 | |
| 通年 | 通年 | |
| 【通知方法等】 | 【通知方法等】 | |
| 接種勧奨通知を発送 | 出生届時、予防接種手帳交付による接種勧奨 | |
| 広報、ホームページなどで周知 | 広報、ホームページなどで周知 | |
| | | |
| | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.8501-2

| 協議和目各種予防接種 | | 子 | | | | |
|-----------------------------|--------------------------|---|-----|-------|--|--|
| v | | 況 | | 〇集団接種 | [接種内容及び対象者・実施時期] BCG:生後3ヶ月~原則6ヵ月(1回接種) ※年間9回の接種機会のため、1歳未満接種可 ※5・7・8・9・11・12・1・2・3月 ポリオ:満3ヶ月~90ヶ月未満児(2回接種) ※4・6・10月(8日) 【個人負担金】 山生届時、予防接種手帳交付による接種勧奨 広報、ホームページなどで周知 | |
| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | 調整の方針 合併時から出雲市の例により統一する。 | 海 | 田神田 | 〇集団接種 | [接種内容] ポリオ (2回接種) [対象者] 満3ケ月児~90ケ月児 [実施時期] 春・秋 [個人負担金] なし 「通知方法等】 接種勧奨通知を発送 広報、ホームページなどで周知 | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目乳幼児等医療費助成制度 |
|---|---|--|
| 調整の方針 合併時から3歳未満の入院・通院を無料としている出雲市の例により統一する。 | 1雲市の例により統一する。 | |
| 強 | 光 | 4 4 4 四 4 4 |
| 出票市 | 斐川町 | 調金の具体的内容 |
| 【目的等】 ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の早期発 見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業 | 【目的等】 ・乳幼児等医療費の本人負担分を助成することにより疾病の早期発 見等と保護者の経済的負担の軽減を図る。 ・県単位の事業 | 斐川町の「3歳未満の入院・通院⇒500円」を出雲市の「3歳未満の入院・通院⇒無料」 に合わせる。 |
| 【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 ○一部負担金 ・3歳未満の入院・通院⇒無料 ・3歳以上就学前までの入院・通院⇒総医療費の1割 (上限:入院⇒10,000円、通院⇒5,000円) ・就学後 20 歳未満までのぜんそ〈等5疾患群の1ケ月未満の入 院⇒総医療費の1割(上限 15,000円/月) | 【助成額】 本人負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成 ○一部負担金 ・3歳未満の入院・通院⇒500 円 ・3歳以上就学前までの入院・通院⇒総医療費の1割 (上限:入院⇒10,000 円、通院⇒5,000 円) ・就学後 20 歳未満までのぜんそ〈等5疾患群の1ケ月未満の入 院⇒総医療費の1割(上限 15,000 円/月) | |
| 【県補助金】 助成額の1/2を補助 | 【県補助金】 助成額の1/2 を補助 | |
| [22年度予算額] 医療費 280,000 千円 事務費 18,700 千円 | 【22年度予算額】 医療費 56,820 千円 事務費 4,033 千円 | |
| | | |

| No.3800 |
|----------------|
| アール |
| ーキンググ |
| ξ・医療ワ - |
| 健康 |

| 1 | 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議和目福祉医療費助成制度 |
|---|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 第 | | | |
| 事業概要] 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を福祉医療費として助成する。 [知成内容] ・対象者 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 2. 身体障がい者手帳(1~2 級) 3. 知的障がい者(1~2 級) 4. 身体障がい者(3~4 級) +知的1050 以下の者 5. ひとり親く母子+父子+両親のいない児童> (所得税非課税世帯) ・対象者数(平成21年4月1日時点) 重度心身障がい児(者) 608人 ひとり家庭へ母子+父子等> 179人 ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の1割(薬局等は無料) ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の1割(薬局等は無料) ・1. 入院 住民税課税世帯 7,500円 生民税課税世帯 12,000円 住民税課税世帯 12,000円 住民税非課税世帯 4,000円 (H22年度予算額) ・医療費 66,800千円・事務費 1,334千円 | 通 | 光 | 4 3 4 四 4 |
| [事業概要] 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的 負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の 一部を福祉医療費として助成する。 [助成内容] ・対象者 ・力象者 ・力象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 重度心身障がいれ(名) 608 人 ひとり家庭<母子+父子+両親のいない児童> (所得税非課税世帯) ・対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 重度心身障がい現(者) 608 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 ・対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 重度心身障がい現(者) 608 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の1割(薬局等は無料) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) 1. 入院 住民税課税世帯 7.500 円 住民税課税世帯 40,200 円 住民税非課税世帯 7,500 円 全民税非課税世帯 40,200 円 住民税非課税世帯 4,000 円 住民税非課税世帯 4,000 円 | | Ш | 日本本の田 |
| 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的 負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の 一部を福祉医療費として助成する。 【助成内容】 ・対象者 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 2. 身体障がい者(A級) 4. 身体障がい者(A級) 4. 身体障がい者(A級) 5. ひとり親<母子+父子+両親のいない児童> (所得税非課税世帯) ・対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 重度心身障がい児(者) 608 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 ・対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 重度心身障がい児(者) 608 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の 1割(薬局等は無料) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) 1. 入院 住民税課税世帯 7.500 円 住民税非課税世帯 7.500 円 住民税非課税世帯 40.200 円 住民税非課税世帯 40.200 円 | [事業概要] | [事業概要] | |
| 負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部を福祉医療費として助成する。 [助成内容] ・対象者 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 2. 身体障がい者手帳(1~2 級) 3. 知的障がい者・(1~2 級) 4. 身体障がい者・(3~4 級) 十知的1050 以下の者 5. ひとり親く母子+父子+両親のいない児童> (所得税非課税世帯) ・対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 重度心身障がい児(者) 608 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の 1 割(薬局等は無料) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) 1. 入院 住民税課税世帯 40.200 円 住民税課税世帯 7,500 円 全民税非課税世帯 40.000円 住民税非課税世帯 4,000円 | 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的 | 重度心身障がい者及びひとり親家庭に対して、健康の保持・経済的 | 斐川町は県の助成制度で実施しており、出雲市は県の制 |
| 一部を福祉医療費として助成する。 「即成内容] | 負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の | 負担の軽減によりこれら福祉の増進を図ることを目的として、医療費の | 度の上に市単独の助成も実施しており助成制度が異なっ |
| (り成内容) - 対象者 - 1. 65 歳以上十3ヶ月以上寝たきり者 - 2. 身体障がい者手帳(1~2 総) - 3. 知的障がい者(1~2 総) - 3. 知的障がい者(1~2 総) - 4. 身体障がい者(1~2 総) - 4. 身体障がいる(1~2 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に | 一部を福祉医療費として助成する。 | 一部を福祉医療費として助成する。 | ているため、新市では出雲市の例により統一します。 |
| - 対象表者 - 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 - 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 - 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 - 2. 身体障がい者手帳(1~2 総) - 3. 知的障がい者手帳(1~2 総) - 4. 身体障がい者(3~4 総) +知的1050 以下の者 - 4. 女子十両親のいない児童> - 4. 女子十両親のいない児童> - 1. 484人 - 4. 女子等> 1.919人 - 5. 6(負担上限額:月/一医療機関) - 6(負担上限額:月/一医療機関) - 10,000円【40,200円】 - 10,000円【40,200円】 - 10,000円【40,200円】 - 10,000円【40,200円】 - 10,000円【12,000円] - 11,000円【40,00円】 - 12, 杯来 - 4. 4000円 - 4. 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | 【助成内容】 | 【助成内容】 | |
| - 5 歳以上十3ヶ月以上寝たきり者 1. 65 歳以上十3ヶ月以上寝たきり者 2. 身体障がい者手帳(1~2 級) 3. 知的障がい者(1~2 級) 3. 知的障がい者(1~2 級) 4. 動的障がい者(1~2 級) 4. 動的障がい者(1~2 級) 3. 知的障がい者(1~2 級) 4. 動的障がい者(1~2 級) 4. 動的障がい者(3~4 級) +知的 1050 以下の者 5. ひとり親く母子+父子+両親のいない児童> (所得税非課税世帯) 4. 女子等> 1,919 人 5. ひとり家庭<母子+父子等> 1,919 人 5. ひとり家庭<母子・父子等> 1.91 人 5. ひとり家庭<母子・父子等> 1.91 人 5. の 円 (4月に同じ) 2. か来 は上腿 住民税非課税世帯 7.500 円 4月に200 円 4月000 円 4月000 円 4月000 円 4月000 円 5. か来 は民税非課税世帯 4,000 円 4月200 円 5. かま務費 9,200 千円 事務費 1,334 千円 5. を療費 66,800 千円 事務費 1,334 千円 | ・対象者 | ·対象者 | (合併後) |
| (A 級) (A 級) (A 級) (3 ~ 4 級) + 知的 1050 以下の者 (5 + 父子十両親のいない児童〉 (6 特別 + 公子中両親のいない児童〉 (7 分 名 数) + 知的 1050 以下の者 (8 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 1.65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 | 1. 65 歳以上+3ヶ月以上寝たきり者 | 股 入院 |
| (4 級) (3 ~ 4 級) + 知的 IQ50 以下の者 (3 ~ 4 級) + 知的 IQ50 以下の者 5 - ひとり親く母子+父子+両親のいない児童〉 (所得税非課税世帯) (所得税非課税世帯) (所得税非課税世帯) (対象者数 「中成 21 年 4 月 1 日時点) (計 2 4 月 1 日時点) (計 2 4 月 1 日時点) (計 2 4 月 1 日時点) (計 3 2 2 4 展 | 2. 身体障がい者手帳(1~2級) | 2. 身体障がい者手帳(1~2級) | 1 |
| (3~4級)+知的1050以下の者 4.身体障がい者(3~4級)+知的1050以下の者 5.ひとり親く母子+父子+両親のいない児童〉 (所得税非課税世帯) 4.分象者数(平成21年4月1日時点) 4.分象者数(平成21年4個)(集制度に同じ) 4.分象者数(平成21年4日) 4.000円[4.200円] 4.000円[4.200円] 4.000円[4.200円] 4.22年度予算額] 4.920千円 事務費 1.334千円 4.22年度予算額] | 3. 知的障がい者(A 級) | 3. 知的障がい者(A 級) | 人院 → |
| 2+父子+両親のいない児童> 5. ひとり親く母子+父子+両親のいない児童> 世帯) (所得税非課税世帯) 年4月1日時点) ・対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) 見(者) 1,484人 (かとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本女等> 1,919人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本女等> 1,919人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本女子等> 1,919人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本女子等> 1,919人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本人) (本女子等〉 179 人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本) (本女子等〉 179 人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本) (本女子等〉 179 人 (ひとり家庭〈母子+父子等〉 179 人 (本) (本女) (本女子等〉 179 人 (ひとり家庭〈母子・父子等〉 179 人 (本庭機関) (集制度に同じ) 総区機関) (中区税機関) (自口、関係) (自口、関係) (自口、関係) (自口、関係) (自己、関係) (自己 | 4. 身体障がい者(3~4級)+知的1Q50以下の者 | 4. 身体障がい者(3~4級)+知的1050以下の者 | 1 |
| 世帯) (所得税非課稅世帯) 中4月1日時点) ・対象者数 (平成 21 年 4月1日時点) 記(者) 1,484人 (立とり家庭<母子+父子等> 179 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 ひをり家庭(母子+父子等> 179 人 か象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の 1割(薬局等は無料) (担日開度に同じ) ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 総医療費の 1割(薬局等は無料) (負担上限額:月/一医療機関) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医剤:1,7500円 は上限 住民税課稅世帯 7,500円 は上限 住民稅課稅世帯 4,000円 「井2年度 7算額】 ・医療費 66,800千円 ・事務費 | 5. ひとり親く母子+父子+両親のいない児童> | 5. ひとり親く母子+父子+両親のいない児童> | ※20歳未満については県制度のとおりのため変更なし |
| 年4月1日時点) ・対象者数 (平成 21 年 4月1日時点) 記(者) 1,484人 ・08 人 1+44人 ひとり家庭く母子+父子等> 179 人 ・ ひとり家庭く母子+父子等> 179 人 5日(鳥相度に同じ) ※医療費の医療費負担(鳥制度に同じ) ※医療費の日間(薬局等は無料) (身担上限額:月/一医療機関) ・ 町助成の実施(負担上限額:月/一医財 10,000円[40,200円] 1. 入院 住民税課税世帯 7,500円 11,000円[7,500円] 2. 外来 12,000円 住民税非課税世帯 7,500円 12,000円 住民税非課税世帯 4,000円 12,000円 住民税非課税世帯 4,000円 12,000円 上2. 外来 12,000円 住民税非課税世帯 4,000円 12,000円 上2. 外来 12,000円 上2. 株 12,0 | (所得税非課税世帯) | (所得税非課税世帯) | |
| 記(者) 1,484 人 重度心身障がい児(者) 608 人 1+公子等> 1,919 人 ひとり家庭く母子+父子等> 179 人 5担(県制度に同じ) ※医療費負担(県制度に同じ) ※医療費の1割(薬局等は無料) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医類 1. 人院 1. 人院 1. 人院 住民税課税世帯 40,200 円 1. 人院 住民税課税世帯 7,500 円 1. 人院 住民税課税世帯 4,000 円 1. 公の 円【4,000 円】 住民税罪課税世帯 4,000 円 1. 本務費 9,200 千円 ・事務費 ・医療費 66,800 千円 ・事務費 | ·对象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) | ·対象者数(平成 21 年 4 月 1 日時点) | |
| 十父子等> 1,919 人 ひとり家庭<母子+父子等> 179 人 う担(県制度に同じ) ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) 薬局等は無料) ・・町助成の実施(負担上限額:月/一医損息 直(負担上限額:月/一医療機関) ・・町助成の実施(負担上限額:月/一医損害 は上限 ・・町助成の実施(負担上限額:月/一医損害 は上股 住民税課税世帯 40,200円 は上限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| (負担(県制度に同じ) ・・対象者の医療費負担(県制度に同じ) (負担上限額:月/一医療機関) ・・町助成の実施(負担上限額:月/一医類 (負担上限額:月/一医療機関) ・・町助成の実施(負担上限額:月/一医類 (自担上限額:月/一医療機関) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | |
| 薬局等は無料) 総医療費の1割(薬局等は無料) 直(負担上限額:月/一医療機関) ・町助成の実施(負担上限額:月/一医月 1. 人院 1. 人院 1. 人院 住民税課稅世帯 40,200 円 1件 5,000 円【7,500 円】 住民税非課稅世帯 7,500 円 1年限 2. 外来 6,000 円【12,000 円】 住民税非課稅世帯 4,000 円 1井 3,000 円【4,000 円】 住民税非課稅世帯 4,000 円 1井2年度予算額】 ・医療費 66,800 千円 ・事務費 | ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) | ・対象者の医療費負担(県制度に同じ) | |
| E(負担上限額: 月/一医療機関) ・町助成の実施(負担上限額: 月/一医項 1. 入院 場上限 1. 入院 は2000円【40,200円】 住民税課税世帯 40,200円 は上限 2. 外来 はた000円【12,000円】 住民税課税世帯 7,500円 は、3,000円【4,000円】 住民税課税世帯 4,000円 ド帯 3,000円【4,000円】 住民税非課税世帯 4,000円 ドカラのの円【12,000円】 住民税非課税世帯 4,000円 「H22年度予算額】 ・医療費 66,800千円 ・事務費 | 総医療費の1割(薬局等は無料) | 総医療費の1割(薬局等は無料) | |
| 1. 入院 1. 入院 1. (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | ・市単独助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) | ・町助成の実施(負担上限額:月/一医療機関) | |
| 10,000 円【40,200 円】 住民税課稅世帯 40,200 円 1時 5,000 円【7,500 円】 2. 外来 1日 3,000 円【12,000 円】 住民稅課稅世帯 4,000 円 1日 3,000 円【4,000 円】 住民稅非課稅世帯 4,000 円 1日 3,000 円【4,000 円】 1日 | | 1. 入院 | |
| 計量 5,000 円【7,500 円】 住民税非課稅世帯 7,500 円 12. 外来 全民稅課稅世帯 12,000 円 12. 外来 住民稅課稅世帯 4,000 円 12. 外来 住民稅非課稅世帯 4,000 円 12. 外来 大田2 年度予算額】 12. 外来 大田2 年度予算額】 12. 外来 大田2 年度予算額】 12. 外来 大田2 年度予算額】 12. 小米 大田2 年度予算額】 12. 小米 大田2 中級計算 | | | |
| 1.000 円[12,000 円] 1.000 円 1.0 | | | |
| 5 6,000 円【12,000 円】 住民税課稅世帯 12,000 円 1帯 3,000 円【4,000 円】 住民稅非課稅世帯 4,000 円 【H22 年度予算額】 「H22 年度予算額】 F円 事務費 9,200 千円 事務費 ・医療費 66,800 千円 事務費 | | 2. 外来 | |
| t帯 3,000 円【4,000 円】 住民税非課税世帯 4,000 円 【H22 年度予算額】 F円 事務費 9,200 千円 事務費 | | | |
| [H22 年度予算額] F円 ・事務費 9,200 千円 ・事務費 | | | |
| 380,000 千円 ·事務費 9,200 千円 ·事務費 | 【H22 年度予算額】 | 【H22 年度予算額】 | |
| | 380,000 千円 •事務費 | 66,800 千円 ·事務費 | |

| 調整の方針 合併 | | | |
|---------------------|--|---|---------------------------------------|
| | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診 | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| | 現 | 況 | # # # # # # # # # # # # # # # # # # # |
| | 田 曠 市 | 上 四 三 四 | |
| 〇胃がん集団検診 | | 〇胃がん集団検診 | |
| 【対象者】 40歳以上の市民 | の市民 | 【対象者】 40歳以上の町民 | 〇胃がん検診 |
| 【実施方法】委託(島根) | 委託(島根県環境保健公社) | 【実施方法】委託(島根県環境保健公社及びJA島根厚生連に委託) | 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 【検査項目】問診、X線検査 | 検査 | 【検査項目】問診、X線検査 | 血液検診は、合併時から新市の事業として実施する。 |
| 【実施時期】通年 54回 | | 【実施時期】通年 16回(7会場×2回 14日) | |
| 島根県環 | 島根県環境保健公社年間配車計画による | 島根県環境保健公社・JA島根厚生連の年間配車計 | |
| 【委託料】 4,620円 | | 画による | |
| 【自己負担金】40歳~69歳 900円 | 69歳 900円 | 【委託料】 4,620円 | |
| 70歳以上 | 70歲以上·生活保護世帯·住民税非課税世帯無料 | 【自己負担金】40歳以上 900円 | |
| 【場所】 各地区示3 | 各地区ぶユニテイセンター等 | 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 | |
| 【周知方法】 広報、ホー | 広報、ホームページ、JA放送、チラン町内回覧 | 【場所】 各地区公民館等 | |
| 【結果通知】 市から通知 | | 【周知方法】 年間予定表を全戸配布(2回)、広報、無線 | |
| | | 【結果通知】 町から通知 緊急通知必要者には、保健師訪問 | |
| 〇胃がん血液検診 | | | |
| 【対象者】 40歳以上の市民 | の市民 | 〇胃がん血液検診 | |
| 【実施方法】委託(出雲: | 委託(出雲市立総合医療センター・島根難病研究所) | 未実施 | |
| 【検査項目】問診、血液 | 問診、血液検査(ペプシノゲン、ヘノjコバクタ・ピロリ) | | |
| 【実施時期】10月~11月 | 日 | | |
| 【委託料】 3,170円 | E | | |
| 【自己負担金】40歳~69歳 600円 | 69歳 600円 | | |
| 70歳以 | 70歲以上·生活保護世帯·住民税非課稅世帯無料 | | |
| 【場所】 出雲市立総 | 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所 | | |
| 【周知方法】 広報、ホー | 広報、ホームページ、JA放送 | | |
| 【結果通知】医療機関から通知 | いら通知 | | |
| 【申込み方法】 市へ申込み | <i>አ</i> ንታ | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5300

| 協議細目 各種検診(肺がん検診) | 業として実施する。 | 多 中 克 井 画 乡 梅 馬 | ある本本のは | 〇肺がん検診 合併時から出雲市の例により統一する。 |
|----------------------------|---|-----------------|--------|--|
| | 診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | 況 | 製川 町 | 〇肺がん検診(集団) 【対象者】 40歳以上65歳未満の町民 【実施方法】 委託(島根県環境保健公社) 【検査項目】 胸部レントゲン(全員)、喀痰細胞診(ハイリスク及び希望者) 【実施時期】 島根県環境保健公社の年間配車計画による 【委託料】 読影:1,323円、喀痰:2,184円 【自己負担金】 胸部レントゲン(100円)、喀痰細胞診(400円) 【場所】 地区公民館 【周知方法】 全世帯に通知(氏名なしの受診票)、広報、無線 【結果通知】 町から通知 |
| 頁 目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | 方針 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立勝 | 現 | 出雲市 | 40歳以上で喫煙指数 400 以上の市民 40歳以上で喫煙指数 400 以上の市民 委託(JA島根厚生連) ヘリカル CT 検査、肺機能検査、問診 4,000円 ま定(JA島根厚生連肺がA検診車) また(JA島根厚生連肺がA検診車) また(JA島根厚生連肺がA検診車) また(JA島根厚生連肺がA検診車) までは、ホームページ、JA放送 1) 未定 平成 22 年度はモデル実施 |
| 協議項 | 調整の方針 | | | ○ 請がん様診(集団) 【対象者】 40 【実施 は 20 【実施 は 20 【 20 【 20 【 30 【 40 【 |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5400-1

| 協議項目名 | 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目 各種検診(乳がん検診) |
|------------------|--|---|--------------------|
| 調整の方針よ | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診 | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| | 現 | 光 | 4 |
| | 出票市 | 秦 川 町 | 調金の具体的み谷 |
| | | | |
| 〇乳がん施設検診 | | ○乳がん施設検診 | 〇乳がん検診 |
| 【対象者】 | | 【対象者】 | 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 40歳以上の市民(2年に1回) | 2年に1回) | 40歳以上の町民(2年に1回) | |
| 【実施方法】 | | 【実施方法】 | |
| 委託(島根県立中5 | 委託(島根県立中央病院・島根難病研究所・出雲市立総合医療セン | 委託/島根県立中央病院・島根難病研究所・出雲市立総合医療セ | |
| 夕—·出雲徳洲会病院 | 50000000000000000000000000000000000000 | ンター・出雲徳洲会病院) | |
| 【検診項目】 | | 【検診項目】 | |
| 40歳~49歳:問診 | 40歳~49歳:問診、マンモグラフィ2方向撮影+視触診 | 40歳~49歳:問診、マンモグラフィ2方向撮影+視触診 | |
| 50歳以上: 問診、1 | 50歳以上:問診、マンモグラフィ1方向撮影+視触診 | 50歳以上:問診、マンモグラフィ1方向撮影+視触診 | |
| 【実施時期】 | | 【実施時期】 | |
| 通年 | | 通年 | |
| 【委託料】 | | [委託料] | |
| 40歳~49歳 (6,804円) | 804円) | 40歳~49歳(6,804円) | |
| 50歳以上(4, 137円) | 7円) | 50歳以上(4,137円) | |
| [自己負担金] | | [自己負担金] | |
| 40歳~49歳(1, 200円) | 200円) | 40歳~49歳(1, 200円) | |
| 50歳~69歳(900円) | (HC | 50歳以上(900円) | |
| 70歳以上,生活保 | 70歳以上・生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 | 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 | |
| 【周知方法】 | | 【周知方法】 | |
| 広報、ホームページ | 広報、ホームページ、JA放送、ケーブル TV、チラシ | 年間計画全戸配布(2回) | |
| 【結果通知】 | | 【結果通知】 | |
| 市から通知。精密を | 市から通知。精密検査必要者は、保健師が訪問通知 | 町から通知 | |
| 【申込み方法】 | | 【申込み方法】 | |
| 委託機関に直接 | | 委託機関に直接 | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5400-2

| | | 音を断ちて右右を歩く光がらを歩り |
|---------------------------------------|---|---------------------|
| 調整の方針 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺 | 診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| 海 | n n | 子 |
| 中華田 | 聚 三 町 | 調節の具体でとな |
| | | |
| ○女性特有のがん検診推進事業(乳がん) | 〇女性特有のがん検診推進事業(乳がん) | 〇女性特有のがん検診推進事業(乳がん) |
| 【実施時期】 | 【実施時期】 | 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 通年 | 通年 | |
| 【対象者】 | 【対象者】 | |
| 40 歳·45 歳·50 歳·55 歳·60 歳(前年度末年齢) | 40 歳·45 歳·50 歳·55 歳·60 歳(前年度末年齢) | |
| 【検診項目】 | 【検診項目】 | |
| 問診、マンモグラフィ+視触診又はマンモグラフィのみ(マンモグラフィ | 問診、マンモグラフィ+視触診 | |
| の方向は上記施設検診と同じ) | (マンモグラフィの方向は上記施設検診と同じ) | |
| | | |
| 【実施方法】 | 【実施方法】 | |
| 医療機関に委託、乳がん検診車(島根県環境保健公社) | 医療機関に委託 | |
| | | |
| 【委託先】 | [委託先] | |
| 出雲市立総合医療センター・島根県立中央病院・島根難病研究所・ | 出雲市立総合医療センター・島根県立中央病院・島根難病研究所・ | |
| 出雲徳洲会病院・出雲市民病院・島根県環境保健公社 | 出雲徳渕会病院 | |
| | | |
| [自己負担金] | 【自己負担金】 | |
| 無料 | 熊 | |
| 【周知方法】 | 【周知方法】 | |
| 個人通知(クーポン券・検診手帳) | 個人通知(クーポン券・検診手帳) | |
| 【結果通知】 | 【結果通知】 | |
| 市から通知。精密検査必要者は、保健師が訪問通知 | 町から通知。 | |
| 【申込み方法】 | 【申込み方法】 | |
| 委託機関に直接 検診車は市に申込み | 表 字機盟に直接 | |

健康・医療ワーキンググループ No.5500-1

| の方針 (人施設検記 (方施設検記 (方法) 委託((百日) 頸がん (五年) 選手 | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立勝 | | |
|---|--|---|--------------------|
| 出 O子宮がん施設検診 [対象者] 20歳以上の女性: [実施方法] 委託(出雲斐川の) [検診項目] 頸がん検診・頸+ | | 、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| 出 ○子宮がん施設検診 「対象者】 20歳以上の女性」 【実施方法】委託(出雲斐川の) 【検診項目】頸がん検診・頸+ 【期間】 通年 | 現 | 況 | 4 3 4 1 1 1 4 4 |
| ○子宮がん施設検診 【対象者】 20歳以上の女性: 【実施方法】委託(出雲斐川の) 【検診項目】頸がん検診・頸+ 【期間】 通年 | 卡 | 光 川 町 | 中区区长区内阁 |
| 57. | | 〇子宮がん施設検診 | 〇子宮がん検診 |
| 5法】 | 20歳以上の女性市民(子宮体がんは30歳以上) | 【対象者】20歳以上の女性町民(子宮体がんは30歳以上) | 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| | 帚人科医療機関) | 【実施方法】委託(斐川出雲の婦人科医療機関) | |
| | 頸がん検診・頸+体がん検診・HPV検査(希望者) | 【検診項目】 頸がん検診・頸+体がん検診・HPV検査(希望者) | |
| | | 【期間】 通年 | |
| 【場別】 委託医療機関12か別 | が所 | 【場所】 委託医療機関12か所 | |
| 【委託料】 頸がん検診6,53 | 頸がん検診6, 530円、頸+体がん検診11, 730円 | 【委託料】 頭がん検診6, 530円、頸+体がん検診11, 730円 | |
| HPV検査4, 300円 | F | HPV検査4, 300円 | |
| 【自己負担金】 頸がん(2,00 | 頸がん(2,000円)、頸+体がん検診(3,000円) | 【自己負担金】 頸がん(2,000円)、頸+体がん検診(3,000円) | |
| HPV検査(1,000円 | (回回) | HPV検査(1, 000円) | |
| 70歳以上·生活(| 70歳以上,生活保護世帯,住民税非課税世帯は無料 | 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 | |
| 【周知方法】 広報、ホームペー | 広報、ホームページ、JA放送、チラシ | 【周知方法】 年間計画全戸配布(2回) 集団検診は広報、無線 | |
| 【結果通知】医療機関から通知 | | 【結果通知】 医療機関から通知 | |
| | | | |
| 〇子宮がん集団検診 | | 〇子宮がん集団検診 | |
| 【日時・場所】健康イベント会場 | 【日時・場所】健康イベント会場・ゆめタウン出雲などで適宜実施 | ※平成22年度で終了予定 | |
| 【対象者】 20歳以上の女性市民 | 市民 | 【対象者】 20歳以上の女性町民 | |
| 【実施方法】委託(島根県環境保健公社) | 保健公社) | 【実施方法】委託(島根県環境保健公社) | |
| 【検診項目】頸がん検診・HPV検査(希望者) | 検査(希望者) | 【検診項目】頸がん検診・HPV検査(希望者) | |
| 【委託料】 頸がん検診4,04 | 頸がん検診4, 042円、HPV検査4, 000円 | 【委託料】 頭がん検診4, 042円、HPV検査4, 000円 | |
| 【自己負担金】 頸がん(2, 000円)、HPV検査(1, 000円) | 月)、HPV検査(1,000円) | 【自己負担金】 頸がん(800円)、HPV検査(1, 000円) | |
| 70歳以上・生活 | 70歳以上・生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 | 生活保護世帯・住民税非課税世帯は無料 | |
| (当日受付にて申請) | (皇) | | |
| 【周知方法】 広報、ホームペー | 広報、ホームページ、JA放送、チラシ | | |
| 【結果通知】検査機関から通知 | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.5500-2

| 協議項目 | 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目各種検診(子宮がん検診) |
|--------------|--|--|---------------------------------------|
| 調整の方針 | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺 | ※、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| | 海 | 光 | 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 |
| | 出棄市 | 数 川 町 | |
| | | | |
| 〇女性特有のがん | 〇女性特有のがん検診推進事業(子宮がん) | 〇女性特有のがん検診推進事業(子宮がん) | 〇女性特有のがん検診推進事業(子宮がん) |
| 【実施期間】 | | 【実施時期】 | 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 通年 | | 通年 | |
| 【対象者】 | | 【対象者】 | |
| 20 歳・25 歳・30 | 20 歳・25 歳・30 歳・35 歳・40 歳(前年度末年齢) | 20 歳・25 歳・30 歳・35 歳・40 歳(前年度末年齢) | |
| 【検診項目】 | | 【検診項目】 | |
| 頸がん検診 | | 頸がん検診 | |
| 【実施方法】 | | 【実施方法】 | |
| 医療機関に委託 | 医療機関に委託、子宮がん検診車(島根県環境保健公社) | 医療機関に委託、子宮がん検診車(島根県環境保健公社) | |
| 【委託先】 | | [委託先] | |
| 委託医療機関1 | 委託医療機関12か所、島根県環境保健公社 | 委託医療機関12か所、島根県環境保健公社 | |
| [自己負担金] | | [自己負担金] | |
| 無 | | 無料 | |
| 【周知方法】 | | 【周知方法】 | |
| 個人通知(クー) | 個人通知(クーポン券・検診手帳) | 個人通知(クーポン券・検診手帳) | |
| 【結果通知】 | | 【結果通知】 | |
| 検査機関から通知 | [知 | 集団検診は町から、施設検診は医療機関から通知 | |
| 【申込み方法】 | | 【申込み方法】 | |
| 委託機関に直接 | 委託機関に直接、検診車は市に申込み | 委託医療機関は直接、検診者は当日直接 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目 各種検診(大腸がん検診) |
|------------------------------------|--|--------------------|
| 調整の方針 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺 | 診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| 通 | 光 | 数 化 四 并 给 |
| 田 輔 田 | 量 三 米 | で 日本 本の |
| 〇大腸がん検診(郵送検診) | 〇大腸がん検診(郵送検診) | |
| 【対象者】 40歳以上の市民 | 【対象者】 40歳以上の町民 | 〇大腸がん検診 |
| 【実施方法】委託(出雲市立総合医療センター・島根難病研究所・島 | 【実施方法】委託(JA 島根厚生連) | 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 根果環境保健公社·JA島根厚生連·出雲市民病院) | 【内容】 免疫便潜血検査2日法 | |
| 【内容】 免疫便潜血検査2日法 | 【実施時期】申込み(12月)JA 島根厚生連へ直接容器配布と検体 | |
| 【実施時期】11月から翌年3月 | 提出(1月) | |
| 【委託料】 1,518円 | 【委託料】 1,425円 | |
| 【自己負担金】300円 | 【自己負担金】300円 | |
| 【周知方法】 広報、ホームページ、JA 放送、検査機関から案内 | 【周知方法】 11月末案内を全戸配布(申込みハガキ兼ねる)、無線 | |
| 【申込み方法】直接検査機関へ | 【結果通知】検診機関から通知 | |
| 【結果通知】 検査機関から通知 | | |
| 〇大腸がん検診(集団) | 〇大腸がん検診(集団) | |
| | 【対象法】 40番以上の町甲 | |
| | F 4 | |
| | 活】 发記(JA 局依序工建) 各点届举者参表5日等 | |
| | | |
| | 【実施時期】 夏の農協検診に併せ実施(8月頃) | |
| | 【委託料】 1,300円 | |
| | 【自己負担金】 300円 | |
| | 【結果通知】 検診機関より | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| | 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | ₽ | 協議細目 各種検診(前立線がん検診) |
|---|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 出 業 市 現 公月 作的内 業 加 町 関 登 の具 体的内 強 の別性 50 人 素神製 抗原測定) 関 登 の具 体的内 本実施 第センター・島根維病研究所に素託 強 65 歳の男性 50 人 源4製 抗原測定) 本実施 (第センター・島根維病研究所に素託 O前立線が人検診 合併時から新市の事業として実施する。 第2 人名放送 ジ、JA放送 加 | | 女検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業 | として実施する。 |
| 出 事 市 乗 川 町 間 型 の表体 的 な 0自立語がん検診 未実施 O削立腸がん検診 合併時から着市の事業として実施する。 歳・58 歳の男性 50 人 条件製売原測定 ヴ、JA放送 切 | 強 | 完 完 | 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 |
| O前立線がA検診 未実施 ま実施 ま実施 ま実施 ままた まま まま まま まま まま まま | HINT | Ш | 第 00 号 体 的 M |
| 本実施 5立総合医療センター・島根難病研究所 5.5 歳・60歳・65歳の男性 50人 5.2 歳・60歳・65歳の男性 50人 5.1 5立総合医療センター・島根難病研究所に委託 1.1 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 | 〇前立腺がん検診 | 〇前立腺がん検診 | 〇前立腺がん検診 |
| から11月の2か月間 5立総合医療センター・島根難病研究所 55 歳・60歳・65歳の男性 50人 56歳・60歳・65歳の男性 50人 5点(前立腺特異抗原測定) 5立総合医療センター・島根難病研究所に委託 71 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 1月 | [開開] | 未実施 | 合併時から新市の事業として実施する。 |
| (場所) | 10月から11月の2か月間 | | |
| 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所 [5 対象 2] 2 (対象 2] 2 (対象 3] 2 (対象 3) 2 (対象 3] 2 (対象 3) 2 | [場所] | | |
| 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 | 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所 | | |
| 50 歳・55歳・56歳・06歳・65歳の男性 50人 [内容] 血液検査(削立腺特異抗原測定) [実施方法] 出雲市立総合医療センター・島根維病研究所に委託 [委於者負担金] 2-400 円 [通知方法] 広報、ホームページ、JA放送 [精果通知] 検査機関から通知 [神込み方法] 市へ申込み | 【繁妆】 | | |
| [内容] 血液検査(前立腺特異抗原測定) [実施方法] 出雲村立総合医療センター・島根難病研究所に委託 [委計書] 2.400 円 [受診者負担金] 600 円 [通知方法] 広報、ホームページ、JA放送 [結果通知] 検査機関から通知 (神とみ方法] 市へ申込み | 50歳・55歳・60歳・65歳の男性50人 | | |
| 血液検査 前立腺特異抗原測定) 実施方法 | [内容] | | |
| [実施方法] 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所に委託 [委託料] 2.4400 円 [受診者負担金] 600 円 [通知方法] 広報、ホームページ、JA放送 [結果通知] 検査機関から通知 「申込み方法] 市へ申込み | 血液検査(前立腺特異抗原測定) | | |
| 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所に委託 [委託料] 2.400 円 (受診者負担金] 600 円 (通知方法) 広報、一ムページ、JA放送 (結果通知) 検査機関から通知 (申込み方法) 市へ申込み | 【実施方法】 | | |
| [委託料] 2,400 円 [受診者負担金] 600 円 [通知方法] 広報、ホームページ、JA放送 [結果通知] 検査機関から通知 [申込み方法] 市へ申込み | 出雲市立総合医療センター・島根難病研究所に委託 | | |
| 2.400 円 【受診者負担金】 600 円 【通知方法】 広報、ホームページ、JA放送 【結果通知】 検査機関から通知 【申込み方法】 市へ申込み | 【委託料】 | | |
| 【受診者負担金】 600 円 【通知方法】 広報、ホームページ、JA放送 【結果通知】 検査機関から通知 【申込み方法】 市へ申込み | 2,400 円 | | |
| (通加方法】 広報、ホームページ、JA放送 「結果通知】 検査機関から通知 「申込み方法】 市へ申込み | 【受診者負担金】 | | |
| 【通知方法】 広報、ホームページ、JA放送 「結果通知】 検査機関から通知 【申込み方法】 市へ申込み | 田 009 | | |
| 広報、ホームページ、JA放送 【結果通知】 検査機関から通知 【申込み方法】 市へ申込み | 【通知方法】 | | |
| (結果通知) 検査機関から通知 (申込み方法) 市へ申込み | 広報、ホームページ、JA放送 | | |
| 検査機関から通知 【申込み方法】 市へ申込み | 【結果通知】 | | |
| [申込み方法] 市へ申込み | 検査機関から通知 | | |
| 市へ申込み | 【申込み方法】 | | |
| | 市へ申込み | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目 各種検診(肝炎ウイルス検診) |
|--|---|---|
| 調整の方針 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺 | 診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| 通 | 光 | 1 |
| 出事市 | 表 川 町 | 調金の具体的内容 |
| 〇肝炎ウイルス検診 (補助事業) *特定健康診査実施時に同時に行う | 〇肝炎ウイルス検診 (補助事業) *特定健康診査実施時に同時に行う。 | 〇肝炎ウイルス検診 ・合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 【期間】7月~9月(個別)6月~12月(集団) | 【期間】8月~10月 | |
| 【場所】市内委託医療機関及び集団検診 | 【場所】町内ほか委託医療機関(12・内1眼科) | |
| 【対象】節目(40歳)・節目外(リスク者)要指導者 | 【対象】年度末年齢 40 歳の節目 | |
| 【内容】問診、血液検査 | 【内容】問診、血液検査 | |
| 【委託料】 (C型+B型)(C型) (B型) 節目・節目外 3,076 円・2,772 円・1,816 円 要指導者 3,937 円・3,633 円・2,677 円 | 【委託料】(C型+B型)(C型) (B型) 国保加入者 3,076 円 · 2,772 円 · 1,816 円 社保加入者 3,401 円 · 3,097 円 · 2,141 円 | |
| 【受診者負担金】無料 | 【受診者負担金】 ·国保加入者 1,000 円 ·社保加入者 2,000 円 ·住民税非課税世帯·生活保護世帯 無料 | |
| 【通知方法】広報、ホームページ | 【通知方法】個人通知のほか、広報、防災無線 | |
| 【結果通知】医療機関を再診し、結果を聞くか、医療機関からの結果 送付。 | 【結果通知】医療機関を再診し、結果を聞く。結果表を切取り本人に渡す。 | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.6200

| 協議項目名 | 各種事務事業 (保健事業関係)の取扱いについて | | 協議細目 各種検診(歯周疾患検診) |
|-------------------|--|---|--|
| 調整の方針。 | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診 | 合併時から出雲市の例により統一する。 よって、出雲市のみで実施している、胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併時から新市の事業として実施する。 | として実施する。 |
| | 現 | " | 4 3 4 四 9 4 |
| | 田 糠 市 | 常 三 別 | 調金の男体のと谷 |
| 〇歯周疾患検診 | | 〇歯周疾患検診 | 〇歯周疾患検診へはロン・サージをは、アージをは、 |
| 【期間】10月から12月 | 2月 | ₩¥₩ | 庁 分析 から 教 中 の 争 条 とし (夫 尚 9 る。 |
| 【場所】歯科医療機関 | (金) | | |
| 【対象】 40 歳、50 崩 | 40 歳、50 歳、60 歳、70 歳 | | |
| 【内容】問診、歯及 | 【内容】 問診、歯及び歯周組織等口腔内状況検査 | | |
| 【実施方法】市内歯科医療機関に委託 | 科医療機関に委託 | | |
| 【委託料】4,253 円 | | | |
| 【受診者負担金】500 円 | 田 00 | | |
| 【通知方法】個人通 | 【通知方法】個人通知、広報、ホームページ | | |
| 【結果通知】歯科医 | 歯科医療機関から直接 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.9602

| 協議細目 一般不妊治療費助成事業 | | + + + = + = + = + = + = + = + = + = + = | 調整の具体的内容 | 出雲市の例により統一する | | | | | |
|-----------------------------|---|---|----------|--|-------------------------|---|--|--|--|
| بد | 出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成事業については、合併時から新市の事業として実施する。 | 光 | 娄 川 町 | 人工 該当事業なし | | 近 情に | | | |
| 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | 調整の方針 出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成 | 現 | 出 票 市 | 〇一般不妊治療に要した費用(保険適用の不妊検査及び治療、人工授精)の一部を助成する。 | 〇助成金の額は、1年につき3万円を上限とする。 | 〇一夫婦に対する助成金を交付する期間は、当該夫婦が一般不妊治療を開始した月から3年間とする。ただし、やむを得ない事情により治療を中断したときはその期間を除く。 | | | |

| 整 分方針 出雲市と要別的が2020に1201で | [| | 1 |
|--|---------------------------------------|--|---|
| 第 | 協議項目 各種事務事業(保健事業関係)の取扱いについて | | 協議・独目 食育推進計画 |
| 23 | | | |
| | 祖 | 光 | 4 年 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 年 4 |
| ○斐川町食育推進計画の条例制定はなし。 「菱川町食育推進計画】 ・策定: 庁内関係各課調整会議及び作業部会 ・策定の時期: 平成22年度3 ・計画期間: 5年(平成22年3月 ・計画期間: 5年(平成22年3月 ・計画内容: 主旨、斐川町健康づくり推進協議会(年3回) ・計画内容: 主旨、斐川町健康づくり推進協議会(年3回) ・大ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関係機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等)・メッセージ「食育でつなごう みんなの美顔」 (妻川町健康づくり推進協議会) ・支長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 ・委員: 16人 ・内容: 斐川町健康づくり推進協議会」 ・委員: 16人 ・内容: 斐川町健康計画の策定・推進 ・基川町食育社連計画第全議及び作業部会 ・事務局:健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局:健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局:健康福祉課(栄養士・保健師 2名) ・事務局:健康福祉課(栄養士・保健師 2名) | | II | は、日本はの場合は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本 |
| 議 ・策定: 下内関係各議調整会議及び作業部会 ・策定: 下内関係各議調整会議及び作業部会 ・策定の時期: 平成22年度月 ・計画期間: 5年(平成22年度 ~26年度) ・建行管理: 斐川町食育推進の基本理念・基本方針、町尺ー 人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関 係機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等) ・メッセージ[食育でつなごう みんなの実顔』 会長: 久木地区健康づくり推進協議会長 ・委員: 16人 ・内容: 斐川町食育批進協議会長 ・委員: 16人 ・内容: 斐川町食育計画の策定・推進 妻川町食育推進計画の策定・推進 妻川町食育社連課(保育所担当・健康係) ・海務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) ・カクー・健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) | 〇平成 17 年 12 月「出雲市食育のまちづくり条例」を制定した。 | | 多年 26 名名 土地球画作の画作に分けますのまずまます。 |
| 議 ・策定の時期: 平成22年3月 ・計画期間: 5年(平成22年度~26年度) ・は行管理: 斐川町健康づくり推進協議会(年3回) ・計画内容: 主旨: 斐川町食育推進の基本理念・基本方針、町民ー 人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関 係機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等) ・メッセージ[食育でつなごう みんなの笑顔』 ・会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 ・会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 ・会長: 人木地区健康づくり推進協議会会長 ・会長: 人木地区健康づくり推進協議会会長 ・会員: 16人 ・内容: 斐川町健康計画の策定・推進 妻川町食育計画の進行管理 ・事務局: 健康福祉課 (庁内関係各課調整会議及び作業部会] (庁内関係各課調整会議及び作業部会] ・妻州町食育推進計画策定のための会議・作業部会 ・事務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局: 健康福祉課(保育所担当・健康係) ・事務局: 健康福祉課(栄養士・保健師 2名) | 【出雲市食育のまちづくり推進計画】 | | 山芸!! みょうこう コンコージ 間回が 間回が 間に 十次までであるが、計画期間を 1 年延長して平成 23 年度までと |
| 度) - 第定の時期: 平成22年度~26年度) - 計画期間: 5年(平成22年度~26年度) - 計画財間: 5年(平成22年度~26年度) - 計画財容: 主旨、妻川町健康づくり推進協議会(年3回) - 計画内容: 主旨、妻川町食育推進の基本理念・基本方針、町民一人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関 - 係機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等) - メッセージ[食育でつなごう みんなの笑顔』] - 会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 - 委員: 日本地区健康づくり推進協議会会長 - 委員: 日本地区健康づくり推進協議会会長 - 委員: 日本地区健康でいば、一、中心の変態。「一、中心の変態」「一、中心の変態を対して、中心の変態を対して、中心を表して、中心を表して、中心を表して、中心を表して、一、中ので、要川町食育性で、一、中のでので、一、中ので、一、一、中ので、一、一、中ので、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 | ・策定:出雲市食育のまちづくり推進会議 | ・策定:庁内関係各課調整会議及び作業部会 | し、平成 23 年度中に新市の食育推進計画を策定する。 |
| 度) (計画期間:5年(平成22年度~26年度) (1度~27年度)の策定年 (1度~27年度)の策定年 (1度~27年度)の策定年 (16~27年度) (14進目標、市の (14世間報 14位) (14世間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間 15日間報 14世間報 14世間報 14世間報 15日間報 14世間報 1 | ・策定の時期: 平成 18 年 6 月 | ・策定の時期:平成22年3月 | |
| - 進行管理: 妻川町健康づくり推進協議会(年3回) - 計画内容: 主旨、妻川町食育推進の基本理念・基本方針、町民一人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関 - 条例 - (表機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等) - メッセージ『食育でつなごう みんなの笑顔』 - 会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 - 会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 - 会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 - 会長: 16人 - 内容: 妻川町健康計画の策定・推進 - 事務局: 健康福祉課 - 事務局: 健康福祉課 - 「行内関係各課調整会議及び作業部会】 - ・妻川町食育措施計画策定のための会議・作業部会 - 関係課: 企画財政課・農林振興課・学校教育課・生涯学習課・給食センター・健康福祉課(栄養士・保健師 2名) - 事務局: 健康福祉課(栄養士・保健師 2名) | ·計画期間:5年(平成18年度~22年度) | ·計画期間:5年(平成22年度~26年度) | ・新市の計画策定にあたっては、現行の斐川町食育推進計 |
| 方針、視点、推進目標、市の ・計画内容: 主旨、妻川町食育推進の基本理念・基本方針、町民一人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関 ・ | ※平成 22 年度は次期計画(平成 23 年度~27 年度)の策定年 | ・進行管理:斐川町健康づくり推進協議会(年3回) | 画を反映させる。 |
| 条例 | ・計画の内容:食育のまちづくりの基本方針、視点、推進目標、市の | •計画内容:主旨、斐川町食育推進の基本理念・基本方針、町民一 | |
| 条例 (| 取り組みなど | 人ひとりの食育の取り組み(ライフステージごとの取り組み)、各関 | 計画策定を担う出雲市食育のまちづくり推進会議について |
| 条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・根拠法令等:出雲市食育のまちづくり条例 | 係機関・団体等の連携と取り組み、評価指標、資料(食生活実態等) | は、合併後委員の構成を検討する。 |
| 条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | ・メッセーン『食育でしなこっ みんなの実態』 | |
| 条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 【出雲市食育のまちづくり推進会議】 | | |
| 条例 | ・会長、副会長:委員の互選により決定 | | |
| 条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ·委員:20 人以内 (現在 18 人) | 会長: 久木地区健康づくり推進協議会会長 | |
| 条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・会議の開催:年2回程度 | ·委員:16人 | |
| 条例 [1 | ・内容:推進計画の策定と施策の推進 | ・内容:斐川町健康計画の策定・推進 | |
| 条例 に進めるた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | •事務局:健康増進課 | 斐川町食育計画の進行管理 | |
| 総合的かつ効果的に進めるた | ・根拠法令等:出雲市食育のまちづくり条例 | ·事務局.健康福祉課 | |
| · · · | 【出雲市食育のまちづくり推進委員会】 | 【庁内関係各課調整会議及び作業部会】 | |
| <u> </u> | ・組織の説明: 食育のまちづくり施策を総合的かつ効果的に進めるた | ・斐川町食育推進計画策定のための会議・作業部会 | |
| • | めに設置した庁内連絡組織 | ·関係課:企画財政課·農林振興課·学校教育課·生涯学習課·給食 | |
| • 事務局 | •委員長:健康福祉部長 | センター・健康福祉課(保育所担当・健康係) | |
| ・庶務担当:健康増進課 ・根拠法令等:出雲市食育のまちづくり推進委員会設置要領 | ・会議の開催:年1回程度 | ·事務局:健康福祉課(栄養士·保健師 2名) | |
| ・根拠法令等:出雲市食育のまちづくり推進委員会設置要領 | · 庶務担当:健康増進課 | | |
| | ・根拠法令等:出雲市食育のまちづくり推進委員会設置要領 | | |

協議第 43 号

各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて、次のとおり協議す る。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 邑 岡 秀 人

各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いは、次の とおりとする。

- 1 地域子育て支援センター事業 地域子育て支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、 職員体制を含めた運営方法について検討する。
- 2 ひとり親家庭等児童入学就職支度金 出雲市のみで実施しているひとり親家庭等児童入学就職支度金に ついては、出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として 実施する。

参考資料:別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| | | 福祉ワーキンググループ No.5900-1 |
|---|---|-----------------------|
| 協議項目 各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて | | 協議細目地域子育て支援センター事業 |
| 調整の方針 地域子育て支援センターは、現行のまま新市に引 | 地域子育て支援センターは、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。 | |
| 強 | 光 | 4 土 田) 籍 |
| 田庫市 | 紫三 | 盟制 24 年 5 2 4 |
| は 対し、 「 は 対 」 ・ の 対 影 | [梅詩] · 1梅詩 | ●聯昌体制の調整が必要である。 |
| ************************************* | | |
| コスペル こっか エロチボ ①いずも子育て支援センター(塩治町) 嘱託保育士・臨時保育士・パート看護師 各1名 | メニュース・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ | |
| ②ひらた子育て支援センター(平田町) 臨時職員3名 | 職員体制:正規保育士1名,臨時保育士2名 | |
| | (斐川町保育事業実施計画により、正規保育士の複数配置化 | |
| (4)たき子育て支援センター(たき保育園 委託) 委託 保育士1名 | を計画) | |
| ⑤こりょう子育て支援センター(ハマナス保育園 委託) | | |
| 委託 保育士2名 | | |
| ⑥たいしゃ子育て支援センター(大社健康福祉センター) | | |
| 嘱託保育士 臨時保育士 各1名 | | |
| ①新町あかちゃんルーム(今市町新町)臨時保育士2名 | | |
| ⑧さんぴーの広場(さんぴーの出雲内) 臨時保育士2名 | | |
| ③中央保育所れもん組(市立中央保育所) 臨時保育士2名 | | |
| [目的] | [目的] | |
| 少子化、核家族化、女性の社会進出など社会経済情勢の変動とと | 少子化、核家族化、女性の社会進出など社会経済情勢の変動と | |
| もに、子育ての環境が大きく変化しているなか、子育てをしている全 | ともに、子育ての環境が大きく変化しているなか、親子や子ども同 | |
| ての家族を対象に、地域で子育てを支援するサービスとして実施。 | 士で楽しく遊び、仲間づくりや情報交換のきっかけとなるよう「まめっ | |
| | こルーム」を開設する。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| | | | 福祉。 | 福祉ワーキンググループ No.5900ー2 |
|---|--|------------------------------|-----|-----------------------|
| | 協議項目 各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて | | 超 | 地域子育て支援センター事業 |
| | 調整の方針 地域子育て支援センターは、現行のまま新市に引き継ぎ、合 | 継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。 | | |
| • | 能 | 光 | H | 数令目开始中核 |
| | 田瀬市 | 聚二 可 | | |
| | [事業内容] · 年間利用人物 56 030 人 | [事業内容]、年間利用人数 8703人 | | |
| | **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 直び場の提供 | | |
| | 子育ての相談 | 子育ての相談 | | |
| | 子育てに関する情報の収集・提供 | 子育てに関する情報の収集・提供 | | |
| | 子育てサール等の支援 等 | 子育てサーカル等の支援 | | |
| | 【財源】 | 【財源】 | | |
| | 地域子育て支援拠点事業費補助金(国県補助) | 地域子育て支援拠点事業(国県補助)のセンター型で実施 | | |
| | しまね子育て総合支援推進事業補助金(県補助) | | | |
| | [平成 22 年度予算額] | 【平成 22 年度予算額】 | | |
| | 40,700 千円 | 5,730 千円 | | |
| | 財源 県 19,744 千円 | 財源 国 2,378 千円 | | |
| | 市 20,956 千円 | 町 3,352 千円 | | |
| | 【開館日】 | 【開館日】 | | |
| | 月~土 9:00~16:00 いずも子育て支援センター日~今 0:00~16:00 こころ ライギセン・カー | 月~命 9:30~16:00 | | |
| | | (健康センターを併設するまめなが一番館で、多様な | | |
| | | 育児相談に正規保健師、臨時栄養士も含めて対応) | | |
| | 月~金 8:30~12:00 中央保[れもん組] さだ子育て支援センター日~本 8:30~16:30 1/2セチ育ても揺センター | | | |
| | | | | |
| | 火・金 9:30~11:30 たき子育て支援センター | | | |
| | | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.6300

| 世界 | | 日 |
|--|--|---------------------------------|
| 筋 講 頃 目 合種事務事業(児軍倫仏関係)の収扱いについて | | 協議 雑目 いどり税系歴寺児里八子紀職文庚金 |
| 調整の方針 出雲市のみで実施しているひとり親家庭等児童入学就職支 | 支度金については、出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。 | 0事業として実施する。 |
| 留 | 光 | 4 |
| 田神中 | 量 三 米 | 智用 2.大平 5.5 在 |
| 【事業内容】 母子家庭等の児童が小学校・中学校に入学する際、及び義務教育を修了し高等学校等へ進学または就職する場合に、児童の母等に対し、入学就職支度金を支給する。 | 事業なし) | 出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。 |
| 〇支度金額 ・上記要件に該当する児童1人につき 15,000円 ・平成21年度実績 229人(児童数) | | |
| 〇支給要件 ·申請者が市民稅所得割非課稅 | | |
| 【平成 22 年度当初予算】 3,400 千円(一般財源) | | |
| | | |
| | | |
| | | |

協議第 44 号

各種事務事業(保育関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会

各種事務事業(保育関係)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(保育関係)の取扱いは、次のとお りとする。

1 保育所施設運営

公立保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、保育所の定員調整については、合併時から出雲市の例により 統一する。

2 保育所保育料

保育料については、第3子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市 の例により統一する。

- 3 私立認可保育所運営費助成 私立認可保育所に対する運営費助成は、合併時から斐川町の私立認 可保育所に対しても適用する。
- 4 私立保育所施設整備補助金 私立保育所施設整備補助金については、合併時から出雲市の例によ り統一する。

参考資料:別紙のとおり

福祉ワーキンググループ No.6800

| 1 | 協議項目 各種事務事業(保育関係)の取扱いについて | | 協議・細目保育所施設運営 |
|---|---|---------------|--|
| (保育所数及び定員) | | | |
| 比定員 上 <th>海</th> <th>光</th> <th>子 头 土 四) 毒</th> | 海 | 光 | 子 头 土 四) 毒 |
| | M MK | Ш | 常の具体的な |
| (保育的数及び定員) | | | |
| 所 定員 165名 和立:6箇所 定員 240名 和立:6箇所 定員 475名 和立:6箇所 定員 475名 和立:6 箇所 定員 475名 和立:6 箇所 定員 475名 | 【保育所数及び定員】 | 【保育所数及び定員】 | ・公立保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 |
| 所 定員 3,730名 和立:6 箇所 定員 475名 1,188,304名 1,188,304 | 记言 | 2 箇所 | |
| (定員管理の調整方針 定員(を対 を | 记画 | 6 箇所 | ・定員管理については、出雲市の定員検討委員会の答申に |
| | 「宁昌等细心調整古針」 | 「宁昌等理の調整古針】 | 基づいて行うものとする。 |
| (保育料) | Legation of the second of t | <u> </u> | |
| (保育料】 | 定員管理については、定員検討委員会の答甲に基づき行っている | | ・公立の保育時間については、両市町に相違がないことか、 祖行の女 仏き昵श署 電学を個を知行の主事 新井に引 |
| (保育料】 (保育料】 (保育料】 (保育料】 (保育料】 (保育時間】 (保育時間】 (保育時間】 (保育時間】 (保育時間】 (保育時間】 (保育料】 (保育料】 (保育料等 126,000 年円 日本) (保育料等 136,400 年円 日本) (保育料等 136,400 千円 日本) 中間 152,100 千円 日本) | ŝ | ° ତ୍ୟ ଧ | ひ、なごりな中では以前中の米が含むこうややがこうな事がある。 |
| (保育時間) ・金 7:30~18:30 2:30~17:00 2:40~17:00 2:40~17:00 2:40~17:00 2:40~17:00 2:40~17:00 2:40~17:30 3:40~100 千円 2:40~100 千円 2:40~100 千円 2:40~100 千円 3:40~100 千円 4:60~100 千円 4 | 【保育料】 | 【保育料】 | |
| 金 7:30~18:30 ★30~17:00 ★4 ★50.00 ★4 ★50.00 ★4 ★5 ★5 ★9 ★4 ★6 ★5 ★9 ★4 ★4 ★4 ★5 ★4 ★5 ★5 ★6 ★5 ★6 ★5 ★6 ★7 ★6 ★7 ★6 ★6<td>別紙のとおり</td><td>別紙のとおり</td><td></td> | 別紙のとおり | 別紙のとおり | |
| 金 7:30~18:30 ★ 7:30~18:30 ★ 7:30~17:00 ★ 1.267,612 千円 株育料等 858,994 千円 ★ 7:30 ★ 7:30 ★ 7:30 ★ 7:30 ★ 7:30 ★ 2.2 年度予算額 ★ 2.2 年度予算額 ★ 2.2 年度予算額 ★ 3.960,000 千円 ★ 3.960,000 千円 ★ 4.立運営費 株育株 株育株 株育株 株育株 株育株 株育株 株育株 株育株 株育株 市 1.168,304 千円 町 四 | | | |
| -18:30 | 【保育時間】 | | |
| 17:00 | 公立 月~金 7:30~18:30 | 一一 | |
| 音所は、1歳から 須佐・窪田は0才から ※延長保育の実施7 よ須佐保育所が実施 【平成 22 年度予算額 公立 ら60,000 千円 1,267,612 千円 私立運営費 財源 国 665,090 千円 ま58,994 千円 保育料 は1,68,304 千円 | ± 7:30~17:00 | | |
| よ須佐保育所が実施 【平成 22 年度予算額 97,320 千円 (正職員人件費除く) 公立 960,000 千円 私立運営費 1,267,612 千円 財源 国 665,090 千円 県 1,168,304 千円 保育料 1,168,304 千円 町 | 対象:中央保育所は、1歳から 須佐・窪田は0オから | ※延長保育の実施なし | |
| 97,320 千円 (正職員人件費除<) 公立 960,000 千円 私立運営費 私立運営費 1,267,612 千円 財源 国 665,090 千円 県 保育 1,168,304 千円 田 | ※延長保育は須佐保育所が実施 | | |
| 運営費 3,960,000 千円 私立運営費 私立運営費 財源 国 1,267,612 千円 財源 国 財源 国 財源 国 財源 国 県 665,090 千円 保育料等 保育料等 保育料等 | 【平成 22 年度予算額】 | 【平成 22 年度予算額】 | |
| 3,960,000 千円私立運営費524,00国 1,267,612 千円財源 国 15県 665,090 千円県保育料等858,994 千円保育料等 1市 1,168,304 千円町 | | | |
| 国 1,267,612 千円 財源 国 11 県 665,090 千円 県 保育料等 858,994 千円 保育料等 1,168,304 千円 | | | |
| 665,090 千円 県 858,994 千円 保育料等 1 1,168,304 千円 町 | H | H | |
| 858,994 千円 保育料等 1 1,168,304 千円 町 | | | |
| 1,168,304 十円 | | | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.6900

| 調整の方針 保育料については、第3子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市の例により統一する。 | 併時から出雲市の例により統一する。 | |
|--|---|--|
| 現 | 況 | 調整の具体的内容 |
| 田 柳 市 | 米 三 B | |
| 【保育料収入】 平成 22 年度予算額 : 858,994 千円 ※階層別の保育料徴収基準額は別紙 | 【保育料収入】 平成 22 年度予算額 : 202,000 千円 ※階層別の保育料徴収基準額は別紙 | 保育料については、第3子以降の取扱いも含め、合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 【階層】 17 階層 | 【階層】 | |
| 【年齡区分】 3歳未満·3歳以上に区分 | 【年齢区分】 3歳未満・3歳以上に区分 | |
| 【軽減方法】 同一世帯から2人以上児童が幼稚園または保育園(所)に入園している場合の保育料は、最も年齢の高い児童は基準額、2 番目に高い児童はは、それ以外の児童は無料 | 【軽減方法】※基本的に運営費制度どおり 同一世帯から、保育所、幼稚園等に入所している児童で、最も年 齢の高い児童は基準額、2 番目に高い児童は1/2、それ以外の児 童は徴収なし | |
| 3歳未満児最高階層 55,000 円 3歳以上児最高階層 44,000 円 | 3歲未満児最高階層 55,000 円 3歲以上児最高階層 44,000 円 | |
| ※市単独事業で原則として18歳未満の子で第3子が入所している場合は保育料を無料としている。 | ※県の第3子以降保育料軽減事業は未実施 | |
| | | |

| 比 較 内 容 | 丑 | 出雲市 | Fix. | 斐川町 |
|----------------------------------|--------------|-------------------------|------------|-----------------------|
| 22.4 当初就学前児童数 (保育所への入所率) | 7, 829 人 | (入所率:51.71%) | 1, 429 人 | (入所率:53.67%) |
| 認可保育所数(公立数), 認可外保育施設数 | 認可:44 施設(公2 | 認可:44 施設(公立:3), 認可外:3施設 | 認可:8 施設(公 | 認可:8 施設(公立:2), 認可外:なし |
| 22年度認可保育園定員数 (弾力化運用(120%)での総定員数) | 3, 895 人 | (4, 674 人) | 715人 | (858 人) |
| 22.4 当初の在籍児童数 | 4, 048 人 | (美川から19人) | 人 797 | (田雲から6人) |
| 21年度の保育所在籍延べ児童数 | 50, 628 人 | | 9, 530 人 | |
| 21年度保育料総徴収額(1人当たりの保育料徴収額) | 859,847 千円 | 16,980 円/月 | 195,750 千円 | 20,540 円/月 |
| 21年度保育関連決算額 (1人当たりの保育経費) | 4.427.278 千円 | 87.450 円/月 | 777.420 千円 | 81.580 円/月 |

2. 保育料徵収金基準額

| Ţ ⊠ | | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | 土 | 田調田 | miX. | 斐川町 |
|---------|----------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|
| 7 | | 各階層区分の定義 | 3歳未満児 | 3歳以上児 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
| 第1階層 | 生活保護世帯等 | 带等 | 日 0 | 日 0 | 田 0 | 0 田 |
| 知の路圏 | | 前年度市町村民税が非課税の世帯 | 图 000'8 | 5,500 円 | 8,400 円 | 日 000'9 |
| | 1 | "(母子世帯、在宅障害者のいる世帯) | 0 田 | 0 田 | 日 0 | 0 円 |
| 知の路區 | 町年分の品を記れ | 前年度市町村民税均等割額のみの世帯 | 16,000 円 | 11,000 円 | 14,000 円 | 10,000 円 |
| | 非課税世帯 | "(母子世帯、在宅障害者のいる世帯) | 15,000 円 | 10,000 円 | 13,000 円 | 9,000 円 |
| 世 一路 四 | | 市町村民税所得割のある世帯 | 18,000 円 | 13,000 円 | 15,000 円 | 12,000 円 |
| 4.19.19 | | "(母子世帯、在宅障害者のいる世帯) | 17,000 円 | 12,000 円 | 14,000 円 | 11,000 円 |
| 第5階層 | | 所得税 9,500円未満の世帯 | 21,000 円 | 17,000 円 | 17,800 円 | 13,200 円 |
| 第6階層 | | 所得税 9,500円以上 19,000円未満 | 23,000 円 | 18,000 田 | 21,000 円 | 15,800 円 |
| 第7階層 | | 所得税 19,000円以上 40,000円未満 | 26,000 円 | 20,000 円 | 22,400 円 | 17,200 円 |
| 第8階層 | | 所得税 40,000円以上 50,000円未満 | 28,000 円 | 22,000 円 | 23,800 円 | 18,600 円 |
| 第9階層 | | 所得税 50,000円以上 75,000円未満 | 31,000 円 | 25,000 円 | 25,200 円 | 20,000 円 |
| 第10階層 | 前年分の | 所得税 75,000円以上 103,000円未満 | 34,000 円 | 28,000 円 | 30,800 円 | 25,600 円 |
| 第11階層 | 所得税が | 所得税 103,000円以上 152,500円未満 | 39,000 田 | 31,000 円 | 36,400 円 | 31,000 円 |
| 第12階層 | 課税世帯 | 所得税 152,500円以上 279,000円未満 | 45,000 円 | 34,000 円 | 42,000 円 | 33,000 円 |
| 第13階層 | | 所得税 278,000円以上 413,000円未満 | 47,000 円 | 36,000 田 | 47,000 円 | 36,000 円 |
| 第14階層 | | 所得税 413,000円以上 520,000円未満 | 49,000 田 | 38,000 田 | 49,000 田 | 38,000 円 |
| 第15階層 | | 所得税 520,000円以上 627,000円未満 | 51,000 円 | 40,000 円 | 51,000 円 | 40,000 円 |
| 第16階層 | | 所得税 627,000円以上 734,000円未満 | 53,000 円 | 42,000 円 | 53,000 円 | 42,000 円 |
| 第17階層 | | 所得税 734,000円以上の世帯 | 55,000 円 | 44,000 円 | 55,000 円 | 44,000 円 |

| 上記の基準額 | 保育料× 0.5 | 無無 | 制度なし | |
|-----------|-------------|-----------------|------------------------|--|
| 上記の基準額 | 保育料× 0.5 | 無 | | |
| 最も年齢の高い児童 | 2番目に年齢の高い児童 | 上記以外の児童 (3番目以降) | 18歳未満の子が3人以上いる世帯の第3子以降 | |
| | 同時入所の場合 | | 同時入所に関わらず | |

3. 特別保育事業 (補助事業)

| 五年 | | 出雲市 | | 斐川町 |
|---|----------|--|---------|-----------------|
| ¥ ∑ | 施設数 | 本金 | 施設数 | 本金 |
| 不是兄女事类(社兴年明一分六) 力士1年明办证是兄女 | 42施設 | 300円/時間 | 6施設 | 300円/時間 |
| | 減免制度あり | 30分刻みなし | 減免制度なし | 30分:200円 |
| | ᄯᆅᄼ | 2,100円/日 | 4 佐売 | 3,000円/日 |
| MIMFサ来 (口唯口, 九口视力寺に刈心りの怀肖/ | / 加西文 | 給食あり: 2,400円 | 人 沙巴 可义 | 給食なし, 半日1, 500円 |
| | ਪ=꽈⊐ t | ~4時間:900円 | のならん | ~4時間:1,100円 |
| 一吋頂がり不肖寺未(国津補助凶多:一時的な頂がり休肖) | 1 3 加西司文 | 4時間~: 1,800円 | OJ把品文 | 4時間~: 2,200円 |
| 長時間保育事業(夜間就労に対し、夜10時または夜1時まで延長保育) | 2施設 | 22時迄:1施設(1時間300円 延長1時間ごとに 50円) 25時迄:1施設(1時間300円 延長1時間ごとに100円) | # | I |
| 夜間保育事業(夜間就労に対応し11時~22時, 夜2時まで保育延長可) | 温飒 μ | 通常の保育料 | 巣 | I |
| 特定保育事業(月64時間以上のパート就労に対応する保育) | 즪娰9 | 月96時間未満14,400円 月96時間超 21,600円 | 巣 | ı |
| 生後 旧 亿 去, 立 转 亿 去 。 小 号 九 今 . 小 号 九 5 个 十 主 不 の 旧 善) | がまれて | 1,500円/日 | # | |
| 初後元 不員・対撃:小子位3年生までの元里 | 4 加克 | 朝夕の延長:500円 | ŧ | |

4. 助成事業 (単独・上乗せ補助)

| 比較内容 | 出雲市 | 斐川町 |
|--------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 認可保育所への運営費補助金(保育内容・職員の資質向上を目的として交付) | 在園児1人当たり 22,000円/年 | 制度なし |
| 看護師配置費補助金(常勤・非常勤・パート等の看護士配置した保育所に交付) | 勤務時間により7,200円~24,570円/月 | 制度なし |
| 障がい児保育事業 (障がい児, 加配の必要な児の受入れ) | 上乗せ補助(月額)障がい児1人:144千円, 2人:180千円,3人~:72千円,加配:36千円/人) | 県単補助のみ(月額) 障がい児2人まで:36千円, 加配児:50千円 |
| 一時保育事業(一時的な保育の受入れ) | 上乗せ補助(28園実施:270千円/園) | 県単補助のみ(2園実施:126千円/園) |
| 地域活動事業(世代交流,保育体験,食育推進,低学年受入れ事業) | 市単独助成(事業区分別に50~500千円) | 制度なし |
| 保育料収納協力助成事業 | 市単独助成(41園:60千円/園) | 制度なし |
| 認可外保育施設運営費助成 (3園に対する運営費の一部を助成) | 上乗せ助成 | 該当施設なし |
| | | |

5. 施設整備事業

| 斐川町 | 補助基準額から国県補助を差し引いた額のみ |
|------|--|
| 用雲市 | 補助基準額から国県補助を差し引いた額 福祉医療機構借入額の利子の1/2補給 |
| 比較内容 | 私立認可保育園整備補助金(国の補助基準に該当する施設整備に対する補助) |

国基準・他市との保育料の比較

| | | Ī | # 테 테 테 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 대 | 되/무/IC | の短温 | 垣 | SI모I | り阿温 | 10階層 | 11階層 | 12階層 | 13階層 | 14階層 | 15階層 | 16階層 | 17階層 |
|-------------|------------------|-------------------|--|--------|------------------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|--------|--------|------------------|--------|---------|
| 3歳未満 | 8,400 | 14,000 | 15,000 | 17,800 | 21,000 | 22,400 | 23,800 | 25,200 | 30,800 | 36,400 | 42,000 | 47,000 | 49,000 | 51,000 | 53,000 | 55,000 |
| 3歳以上 | 000'9 | 10,000 | 12,000 | 13,200 | 15,800 | 17,200 | 18,600 | 20,000 | 25,600 | 31,000 | 33,000 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | 44,000 |
| 3歳未 3歳以 | 3歲未滿平均 3歲以上平均 | 14,500 | 00 | | 20,400 15,400 | | | 26,600 21,400 | | | 41,800 33,333 | | | 51,000 40,000 | | |
| 五 五 章 | 2階層 | 3階層 | 4階層 | 5階層 | 見累9 | 7階層 | 8階層 | 量場6 | 10階層 | 11階層 | 12階層 | 13階層 | 14階層 | 15階層 | 16階層 | 17階層 |
| 3歳未満 | 8,000 | 16,000 | 18,000 | 21,000 | 23,000 | 26,000 | 28,000 | 31,000 | 34,000 | 39,000 | 45,000 | 47,000 | 49,000 | 51,000 | 53,000 | 55,000 |
| 3歳以上 | 5,500 | 11,000 | 13,000 | 17,000 | 18,000 | 20,000 | 22,000 | 25,000 | 28,000 | 31,000 | 34,000 | 36,000 | 38,000 | 40,000 | 42,000 | 44,000 |
| 3歳未 | 3歲未滿平均 | 17,000 | 00 | | 23,333 | | | 31,000 | 1 | | 43,667 | | | 51,000 | 1 | |
| 3歳以 | 3概以上中均 | 12,000 | 00 | | 18,333 | | | 25,000 | | | 33,667 | | | 40,000 | | |
| 国基準 | 2階層 | 3階層 | 層 | | 4階層 | | | 5階層 | | | 量關9 | | | 7階層 | | 8階層 |
| 3歳未満 | 000'6 | 19,500 | 00 | | 30,000 | | | 44,500 | | | 61,000 | | | 80,000 | | 104,000 |
| 3歳以上 | 000'9 | 16,500 | 00 | | 27,000 | | | 41,500 | | | 58,000 | | | 77,000 | | 101,000 |
| 松江市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3歲未滿 | 7,000 | 15,600 | 00 | | 19,800 | | | 29,800 | | | 46,100 | | | 46,100 | | 55,000 |
| 3歳以上 | 4,800 | 13,000 | 00 | | 17,400 | | | 27,400 | | | 27,400 | | | 27,400 | | 36,300 |
| 4歳以上 | | | | | | | | 26,900 | | | 26,900 | | | 26,900 | | 35,800 |
| 雲南市 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳未満 | 7,200 | 15,600 | 00 | | 24,000 | | | 35,600 | | | 42,700 | | | 48,000 | | 52,000 |
| 3歳以上 | 4,500 | 12,400 | 00 | | 20,300 | | | 31,200 | | | 37,700 | | | 42,400 | | 45,500 |
| 米子市 | 人口 148 | (人口 148,873人:H20) | (C | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳未満 | 8,000 | 17,800 | 00 | | 26,900 | | | 38,250 | | | 50,750 | | | 64,000 | | 70,000 |
| 3歳以上 | 0000'9 | 15,700 | 00 | | 24,250 | | | 34,300 | | | 37,000 | | | 40,000 | | 45,000 |
| 4歳以上 | 000'9 | 15,700 | ,00 | | 24,250 | | | 30,800 | | | 30,800 | | | 34,000 | | 39,000 |
| 岩国市(| 人口 147 | (人口 147,571人:H20) | (C | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳未満 | 6,300 | 006'6 | 13,600 | | 20,900 | | | 32,100 | | | 46,700 | | | 26,000 | | 61,600 |
| 3歳以上 | 4,200 | 7,800 | 11,500 | | 18,800 | | | 25,500 | | | 27,000 | | | 27,000 | | 28,000 |
| | 人口 187 | (人口 187,648人:H20) | (C | | | | | | | | | | | | | |
| 3歳未満 | 4,000 | 000'6 | 11,000 | | 22,500 | | | 35,000 | | | 52,000 | | | 62,000 | | 72,000 |
| | 3,000 | 7,000 | 000'6 | | 19,500 | | | 26,000 | | | 26,000 | | | 26,000 | | 30,000 |
| 4歳以上 | 3,000 | 7,000 | 9,000 | | 19,500 | | | 26,000 | | | 26,000 | | | 26,000 | | 27,000 |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| $\mathbf{\circ}$ |
|------------------------|
| No.7000 |
| $\mathbf{\mathcal{L}}$ |
| 0 |
| = |
| |
| ď |
| ₹ |
| _ |
| |
| • |
| 17 |
| ••• |
| - 1 |
| |
| _ |
| = |
| ٠,٦ |
| 7 |
| |
| ጒ |
| ٧, |
| • |
| ٠١ |
| |
| 4 |
| ••• |
| - 1 |
| |
| D |
| 福祉り |
| ₹. |
| \Rightarrow |
| ₩ |
| Int |
| 뽀 |
| 7 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 協議細目私立認可保育所運営費助成 | 用する。 | 4 4 4 四 4 4 | 日 | 斐川町の法人保育園は, 合併時から出雲市の制度を適用する。 | |
|---------------------------|--|-------------|-----|--|--|
| | 3斐川町の私立認可保育所に対しても適ら | 沉 沉 | 票 温 | 制度なし(実施していない) | (左欄の続き:出雲市) ・補助額(市単) 平成 22 年度予算額=6,040 千円 ③【保育料収納協力補助】 ・補助額(市単) 平成 22 年度予算額=2,460 千円 (60,000 円×41 園) |
| 協議項目 各種事務事業(保育関係)の取扱いについて | 調整の方針 私立認可保育所に対する運営費助成は、合併後から斐川町の私立認可保育所に対しても適用する。 | 海 | 田神田 | ①[私立認可保育所運営費補助金] 私立認可保育所運営費補助金] 私立認可保育所に対し、保育内容・職員の資質向上を目的として 交付 ・補助対象経費 運営費に対する補助を基本としているが、例外的に保育所の施設 整備や用地に要する経費、理事・役員の旅費・費用弁償等への使用 も認めている。 ・補助額(市単) 補助額(市単) 平成 22 年度=22,000 円×4,000 人=88,000 千円 | 1に対し、交付 給与月額との差 務員福祉職短大 数、期末勤勉手 の者を対象 |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

福祉ワーキンググループ No.7110

| 協議細目私立保育所施設整備費補助金 | | 4 | | 合併時から出雲市の例により統一する。 | 【単独補助】 利子補給については、合併時から出雲市の要綱に基づき、斐川町にも適用する。(合併後に行われた施設整備に適用する。) |
|---------------------------|-----------------------------------|---|-------|--|---|
| | ら出雲市の例により統一する。 | 光 | - 新川町 | 【私立保育所施設整備費補助金】 認可保育所に対し、国及び県が定める補助事業の採択を受け た施設整備事業(増設、増改築、改築並びに大規模修繕等)に要す る費用のうち町が補助する額について、予算の範囲内で斐川町私 立保育所施設整備費補助金を交付 | ※利子補給金に類似する助成はない。 |
| 協議項目 各種事務事業(保育関係)の取扱いについて | 調整の方針 私立保育所施設整備補助金については、合併時から出雲市(| 海 | 出票市 | 【①認可保育所施設整備費補助金】 認可保育所に対し、国及び県が定める補助事業の採択を受けた 施設整備事業(増設、増改築、改築並びに大規模修繕等)の補助基 準額から国県補助金他を差し引いた額以内を補助金として交付 | 【②認可保育所施設整備資金利子補給金(市単独補助)】 社会福祉法人が保育所の創設、拡張、移転改築又は災害復旧に 要する資金として、福祉医療機構から融資を受けた資金に係る利子 の支払いに要する経費の 1/2 を補給 〇平成 22 年度予算額 24, 023千円 |

協議第 45 号

各種事務事業(環境関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会

各種事務事業(環境関係)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(環境関係)の取扱いについては、 次のとおりとする。

- 1 ごみの分別方法
 - ごみの分別方法は、合併時から出雲市の例により統一し、次のとお りとする。
- (1) 燃えるごみ
- (2)燃えないごみ
 - ①破砕ごみ、②埋立ごみ、③使用済筒型乾電池、④使用済蛍光灯管
- (3) 資源ごみ
 - ①飲料用空き缶、②空きびん、③ペットボトル、④古紙(新聞、 ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック)、⑤廃食用油、⑥使用済 割りばし
- (4) 粗大ごみ
- 2 ごみの収集方法、収集頻度

ごみの収集方法、収集頻度は、合併時から出雲市の例により統一す

事業系ごみの回収についても合併時から出雲市の例により統一す る。

3 ごみの収集体制

合併時から出雲市の例により統一する。

ただし、斐川町の燃えるごみについては、平成27年度までの間は、 現行のとおりの収集体制とする。

4 ごみの指定袋・指定券及び販売方法

ごみの指定袋・指定券については、合併時から出雲市の例により規 格を統一する。

ただし、現行の斐川町のごみの指定袋については、当分の間は利用 できることとする。

販売方法及び販売委託料については、合併時から出雲市の例により 統一する。

5 ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から出雲市の例により次のとおりと する。

(1) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量:大40%、小20%)

| | 分別 | 区分 | | 指定袋 | 収集券 |
|---|----|---|---|--------------------|----------|
| 可 | 燃 | <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u> | み | 大 50円/枚 小 30円/枚 | 50円/枚 |
| 破 | 砕 | _" | み | 大 50円/枚 小 30円/枚 | 50円/枚 |
| 埋 | 立 | <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u> | み | 大 50円/枚 小 30円/枚 | 50円/枚 |
| 資 | 源 | ľ | み | 大 10円/枚 小 5円/枚 | 収集券なし |
| 粗 | 大 | ٢ | み | 指定袋なし | 1,000円/枚 |

(2) 収集ごみ事業系手数料

(袋容量: 40%)

| | 分別 | 区分 | | 指定袋 | 収集券 |
|---|----------|----|---|--------|--------|
| 可 | 燃 | 7" | み | 120円/枚 | 120円/枚 |
| 破 | 砕 | 7" | み | 120円/枚 | 120円/枚 |
| 埋 | <u> </u> | | み | 120円/枚 | 120円/枚 |

(3) 直接搬入手数料

- ・家庭系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 50円/10kg
- ・事業系ごみ 可燃ごみ・不燃ごみ 150円/10kg
- ・動物の死体 3,000円/1体

| 6 ごみのステーション(収集ボックス・集積場)設置に対する助成 |
|---------------------------------|
| 合併時から出雲市の例により統一する。 |
| 【補助条件】①設置経費が1万円以上。 |
| ② 5 世帯以上が利用すること。 |
| 【補助金額】①5世帯~19世帯=補助率1/2で上限 5万円 |
| ②20世帯以上 =補助率1/2で上限15万円 |
| |
| |
| 参考資料:別紙のとおり |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

環境ワーキンググループ No.4000

| 協議項目 | 各種事務事業(環境関係)の取扱いについて | | お |
|--|--|--|--------------------------|
| 4 | ごみの分別方法は、合併時から出雲市の例により統一し、次のとおりとする。 (1)燃えるごみ | ἷ−L. χのとおりとする。 | |
| 調整の方針 | (2)燃えないごみ ①破砕ごみ、②埋立ごみ、③使用済筒型乾(3)資源ごみ ①飲料用空き缶、②空きびん、③ペットボトル、(| (2)燃えないごみ ①破砕ごみ、②埋立ごみ、③使用済筒型乾電池、④使用済蛍光灯管 (3)資源ごみ ①飲料用空き缶、②空きびん、③ペットポトル、④古紙(新聞、ダンポール、雑誌、雑紙、紙パック)、⑤廃食用油、⑥使用済割りばし | も、⑥使用済割りばし |
| | 現 | 光 | 图 数 6 m 木 农 中 珍 |
| | 出 雲 市 | 菱川 町 | 軍の兵権的の |
| | | | |
| 【もご襚回】 | | 【おび類に】 | 〇出雲市の例により統一する |
| も 道を に を に の に の に の に の に の に の に の に の の に る に に に る に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に 。 に | | ①可蒸げみ | |
| | | ②ピニール・フラスチック | 【燃えるごみ】 |
| 【・大蒸バタ】 | | | ① 熬えるごみ(ビニール・プラスッチク) |
| ①破砕にみ | | 【子蒸ごみ】 | |
| ②埋立ごみ | | ①ペットボトレ | 【燃えないごみ】 |
| ③粗大ごみ | | ② はい② はい② はい③ はい※ はい<td>④ 砕げみ ②埋立げみ ③使用済筒型乾電池</td> | ④ 砕げみ ②埋立げみ ③使用済筒型乾電池 |
| (4) 有害ごみ(7) | ④有害ごみ(水銀体温計、筒型乾電池、蛍光管) | ◎バン・電器 | 4)使用済蛍光管 |
| | | (も)破砕()を | |
| 【資源ごみ】 | | ⑤乾電池(有害ごみ) | 【資源にみ】 |
| ①飲料用空き缶 | ı İz | ⑥蛍光球、蛍光管類·体温計·鏡 | ①飲料用空き缶 ②空きびん ③ペットボトル |
| ②空きびん | | ②取り灰 | ④古紙(新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙代シク) |
| ③ペットボトル | | | ⑤廃食用油 ⑥使用済割りばし |
| 4古紙(新聞)、 | ④古紙(新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック) | | |
| ⑤廃食油 | | | 【粗大げみ】 |
| ⑥使用済割りばし | ڔ | | ○ 種大にみ |
| | | | く撃川町の主な変更> |
| | | | ①ビン・陶磁器が埋立ごみ(不然ごみ)と空きびん |
| | | | (資源ごみ)に分かれる。 |
| | | | ②粗大ごみ収集が増える。 |
| | | | ③乾電池、蛍光管を分別収集してリサイクル |
| | | | |
| | | | |

| | | 環境ワーキンググループ №4100-1 |
|---|---|--|
| 協議項目 各種専務事業(環境関係)の取扱いについて | | 協議細目 ごみの収集方法、収集頻度 |
| 調整の方針 事業系ごみの回収についても合併時から出雲市の例により統一する。 | の例により統一する。 5の例により統一する。 | |
| 現 | 況 | 多 中 ゆ 书 目 少 豬 瞎 |
| 田事田 | 一 三 五 | 用の大手では |
| V | F 347 / A 77 1 1 1 | 1 1 1 2 2 3 4 H == (|
| 「火果が彫」「一番サイン・「日間・サイダン) | 【以果杉彫】 | 〇日朝モの多により第一96。=『古者によぶってきます』 |
| 可然しみ:氏同来有役計(佐田区域の孫へ) 大株ごみ・中間業者条計(佐田区はを除く) | リ際(・) (公用収集) は、(の一) は、(の一) (の一) (の一) (の一) (の一) (の一) (の一) (の一) | ・ア列火来にであたけが原回火に多けする。・重業及ごその同じ十五番市に徐一七人 |
| がによるでは、これには、 | 大学・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ | |
| ※佐田区域は、第3セクター(㈱すばる企画)へ委託 | 資源ごみ∶民間業者委託 | |
| 【収集方法】 | 【収集方法】 | 〈斐川町の主な変更〉 |
| (1)家庭系ごみ | (1)家庭系ごみ | ・粗大ごみ 戸別収集 |
| ①ステーション方式 | ①ステーション収集方式 | |
| 「みの分類:可燃バみ、不燃バみ | ·可燃 535 カ所 | |
| 収集箇所数:可燃ごみ約 2,800ヵ所 | ·不燃 303 ヵ所 | |
| - 大然に4約 1,700 ヵ所 | ②戸別収集方式:連坦地のみ | |
| ②戸別収集方式:連坦地のみ | 「40分類: 回燃 「 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| 「みの分類: 可燃 「み | 収集箇所数:旧街地及び新川中央線沿線で個別収集箇所 | |
| 収集箇所数:連坦地のみ 世帯数不明 | あり。 | |
| ※収集時に一定の場所に集積 | ③拠点方式 | |
| ③拠点方式 | ④ごみの持ち出し個数:個数制限なし | |
| ごみの分類:可燃ごみつち古紙等 | ⑤粗大ごみ 直接搬入のみ | |
| 収集箇所数: 可燃ごみ(出雲地域:23ヶ所) | | |
| ④ごみの持ち出し個数 | | |
| 世帯で1回に4個まで | | |
| ⑤粗大ごみ 戸別収集方式 | | |
| (2)廃食油 | (2)廃食油 | |
| 回収方法:拠点回収(47箇所) | 回収方法:拠点回収(9箇所) | |
| | | |

| No.4100-2 |
|-------------|
| 環境ワーキンググループ |
| |

| 基金の方針 | 協議項目 各種事務事業(環境関係)の取扱いについて | | 協議細目ごみの収集方法、収集頻度 |
|---|------------------------------------|---|-----------------------------|
| (3)事業系ごみ | | 例により統一する。)例により統一する。 | |
| (3)事業系ごみ 5)後入とステーション方式(可燃ご 計可業者委託 または直接機入 こみに準する [収集頻度] | 祖 | 況 | 4 5 4 日 4 3 4 |
| (3)事業系ごみ 計可業者委託 または直接搬入 こかに達する [収集頻度] ①可燃ごみ 週 2 回 ②不燃ごみ 月 4 回 ③本書ごみ 月 1 回 ③本書ごみ 月 1 回 ③本書ごみ 月 1 回 (資源ごみは、不燃ごみとして収集) (資源ごみは、不燃ごみとして収集) (資源ごみは、不燃ごみとして収集) 「リサイクルステーション】 リサイクルステーションは、毎週土曜日、日曜日 (各午前 8 時 30 分~午後 5 時)に開設。 ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1 1 時 ・成食油 はかりばし(公民館7箇所、役場1箇所、 環境学習センター1箇所) ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所、 ・時間を設定 | | I | は、大学の場合は、大学の大学の大学を表示していません。 |
| (収集頻度] | (3)事業系ごみ | (3)事業系ごみ | く斐川町の主な変更> |
| [収集頻度] | 直接搬入もしくは許可業者による搬入とステーション方式(可燃こ | 許可業者委託 | ・事業系ごみ ステーション方式の併用 |
| (収集頻度) (リ可燃ごみ 週 2回 (②不燃ごみ 月 4回 (③有害ごみ 月 1回 (③有害ごみ 月 1回 (③有害ごみ 月 1回 (④有調ごみ 月 8回(土、目) (資源ごみは、不燃ごみとして収集) (リサイクルステーション) (サイクルステーション) (中央前 8時 30分~午後 5時)に開設。 ・ 古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、人ペットボトル ・ ペットボトル ・ 体質注字習センター1箇所) ・ 使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所、環境学習センター1箇所) ・ 使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) | み、不燃ごみ)を併用 ステーション方式の場合は家庭ごみに準ずる | | |
| (予定 3 2 回 ② 7 株 2 4 回 ③ 4 1 回 ③ 4 1 1 回 ③ 4 2 1 1 回 ③ 4 2 2 2 2 3 4 2 2 2 3 4 2 2 2 3 4 2 2 2 3 4 2 2 2 2 | 【収集頻度】 | 【収集頻度】 | |
| (②不燃ごみ 月 4回 ③有害ごみ 月 1回 (資源ごみ 月 8回(土、日) (資源ごみは、不燃ごみとして収集) (1)サイクルステーション】 リサイクルステーションは、毎週土曜日、日曜日 (各午前8時30分~午後5時)に開設。 ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 1 1 時 ・成金油(は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 1 1 時 ・成金油(は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 1 1 時 ・成金油(は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 1 1 時 ・成金油(は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 1 1 時 ・成色油(は公民館7箇所、役場1箇所) ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) | ①回然にお: 週2回 | | |
| (資海ごみ 月1回 (4) (資源ごみ 月8回(土、日) (資源ごみは、不然ごみとして収集) (資源ごみは、不然ごみとして収集) (日(7箇所) 木曜日(9箇所) (名午前8時30分~午後5時)に開設。 ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、役場1箇所、、場所) ・、ペットボトル ・、ペットボトル ・、ペットボトル ・、ペットボトル ・、ペットボトル ・、ペットボトル ・、保開済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所、 ・、使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所、 ・、使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) | ②不禁ごみ: 月1~2回 | | |
| こよる搬入 (資源ごみは、不燃ごみとして収集) (資源ごみは、不燃ごみとして収集) (資源ごみは、不燃ごみとして収集) 水曜日(7 箇所) 木曜日(9 箇所) (各午前 8 時 30 分~午後 5 時)に開設。 午後 1 時 (古所) きびん、ペットボトル ・廃食油 は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、役場1箇所) 遅年 ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) 曜日、時間を設定 ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) | ③資源ごみ:月1~2回(拠点方式) | 起ごみ | |
| (資源ごみは、不燃ごみとして収集) 水曜日(7箇所) 木曜日(9箇所) きびん、ペットボトル ・電日、時間を設定 第一 第一 第一 第 5 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 第 1 年 1 年 | 直接搬入もしくは許可業者による搬入 | もご覧 | |
| (1)サイクルステーション】 リサイクルステーションは、毎週土曜日、日曜日 (各午前 8時 30 分~午後 5時)に開設。 ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場20 (公民館7箇所、役場1箇所、投場20人人、ペットボトル 環境学習センター1億所) ・ 使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所)・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所)・ (使用済み割りばし、公民館7箇所、役場1箇所)・ (使用済み割りばし、公民館7箇所、役場1箇所)・ (世間を設定 (本) | | (資源ごみは、不燃ごみとして収集) | |
| ルサイクルステーションは、毎週土曜日、日曜日 (各午前 8時 30 分~午後 5時)に開設。 ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、投場16所) ・変定(4 箇所) ・ (使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所)・ (使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所)・ (世間を設定 | [リサイクルステーション] | [リサイクルステーション] | 斐川町で公民館事業としてリサイクルステーションにより収 |
| 水曜日(7 箇所) 木曜日(9 箇所) ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 1箇所) ・佐後1時 ・変なん、ペットボトル ・変定(4 箇所) ・廃食油 は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、役場1箇所、役場1箇所、理境学習センター1億所) ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) | ·出雲地域 | リサイクルステーションは、毎週土曜日、日曜日 | 集している古紙、古布、リサイクル衣類については、現行の |
| 水曜日(7 箇所) 木曜日(9 箇所) ・午後 1 時 きびん、ペットボトル 設定(4 箇所) ・正午 曜日、時間を設定 | | (各午前 8 時 30 分~午後 5 時)に開設。 | とおり引き継ぎ、合併後に統一する。 |
| ・午後 1 時 きびん、ペットボトル 設定 (4 箇所) ・正午 曜日、時間を設定 | | ・古紙、古布、衣類は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場 | |
| きびん、ペットボトル 設定(4 箇所) 正午 曜日、時間を設定 | | 1箇所) | |
| きびん、ペットボトル 設定(4 箇所) ・正午 曜日、時間を設定 | ·大社地域 | 廃食油 は公民館事業として回収(公民館7箇所、役場1箇所、 | |
| 设定(4 箇所) .正午 曜日、時間を設定 | | 環境学習センター1箇所) | |
| 時間:午前7時30分~正午 ・平田、佐田、多伎、湖陵地域 - 中日:古紙 な各地区でステーンョン、曜日、時間を設定 | 開設日:品目毎に曜日を設定(4箇所) | ・使用済み割りばし(公民館7箇所、役場1箇所) | |
| ・平田、佐田、多伎、湖陵地域品 目: 古紙☆各地区でステーション、曜日、時間を設定 | | | |
| 品 目:古紙 な各地区でステーション、曜日、時間を設定 | ·平田、佐田、多伎、湖陵地域 | | |
| な各地区でステーンョン、曜日、時間を設定 | | | |
| | ☆各地区でステーション、曜日、時間を設定 | | |
| | | | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4200

| 協議細目ごみの収集体制 | | 教令四十岁中 | ★ | 出雲市の例により統一する。 但し、可燃ごみについては平成 27 年度までの間は現行 の収集体制とする。 (宍道町斐川町環境衛生組合の解散時における斐川町 と宍道町で締結した「解散に関する協議書」により職員の 身分を担保することとしているため) |
|----------------------|--|--------|----------|--|
| | 度までの間は、現行のとおりの収集体制とする。 | 況 | 整川 町 | [収集体制] ① 可燃ごみ:委託 ②不燃ごみ:委託 |
| 各種事務事業(環境関係)の取扱いについて | 合併時から出雲市の例により統一する。 ただし、斐川町の燃えるごみについては、平成27年度までの間は、現行のとおりの収集体制とする。 | 現 | 田 乗 市 | 华 海 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 秦 强 秦 秦 强 强 秦 强 |
| 協議項目 | 調整の方針 | | | [投集体制] ① 可縁 (み み) ② 今 が (な) ③ 資 |

| | | | 環境ワーキンググループ №4500-1 | 1500-1 |
|--------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------|
| 協議項目 各種事務事業(環境 | 各種事務事業 (環境関係)の取扱いについて | | 協議細目ごみ手数料 | |
| 調整の方針 別紙のとおり | | | | |
| | 現 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | |
| 第 田 | 市 | 斐川町 | 調金の具体的内谷 | |
| : | | | | |
| 【収集手数料】 "一二一" | | 【収集手数料】 "一二" | ごみ手数料については、合併時から出雲市の例により統・- | 例により紙 |
| | | 《家庭用》 | _ | |
| (1)可燃ごみ 指定袋(大)50円/袋 | 448 | ①可燃ごみ 指定袋(大)=50円/袋 | | |
| (小)30日/級 | ₹ K | (小)=25円/袋 | 〇家庭にみ | |
| 収集券(40 沿相当) 50 円/枚 | 50 円/枚 | ②不燃ごみ 指定袋(大)=50円/袋 | 1、可燃ごみ(指定袋) 大 50円/袋 小30円/袋 | |
| ②破砕ごみ 指定袋(大)50 円/袋 | 松 | (小)=25円/袋 | (収集券) 50円/枚 | |
| (小)30 田/徽 | MAG | ③有害ごみ 指定なし・無料 | - 8. 破砕ごみ(指定袋) 大 20円/袋 小30円/袋 | 7袋 |
| 収集券(40 以相当) | 50円/枚 | 水銀体温計、筒型乾電池、蛍光管、鏡 | (収集券) 50円/枚 | |
| ③埋め立てごみ 指定袋(大)50円/袋 | 絥 | | 3. 埋立ごみ(指定袋) 大 50円/袋 小30円/袋 | |
| (小)30 田/徽 | 铁 | | (収集券) 50円/枚 | |
| 収集券(40 沿相当) 50円/枚 | 50円/枚 | | 4. 資源ごみ 指定袋)大 10円/袋 小5円/袋 | 猕 |
| (4)粗大ごみ(最大 2mまで) 収集券 1,000 円/枚 | 券 1,000 円/枚 | | 5. 粗大じみ 1,000 円/枚 | |
| ⑤資源ごみ(空き缶、空きびん、ペットボトル) | ボトル) | | | |
| 指定袋(大)10円/袋 | 採 | | 〇事業所ごみ(事業系一般廃棄物) | |
| (小) 5円/袋 | 徽 | | ① 回蒸にや② 破砕にや③ 抽口にみ | |
| 収集券なし | | | 指定袋は、いずれも大(402)だけで120円/枚 | 汝 |
| ・古紙 指定袋、収集券なし・無料 | <i>→</i> | | 収集券 120 円/枚 | |
| (6) 有害ごみ | | | | |
| (1)筒型乾電池 指定袋、収集券なし・無料 | · # 非 | | | |
| (2)蛍光灯ほか 指定袋、収集券なし・無料 | ·無料 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.4500ー2

| 協議項目 | 各種事務事業(環境関係)の取扱いについて | | 協議部目にみ手数料 |
|-------------|---|---|------------------------------|
| 調整の方針 | 別紙のとおり | | |
| | 強 | 光 | 4 4 4 四 4 |
| | 出棄市 | 東 川 野 | 温 財 の共 本 己 乙 本 |
| 《田児業庫》 | | 《事業品》 | |
| | 指定袋(大)120 円/袋 | 、燃ごみとも指定袋なし。 | 1 指定袋小の手数料 25円から30円になるが、袋の長さ |
| の時かごみ | 収集券 (40 %相当) 120 円/枚 お売益 (大) 130 円 / 袋 | 事業所が直接搬入か許可業者による搬入を行う。 | が 10 cm長くなる。 o |
| | , 17~2、2、17~3、17~3、17~4、17~1、17~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1~1 | | |
| ③埋め立てごみ | ③埋め立てごみ 指定袋(大)120円/袋 | | |
| | 収集券(40 點相当) 120 円/枚 | | 4 事業系ごみを収集する。 |
| た | 直接搬入 | | 指定袋 120円/袋・収集券120円/枚 |
| (5) 古刹 原 | 原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。 | | |
| | | | |
| 《直接搬入手数料》 | 《 卡 | 《直接搬入手数料》 | |
| 家庭系ごみ | | ① 日 10 # 20 田 / | |
| 回蒸バみ・不蒸にみ | 然ごみ 50 円/10 *。 | ②不燃ごみ 420 円/100 ㌔ 有害ごみを含む | |
| 事業系ごみ | | | |
| 回蒸バみ・不蒸バみ | 然ごみ 150 円/10 ㌔ | | |
| 動物の死体 | | | |
| 3,000 円/1 体 | /1体 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

環境ワーキンググループ No.4600

| 協議項目 会議者務準条保機機能の取扱いについては、合併的ないについては、合併的ないにします。 「ころの指定金・指定金のでは、企作の対象を使っている (1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 | | | |
|---|-----------------------------|--|---------------------------------------|
| (指定袋の種類と大きる。 | 議項目 | | 温泉 |
| (指定接の種類と大きさ) (①可燃ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650) 下 | | H雲市の例により規格を統一する。 は、当分の間は利用できることとする。 ら出雲市の例により統一する。 | |
| 権力 事 (事可機ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650) (2) 不機ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650) (2) 不機ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650) (2) 不機ごみ 家庭用 小 (600×500) (2) 不機ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 小1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | 強 | 光 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| (指定袋の種類と大きさ 】 (| | Ш | 密 の具 体 的 内 |
| (販売方法) 指定袋取扱店指定制度 (販売方法) 指定袋取扱店指定制度 (販売方法) 指定袋取扱店指定制度 (販売 店 1 小売店 53店舗 (販売を託料) 取扱い会託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800円(1箱10,000円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500円(1箱20,000円) ル1ケース 800円(1箱10,000円) | | 1 1 1 1 1 1 mm 2 mm 2 mm 2 mm 2 mm 2 mm | |
| (可可燃ごみ 家庭用 小 (600×500) | 【指定接の種類と大きさ】 | 【指定袋の種類と大きさ】 | 〇田裏市の例によりに統一する |
| 大 (800×650) (2) 不然ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650) (500 元 点] 小売店 53 店舗 | | 燃ごみ 家庭用 小 | ・指定袋・指定券については、合併時から規格を統一す |
| ②不燃ごみ 家庭用 小 (600×500) 大 (800×650) 大 (800×650) 大 (販売方法】指定袋取扱店指定制度 [販売を託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱10,000円) 小1ケース 800円(1箱10,000円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500円(1箱20,000円) | 大 (800×650) | | 8° |
| 大 (800×650) (販売方法】指定袋取扱店指定制度 [販 売 店】 小売店 53 店舗 [販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 小1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 10,000 円) | | 燃ごみ 家庭用 小 | ・当面斐川町の袋も利用できるものとする |
| [販売方法] 指定袋取扱店指定制度 [販 売 店] 小売店 53 店舗 [販売委託料] 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 太1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ル1ケース 800 円(1箱 20,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 20,000 円) | | | ・家庭用袋について、現在の小袋を中袋とし、20以未満 |
| 【販売方法】指定袋取扱店指定制度 【販売店】小売店53店舗 【販売委託料】 取扱い委託料後払い方式可扱い・委託料後払い方式可燃ごみ大1ケース800円(1箱10,000円) ホイケース1,500円(1箱10,000円) 不燃ごみ大1ケース1,500円(1箱10,000円) ホイケース1,500円(1箱10,000円) | ②破砕・埋め立てごみ | | の袋について、合併後検討する |
| [販売方法】指定袋取扱店指定制度 [販売 店】小売店 53店舗 [販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース800円(1箱10,000円) 小1ケース800円(1箱10,000円) ホ1ケース1,500円(1箱20,000円) 不燃ごみ 大1ケース1,500円(1箱10,000円) | | | |
| (販売方法】指定袋取扱店指定制度 (版 売 店】小売店 53 店舗 (販売委託料) 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ル1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 1,500 円(1箱 10,000 円) ル1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | | | ○販売方法並びに販売委託料については、出雲市の例に |
| (販売方法】指定袋取扱店指定制度 [販売 店】 小売店 53 店舗 [販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ハ1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 1,500 円(1箱 10,000 円) | | | より統一する。 |
| (販売方法】指定袋取扱店指定制度 [販売表託料】 「販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース800円(1箱10,000円) 小1ケース1,500円(1箱20,000円) ホ1ケース1,500円(1箱20,000円) | | | |
| 【販売方法】指定袋取扱店指定制度 【販 売 店】 小売店 53 店舗 【販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 20,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 20,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | ③空き缶・空きびん | | |
| 【販売方法】指定袋取扱店指定制度 【販売 店】 小売店 53 店舗 【販売委託料】 取扱い委託料後払い方式可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 1,500 円(1箱 20,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | | | く斐川町の主な変更> |
| 【販売方法】指定袋取扱店指定制度 【販売委託料】 「販売委託料】 取扱い委託料後払い方式可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 20,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 10,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | 大 (800×650) | | ・指定袋 小 のサイズが大きくなる |
| 【販売方法】指定袋取扱店指定制度 【販 売 店】小売店 53 店舗 【販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース800円(1箱10,000円) ホ1ケース800円(1箱10,000円) 不燃ごみ 大1ケース1,500円(1箱20,000円) 不燃ごみ 大1ケース1,500円(1箱20,000円) | | | (600 × 500) → (700 × 500) |
| 「販売方法】指定袋取扱店指定制度 「販 売 店】小売店 53 店舗 「販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 小1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 20,000 円) 小1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | | | ・収集券ができる |
| 【販売委託料】 【販売委託料】 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1 箱 10,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 20,000 円) ホ1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | 売万法 】 | 売万法 】 | ・販売店委託料 8%→7%になる |
| 【販売委託料】 取扱い委割 可燃ごみ 不燃ごみ | 【販 売 店】小売店 277 店舗 | 売 店】 | ・指定袋の作成、配布、保管、販売手数料の変更 |
| 【販売委託料】 取扱い委請 可燃ごみ 不燃ごみ | 郵便局 36局(指定袋のみ) | | |
| 取扱い委託料後払い方式 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1 箱 10,000 円) 小1ケース 800 円(1 箱 10,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1 箱 20,000 円) 小1ケース 800 円(1 箱 10,000 円) | 【販売委託料】7%(買取額と相殺)平成 20 年度改定 | 【販売委託料】 | |
| 可燃ごみ 大1ケース 800 円(1 箱 10,000 円) ル1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 20,000 円) ル1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | | 取扱い委託料後払い方式 | |
| ル1ケース 800 円(1箱 10,000 円) 不燃ごみ 大1ケース 1,500 円(1箱 20,000 円) 小1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | | 回熱げみ 大1ケース800円(1 箱10,000円) | |
| | | 小1ケース800円(1箱10,000円) | |
| 小1ケース 800 円(1箱 10,000 円) | | | |
| | | 小1ケース800円(1箱10,000円) | |
| | | | |

環境ワーキンググループ No.4200

| 4 日本 | 位置 石田 久徳東敦重芸(海崎間径) 心即にいていて | | は 雑 44 日 「みのステーション(収集ボックス・集積場) |
|---|--|---|--------------------------------|
| # 1 | 関を対し | | 屋 |
| 1 | | こが利用すること。 | |
| (| 【補助金額】①5世帯~19世帯=補助率1/2で上 | 5万円 | |
| ## | 現 | 況 | 対し |
| (名称]燃えるごみ収納箱・燃えないごみ集積場設置補助 - 1-4-1 | | Ш | |
| (| 【名称】ごみ集積場設置経費補助金[7,000 千円] | 【名称】燃えるごみ収納箱・燃えないごみ集積場設置補助 | 出雲市の例により統一する・会性性に統一する |
| (補助条件】 | 【補助対象】ごみ集積場を設置しようとする自治会等 | 【補助対象】ごみ集積場を設置しようとする自治会等 | |
| (補助条件] (前助条件] (①ごみ集積場設置経費が1万円以上であること。 (②利用する世帯が10世帯以上であること。 ただし、分譲宅地等で確実に世帯が増える見込がある場合を除く。 (補助額] (前助額) (可燃えるごみ収納箱助成・補助率 2分の1・補助率 2分の1・補助率 2分の1・補助率 2分の1・補助率 2分の1・項度額 150,000円 | | | く髪川町の主な変更> |
| (1) この集積場設直経費か 1 カ円以上であること。 | 「備助条件」 | 【補助条件】 | |
| | ①こみ集積場設直栓費が1万円以上であること。 ◎ショロナノ サージ・コード・コージ・コージ | (1)こみ集積場設直経費が1万円以上であること。 (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | 世帯 10 甘帯以上 |
| (補助額) (補助額) (補助額) (連助率 2分の1 ・補助率 2分の1 ・補助率 2分の1 ・補助率 2分の1 ・確助率 2分の1 ・確助率 2分の1 ・確助率 2分の1 | 少小川りの旧市から日市の上でののこと。 ナだ 今韓史神等ヶ海宇一帯共行神で入自込 があろ神今を除く | ②利用9の凹帯が 10 回帯以上でめること。 ただ」 公籍や地等が確実に 中部が描える目が がある場合を除 | 無労殺をしなる 20 世帯中港の自今 |
| [補助額] ①燃えるごみ収納箱助成 ・補助率 2分の1 ・関度額 60,000円 ②燃えないごみ集積場助成 ・補助率 2分の1 ・限度額 150,000円 | 0.75 P T 2.9 C 5.17.10 P T T T T T T T T T T T T T T T T T T | ここの、と 愛しらな こ 番人こ 日 ここ ねこうこんじょう タッタ ロ らぎく | 田 00000 全 田 0000回 |
| 【補助額】 ①燃えるごみ収納箱助成 ・補助率 2分の1 ・関度額 60,000円 ②燃えないごみ集積場助成 ・補助率 2分の1 ・現度額 150,000円 | | | 燃えるごみの 20 世帯以上の場合 |
| ①燃えるごみ収納箱助成 ・補助率 2 分の 1 ・限度額 60,000 円 ②燃えないごみ集積場助成 ・補助率 2 分の 1 ・限度額 150,000 円 | 【補助額】 | 【補助額】 | 上限 60,000円 ⇒ 150,000円 |
| ・補助率 2分の1 上限 150,000 円 ・限度額 60,000 円 修繕の場合が追加 ②燃えないごみ集積場助成・補助率 2分の1 ・限度額 150,000 円 | ①利用世帯が5世帯以上20世帯未満 | ①燃えるごみ収納箱助成 | 燃えないごみの 20 世帯未満の場合 |
| ・限度額 60,000 円 ②燃えないごみ集積場助成 ・補助率 2分の1 ・限度額 150,000 円 | | ・補助率 2分の1 | 上限 150,000円 ⇒ 50,000円 |
| | | | 修繕の場合が追加 |
| | ②利用世帯が 20 世帯以上 | ②燃えないごみ集積場助成 | |
| | | ・補助率 2分の1 | |
| ③集積場を修繕する場合 ・補助率 補助対象経費の2分の1 ・限度額 20,000 円 【その他】マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(5世帯以上)、 区画整理事業も対象とする。 | | ・限度額 150,000 円 | |
| ・補助率 補助対象経費の2分の1 ・限度額 20,000 円 【その他】マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(5世帯以上)、 区画整理事業も対象とする。 | ③集積場を修繕する場合 | | |
| ・限度額 20,000 円 【その他】マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(5世帯以上)、 区画整理事業も対象とする。 | | | |
| 【その他】マンション、アパート等集合住宅、宅地分譲(5世帯以上)、区画整理事業も対象とする。 | | | |
| このほよくアン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 「子の本」で、「、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」、「、」 | | |
| | - 「こうら」、ノノコノ、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| | | | |
| | | | |

協議第46号

各種事務事業(農林関係その3)の取扱いについて、次のとおり協議 する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(農林関係その3)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(農林関係その3)の取扱いについ ては、次のとおりとする。

1 農林事業分担金

農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の 例により統一する。

- 2 農業用用排水施設の維持管理 現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 土地改良区

両市町にある各土地改良区については現行のとおり引き継ぎ、これ らに対する補助金等も現行のとおりとする。

4 渇水時における対策

渇水時における斐伊川右岸・左岸における農業水利慣行は、引き続 き尊重し、新市において新たな協議の場を設ける。

5 農産物生産振興事業

出雲市の「21世紀出雲農業フロンティア・ファイティング・ファ ンド事業」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐 川地域で、新市において事業を継続する。

参考資料:別紙のとおり

| <u> 章 ワーキンググループ</u> No. 6310 | 農林事業分担金 | | 調整の具体的内容 | 農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の例により統一する。 |
|------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------------|---|
| 農林水産 | は 議 細 目 | 合併時から出雲市の例により統一する。 | 菱 川 町 | 農業農村整備事業分担金比較表のとおり |
| | 各種事務事業(農林関係その3)の取扱いについて | 農業農村整備事業にかかる分担金については、合係 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | 協議項目各種 | 調整の方針農業 | 丑 | 農業農村整備事業分担金比較表のとおり |

農業農村整備事業分担金比較表

| | | | H + H | 山川 | 品 水 |
|--------------------|---------------|--------|---|--------------------------|---|
| | | | K | - | |
| | | | 農道(ほ場整備時の支線農道を除く) | 同左 | |
| | | | 幹線用水路等 | 子凹 | |
| 分担金を御 | 分担金を徴収しない施設 | 布設 | 幹線排水路等 | 子闫 | |
| | | | ため池(総貯水量2,000t以上) | 貯水量の規定 無 | |
| | | | 頭首工(堰を含む) | 同左 | |
| 分担金を創 | 分担金を徴収しない事業 | 事業 | ため池廃止事業(国・県補助事業) | _ | |
| 市・町営土 | 市·町営土地改良事業 | ** | (事業費-国·県補助金)×1/3以内 | 1 | |
| | 次良事業 | | 市の負担額×1/3以内 (ほ場整備事業の例:22.5×1/3=7.5%) | 【参考】 経営体育成基盤整備事業 7.5% | 【参考】 経営体育成基盤整備事業(制度) (国:50/県:27.5/その他:22.5) |
| | | 激甚法適用 | 負担 無 | 規定 無 | |
| 災害復日 事業 | 顷 | 激甚法適用外 | 事業費×4% | 規定 無 | |
| └ ₩ ₩ | 農業用水 施設 | 激甚法適用 | 負担 無 | 負担 無 | |
| 出雲市 | (ため池、 用水路) | 激甚法適用外 | 事業費×2% | 負担 無 | |
| 林地崩壊防 | 上事業 | | (事業費-国·県補助金)×1/2以内 | 字凹 | 林地崩壊防止事業 国:2/4 県:1/4 (県単 国:0 県:1/2) |
| | | | ※出雲市農林事業関係分担金徴収条例による | | |
| (参考)災害復旧事業 | 復旧事業 | | | | |
| 議 | ~12片田 | 用 | 日本 中公 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | |

※出雲市農林事業関係分担金徴収条例による

| 美 安 子 | ~13万円 | 単費 | 受益者分担金 無 |
|-------------|-----------|------|---------------|
| 資 | 13万円~40万円 | 起債適用 | 激甚法適用外の事業に順ずる |
| 料 | 40万円~ | 補助適用 | 上表による |

| | | 農林水産 | ワーキンググループ No. 8100 |
|---|--|--|----------------------------|
| 協議項目 各種事務事業(農林関係その3) | 33)の取扱いについて | 協議細目 | 農業用用排水施設の維持管理 |
| 調整の方針 現行のとおり新市に引き継ぐ | 20. | | |
| | | | 調整の単体的内容 |
| 出票市 | | J | |
| 「特米機場】 「管理人賃金」 「管理人賃金」 ・電気・水道代について、市が負担 ・電気・水道代について、市が負担 ・管理人賃金 ・管理人賃金 ・管理人賃金 ・管理人賃金 ・運転操作員 ・運転操作員 を例運転 800円/時間 5:00~ 5:00 1,200円/時間 7:00~22:00 1,000円/時間 22:00~ 5:00 1,200円/時間 22:00~ 5:00 1,200円/時間 定例運転 800円/時間 を例正排水機場 要伊川以北土地改良区に対し、補助金を支出 ・補助金額算出方法 ・ 計算、水道代 1/3 | ・ 姉谷 [排水機場管理費] ・ 宍道湖沿岸に8ヶ所(うち島村機場は出雲市財産) その他7ヵ所 ・ 電気、水道、人件費等すべて町負担 運転管理補助員の賃金は、750円/時間(地元) 中間 ・ 中川・北灘・学頭灘機場(土地改良区へ管理委託) 1,000千円(経費の1/2) ・ 本列川・北瀬・学頭灌機場(土地改良区へ管理委託) 1,000千円(経費の1/2) | 員2名体制で実施場は出雲市財産) 場は出雲市財産) 時間(地元) 良区へ管理委託) | ・排水施設の維持管理は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 |
| | | | |

| 協議項目 各種事務事業 (農林関係その3) の取扱いについて 協議の方針 現行のとおり新市に引き継ぐ。 | 農林水産「 | ワーキンググループ No.8110 |
|--|---|-------------------|
| | 協議細目 | 農業用用排水施設の維持管理 |
| | | |
| | | 調整の具体的内容 |
| (ため池) 142箇所 142箇所 142箇所 142箇所 119, 600円/年 [瀬止堰] 新建川堰、319円/日×9日) 2.475円/時 660円/時 660円/世 660円/日 660円 | が な を を を を に に に に に に に に に に に に に | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 |

| | 農林 | 農林水産 ワーキンググループ No.8200 |
|--|---|--|
| 協議項目 各種事務事業(農林関係その3)の取 | 取扱いについて 協議細 | 目 農業用用排水施設の維持管理 |
| 調整の方針 現行のとおり新市に引き継ぐ | | |
| # # # # # # # # # # # # # # # # # # # | 田 三 楽 | 調整の具体的内容 |
| 5気料補助金〕 ・る。 ・ある。 ・部位の改良事業に対し、関係面積を付する。 ・で付する。 ・で付する。 ・では一手業〕 ・ボル・ボル・ボットのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、のでは、ののでは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 農業用場水機場電気料補助金] 地改良区管理(財産)のパイプ 7分 料を補助 23箇所(管網パイプ 7分場水施設) 23箇所(管網パイプ 7分場水施設) 維持賦課金 (H2=25, 4 組合員維持管理賦課金 (H2=25, 4 組合員維持管理賦課金 (H2=25, 4 組合員維持管理賦課金 (H2=25, 4 1000千円 ・町有53カ所の揚水機場を維持管 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・町有53カ所の揚水機場を維持 ・中川・以南東部・以南中央揚水 ・中川・以南東部・以南中央揚水 ・中川・以南東部・以南中央揚水 ・中川・以南東部・以南中央揚水 ・中川・以南東部・以南中央揚水 ・中川・以南東部・以南中央揚水 ・中州、の南東部・以南中央揚水 ・中央場水利施設管理体制整備促進事 ・土地改良区が管理する農業水和 支援。(多面的機能の管理に選 を補助)補助率:国1/2、県1/2 基幹水利施設管理補助事業] ・中央揚水機場(国営かん排事業 産)の管理を国から受託(町) | る電 現行のとおり新市に引き継ぐ ・ 本 ・ 本 ・ 章 ・ 章 ・ : 5% ・ : 5% |

| | | 農林水産 | ワーキンググループ No. 8600 | 00 |
|-------------------------|---|-------------------------------------|------------------------|----|
| 協議項目 各種事務事業(農林関係その3)(| の取扱いについて | 協議細目 | 土地改良区 | |
| 調整の方針 両市町にある各土地改良区については | 現行のとおり新市に引き継ぎ、 | らに対する補助会 | これらに対する補助金等も現行のとおりとする。 | |
| - E | H H | | 調整の具体的内容 | ぬ |
| 1 | ① 美川町土地改良区 | | 現行のとおり新市に引き継ぐ。 | |
| ②大社町土地改良区 | 1) 面積2511ha(出雲市島村町含む) 2) 組合員数 3,271人 6、※ボークのカーボー・クロール | 「命む) 平 0.7 | | |
| ③湖陵町土地改良区 | の 3) 続作のの名の はずの 5名の おり 観画の 5名の はままる 12名の はままま 12名の 12 はままままま 13 はまままままままままままままままままままままままままままま | 間事は名 | | |
| ④平田斐伊川以北土地改良区 | 2) 與殊並:格名與殊並,推行與課課金,與第金,島村維持賦課金(転用決決會出決令) | k 並 ・ 特別題 済金・維持 | | |
| ⑤平田中央土地改良区 | 四年大月年/6)事業内容 6)事業内容 - 同珍年祖勢年(1.14万 6.44) | H H O H H H H H H H H | | |
| ⑥布崎土地改良区 | · 宋因6场能调(一一场区、244、 · 基幹水利施設補修事業(H2MI)国总统共和第级组修事業(H2MI)国总统共和党等组在国教任的教 | ~III3上事/ 4) | | |
| ⑦平田東部土地改良区 | 国西西及尼安西在全国强调庆年国国国民兼用火再编封策争兼(旧) 电线头阻线电台 | 17~) (~71 | | |
| ⑧平田伊野土地改良区 | ・展地水場場は当日よります来(活動組織の事務局)・用水施設管理(パイプラか施設) | 5) | | |
| 詳細は、別紙のとおり | (水利委員会・22協議会) ・排水機場管理受託(中川・北灘 ・用水機場管理受託(中川・北瀬 エ) | 会) 北灘・学頭灘) 以南東部・以南中 | | |
| | る借用 | (78万円/年) | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 出雲市内 土地改良区の概要 | | (8組織) | | | | | | | | |
|--------------------|----------------|-------|-------------|-----|-------|-------|--------------------|---|------------------|--------------------|
| 改良区名 | 画獲 (ha) | 組合員数 | 総代(名) 理事(名) | | 監事(名) | 職員(名) | 賢課金 | 每集内容 | 所在地 | 推 |
| | | | | | | | 農林漁業資金償還賦課金 | 農地転用に伴う意見書交付事務 | | |
| | | | | | | | 償還事務費賦課金 | 100箇所揚水機場電力料管理及び各種賦課金徴収事務 | | |
| 出雲市土地改良区 | 3,019 | 6,082 | 29 | 20 | က | 2 | 維持管理費決済賦課金 | 償還及び借入業務 | 出雲市今市町北本町2-1-5 | H22.10.4~理事8名 監事3名 |
| | | | | | | | 農地転用に伴う農林漁業資金決済賦課会 | 農地転用に伴う農林漁業資金決済賦課金用水施設修繕事業に対する助成金に関する事務 | | |
| | | | | | | | 揚水機電力料超過負担賦課金 | 県営出雲南に関する換地業務一部県より受託 | | |
| 20日光年十4六十 | 100 | | 99 | | c | | 経常賦課金 | 一般事務 | 1305年,北京大学第1305 | |
| | 0.5.0 | 0071 | 90 | 0.7 | 9 | 7 | 特別賦課金 | 畑地かんがい施設維持管理 | 日本に入れば大米宝1983 | |
| | 201 | 1 005 | 1.7 | 9 | 6 | 3 | 佐 别耐理 4 | 土地改良区の基本事業はなし。 | 06213年— 428 光平電子 | 職員3名は事務局長、会計主任 |
| 山东中州城州 上海峡灰色 | 167 | 200,1 | r | 0 | 7 | 0 | 19 70 KW, BK 316 | 土地改良事業の償還事務 | 山安!! | 事務担当者は市職員が従事 |
| | | | | | | | 経常賦課金 | 賦課金の調定 | | |
| | | | | | | | 用水賦課金 | 収納 | | |
| 平田中央土地改良区 | 590.5 | 1,002 | 52 | 15 | က | - | | 農林漁業資金の償還 | 出雲市平田町2791-1 | |
| | | | | | | | | 土地改良施設の維持管理 | | |
| | | | | | | | | 国県事業に係る調整 | | |
| | | | | | | | 経常賦課金 | 賦課金の調定 | | |
| | | | | | | | | 以又給 | | |
| 布崎土地改良区 | 53 | 101 | 0 | 7 | 2 | 0 | | 土地改良施設適正化事業の実施 | 出雲市園町908 | |
| | | | | | | | | 土地改良施設の維持管理 | | |
| | | | | | | | | 用水路の改修 | | |
| 平田東部土地改良区 | 230 | 230 | 30 | 15 | က | 0 | なし | H18年度以降なし | 出雲市小境町1805 | |
| | | | | | | | 経常賦課金 | 賦課金の調定 | | |
| 中田 中野 地区 十 地 沿 阜 区 | 78.7 | 205 | 0 | 1.5 | 2 | 0 | | 4又 条约 | 出雲市野郷町492−5 | |
| | | |) | 2 | ı |) | | 農林漁業資金の償還 | | |
| | | | | | | | | 伊野川井堰の修繕・改修 | | |
| | | | | | | | 経常賦課金 | 賦課金の調定 | | |
| | | | | | | | 特別賦課金 | 4又 条约 | | |
| 平田斐伊川以北土地改良区 | 375 | 394 | 0 | 16 | 4 | 0 | | 農林漁業資金の償還 | 出雲市平田町951-1 | |
| | | | | | | | | 土地改良施設の維持管理 | | |
| | | | | | | | | 国県事業に係る調整 | | |

| | | 農林水産「 | ワーキンググループ No. 8700 |
|--|---|--|------------------------------------|
| 協議項目 各種事務事業(農林関係その3)の | の取扱いについて | 議細目 | 土地改良区 |
| 調整の方針 両市町にある各土地改良区については | 現行のとおり新市に引き継ぎ、 | 対する補助金 | これらに対する補助金等も現行のとおりとする。 |
| 田 | 紫三 | | 調整の具体的内容 |
| [事務費補助金] ①出雲市土地改良区事務費補助金 540千円/年 | [事務費補助金] 無 | | 1. 土地改良区への補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 |
| 海 | し事務賃負担並」 ・妻川町土地改良区事務費負担金 1,281千円 (内容は、ほ場整備事業の工事費に対する事務費及 び集積促進費繰上償還に対する事務費) | | 2.斐川町の県営ほ場整備事業費の償還助成金は新市に引き継ぐ。 |
| ③大社町土地改良区事務賃補助金 630千円/年 [償還業務事務費負担金] 出雲市土地改良事業年賦償還金 * 2% 土地改良事業年賦償還金 653千円 で成21年度末残額 518,653千円 (環還先:出雲市土地改良区、大社町土地改良区、湖陵・町土地改良区、平田養伊川以北土地改良区、湖陵・田2 7千9百万円 H23 7千2百万円 H23 7千2百万円 H25 6千1百万円 H25 6千1百万円 H25 6千1百万円 T20千一比改良施設維持管理適正化事業] 大社町土地改良区 | 「その他補助金等」 2 2年度予算)(現在町の行財政集中改革プランにより補助金を減額中:減額前旧5-25,059千円、組合員維持管理賦課金(H22-25,854千円)と同額:10a当りの補助金 田.1500円、畑.500円) ・揚水機場管理補助金(中川・以南東部・以南中央) ・場水機場管理補助金(中川・以南東部・以南中央) ・場水機場管理補助金(中川・以南東部・以南中央) ・県営ぼ場整備事業費の信選助成(町上乗補助率5%相当額)平成18年から平準化措置中(旧8~H21.約2 億、H2~H28.約1.8億、H29.約1.26億、H30~H43年まで、約5千万から年次的に減少) 平成21年度末残額(1,644,649千円) ・その他、機器更新時の補助(補助残の1/2)、非かんがい期用ポンプ運転電気料の補助(補助残の1/2)、非かんがい、非常の補助(補助残の1/2)、非かんがい期用ポンプ運転電気料の補助(1/2・H22~)有 | F田 (中成 10プンによ 10a当りの 以南中央) (本国) (本国) (本国) (本国) (本国) (本国) (本国) (本国) | |
| | | | |

| | | 農林水産 | ワーキンググループ No. 8800 | |
|--|-------------------|-----------|----------------------------|--|
| 協議項目 各種事務事業(農林関係その3)の取扱 | の取扱いについて | 協議細目 | 渇水時における対策 | |
| 調整の方針 渇水時における斐伊川右岸・左岸におけ | おける農業水利慣行は、引き続き尊重 | 重し、新市におい「 | 引き続き尊重し、新市において新たな協議の場を設ける。 | |
| | | | ** | |
| 田 雲 中 | 斐 川 町 | I | 策 07 共 14 时 15 | |
| 3. 職員 協議会の担当する事務に従事する職員は、 出雲市長がその補助機関の職員の中から 選任する。 会長は職員のうちから主任のもの「事務 長」を定める。 | | | | |
| 4.会議 協議会の会議は、会長が招集する。 委員3人以上の者から会議の招集の請求 がある時は、会長はこれを招集する。 | | | | |
| 半数以上の出席が必要 | | | | |
| 5. 幹事会 会長が指名する6人の委員を持って組織 | | | | |
| 6. 予算 協議会の予算は各関係市町の負担金及び その他収入をもって充てる。 現行 出雲市375,000円 斐川町125,000円 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| ワーキンググループ No. 14700 | 農産物生産振興事業 | 斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐川地域で、新市において継続 | 調整の具体的内容 | 〇出雲市の「21世紀出雲農業フロンティア・ファイティング・ファンド・事業 (FFF事業)」と集別間の「ひかわ産地拡大支援事業」に接換の事業であり事業を統合することが望ましい。しかた農業者への支援事業であること、日標年は平成22年度であるが事業の総続性からも、現在の事業内容で引き続ってとが、現時点で事業の統合は日照難である。よって、①出雲市の「21世紀出雲農業刀・ディア・ファイティン・ファンド事業 (FFF事業)」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は美川地域で新市において継続する。 ②補助事業費は、市、JA双方が対等に経費負担する。 ③推進体制も、ぞれぞれの体制を新市に引継ぐ。 |
|---------------------|-----------------------|--|----------|--|
| | 取扱いについて 協議細目 | 「21世紀出雲農業フロンティア・ファイティング・ファンド事業」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ | 菱川 町 | (ひかわ産地拡大支援事業】 ①目的 産地生産拡大支援プロジェクト支援事業に掲げた、平成 20年度から3カ年で農業産出額を3億7千万円増加させる 120年度か3カ年で農業産出額を3億7千万円増加させる 120年実績:69.5% ■目標を町内の農業者等へ支援。 ■日標を町内の農業者等へ支援。 120年実績:69.5% (2)事業の概要 「)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)事業期間:平成20年度から3カ年間 「前)者数点に対する事業につき上限200万円 補助率:1/3~2/3(対象品目により異なる) (3)事業内容 農産物等の新規栽培や規模拡大につながる機械・施設 整備に対する事業 とびは議会 |
| | 協議項目 各種事務事業(農林関係その3)の | 出雲市の「21世紀出雲農業7117·7/7·7 する。 | 出雲市 | (21世紀出雲農業プロティア・ファイ・ファンド・事業 (7万円 10日的 |

協議第 47 号

各種事務事業(観光商工関係その2)の取扱いについて、次のとおり 協議する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会

各種事務事業(観光商工関係その2)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(観光商工関係その2)の取扱いは、 次のとおりとする。

1 企業誘致に関わる優遇制度

企業誘致に関わる優遇制度は、合併時から出雲市の例により統一す る。ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出雲市の例によ り合併時までに調整する。

参考資料:別紙のとおり

| 協議項目 各種事務事業(観光商工関係その2) 企業誘致に関わる優遇制度は、出雲市の例により統 ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出現 市 | (観光商工 7年) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用) (利用 | (観光商工 | ローキンググループ 企業誘致に関わる優遇制度 5。 調整の具体的 | No. 2500 内 |
|---|--|-------|---|---------------|
| 【出雲市東部工業団地を対象】 ⑩出雲市東部工業団地企業立地促進補助金 業種:製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通 信業、運輸業、加売業 要件:投下資本5千万円以上・新規雇用市内居住者1人以上 ◆用地取得:補助率40~45% ◆環境保全:公害防止50%、合併浄化槽100%、限度額1億円 ◆冷凍冷蔵:補助率50%、限度額1億円 ◆冷凍冷蔵:補助率50%、限度額1億円 ◆立地奨励:固定資産税納付相当額、3年間 | | | | |

協議第 48 号

各種事務事業(建設関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(建設関係)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(建設関係)の取扱いは、次のとお りとする。

1 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基本計画との整合 を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。

2 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第 19 条の別表 「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定道路占 用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例 を準用している出雲市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期に ついては、合併時までに調整する。

3 土木委員制度

土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。 ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市の土木 委員として新たに任命し、任期は平成23年度までとする。平成24年 度からは、2年任期の新委員を選任し、平成26年度から任期について も統一する。

また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出 雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時までに調整する。

参考資料:別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.400

| 協議項目 各種事務事業(建設関係)の取扱いについて | | 協議細目道路の整備方針及び計画 |
|---|---|-----------------------|
| 調整の方針 現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基 | 現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基本計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。 | ް |
| 現 現 | 況 | 智数个目不改巧效 |
| 田神田 | 聚二 町 | 日 公米 平 13 23 |
| 【幹線市道整備】 「第1次幹線市道整備 10 か年計画」(H20~H29)に基づき整備 《計画:52 路線、継続:34 路線、新規:18 路線》 | 【町道整備】 斐川町総合基本計画(01~10年)後期計画(06~10)に基づき整備 3年ごとに整備路線計画を策定。 現計画においては、9 路線を計画し、1 路線を H22 年度完了予定。 政策協議に基づき実施。 | 現在の計画路線については、新市に引き継ぐ。 |
| 【国県事業、その他事業関連道路整備】 「第1次幹線市道整備10か年計画」(H20~H29)に基づき整備 | 【国県事業、その他事業関連道路整備】 事業主体の計画を基本に関連整備を政策協議により実施 | |
| 【生活関連市道の整備】 ・地元要望の中から優先度の高い箇所を選択し、3 カ年ごとに整備 路線を計画する。 ※地元負担金はないが、拡幅等の用地については、原則地元から の寄付による。 ・細街路(建築基準法 42 条 2 項)拡幅整備事業を実施 ・民間開発道路への対応 | 【生活関連町道の整備】 地元要望(請願・要望等)を取りまとめ政策協議に基づき計画 実施 | |

建設ワーキンググループ No.2000-1

| 協議項目 | 各種事務事業(建設関係)の取扱いについて | | 協議 衛目 占用料 |
|---|--|---|--|
| 調整の方針 | 認定道路占用料については、合併時から道路法施行令第19 普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用 | 〒今第 19 条の別表「乙地」「ご準拠することとし、出雲市の例により統一する。 [路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。]料の適用時期については、合併時までに調整する。 | 5。 用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。 |
| | 通 | 況 | |
| | 田市市 | 東 三 町 | とは、日本はの場合をは、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本は、日本 |
| 【占用料徴収条例】 占用料については、それぞす・認定道路(市道)は、旧雪〒 ※道路法施行令第19条の・認定外道路(里道、農道、村 道路等管理条例」に規定。 ・準用河川は、「出雲市準用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | [占用料徴収条例] 占用料については、それぞれ条例を定め、占用料を規定。 ・認定道路(市道)は、「出雲市道路占用料徴収条例」に規定。 ※道路法施行令第 19 条の別表「乙地」に準拠 ・認定外道路(里道、農道、林道)及び普通河川は、「出雲市普通河川 道路等管理条例」に規定。 ・準用河川は、「出雲市準用河川占用料等徴収条例」に規定。 | 【占用料徴収条例】 占用料は、徴収条件に基づき徴収。 ・町道は、「斐川町道路占用料徴収条例」に規定。 ※道路法施行令第19条の別表「丙地」「準拠 ・法定外道路、河川は、「斐川町普通河川道路等管理条例」に規定。 | ・斐川町には、港湾はない。 |
| 【占用物件及び占用料】 ・市道占用物件及び占用料は、向的に同じ。(看板・アーチについ・普通河川道路(里道、農道、林江・普通河川(水路)並びに準用河に準拠。 ・港湾は、県の「漁港管理条例」 使用料は、県に準拠、占用料に | (占用物件及び占用料】 ・市道占用物件及び占用料は、国・県道(道路施行令に規定)と基本的に同じ。(看板・アーチについては独自に料金を設定)・普通河川道路(里道、農道、林道)は、市道に準拠。・普通河川(水路)並びに準用河川は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。・港湾は、県の「漁港管理条例」と「港湾施設条例」を部分的に合体。使用料は、県に準拠、占用料は市独自に設定。 | 【占用物件及び占用料】 ・町道については、基本的に国、県と同じ。 ・普通河川(水路)は、県の「流水占用料等徴収条例」に準拠。 ・準用河川については、規定なし。 《別紙:資料(占用料)のとおり》 | |
| 【占用料の減免規定】 ・各条例において減免 ・その他市長が特に必 《例:JA有線(電柱、ク | 【占用料の減免規定】 ・各条例において減免事例について規定。 ・その他市長が特に必要と認めたもの。 (例:JA有線(電柱、ケーブル等)、ICV(CATV 用ケーブル、電柱)等》 | 【占用料の減免規定】 ・公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路にいた。公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路に出入りする通路を設けるための路端、法敷、側溝上占用・地先から雨水又は排水のための配水管、配水施設・水道管又はガス管の引き込み管・恒例により祭典又は縁日のための一時占用・その他町長が必要と認めたもの | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.2000-2

| 協議項目 | 各種事務事業(建設関係)の取扱いについて | | 協議細目占用料 |
|--|---|---|------------------------------------|
| 調整の方針 | 認定道路占用料については、合併時から道路法施行令第19 普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用 | 行令第 19 条の別表「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。 貧路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。 3料の適用時期については、合併時までに調整する。 | る。 1用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。 |
| | 通 | 光 | 4 3 4 1 1 4 4 |
| | 出 雲 市 | 斐川町 | 調金の具体的内谷 |
| 【占用申請件数】 ・H21 申請(継続分含まず) 市道分:813 件 普通道路河川分:551 件 うち占用料がかかるもの ・占用料年間収入額 36,025 | - 占用申請件数】 市道分:813 件 普通道路河川分:551 件 計 1,364 件 うち占用料がかかるもの 954 件 ・占用料年間収入額 36,023,201 円(H21.3 現在の収入済額) | 【占用申請件数】 ・H21 申請 (継続分含まず) 町道分: 142 件 計 247 件 き 直河川道路分: 105 件 計 247 件 うち占用料がかかるもの 33 件 ・占用料年間収入額 4.435,206 円(H21 実績) | |
| | | | |

〇道路占用料 (認定道路)

| | 4(応足坦昭) | 占用物件 | | 占用料 | 出雲市 | 斐川町 |
|-----------------------|--------------|---|--------------------|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | | H711 12711 | | 単位 | 単価(円) | 単価(円) |
| 法第32条第1項 | 第1種電柱 | | | 1本につき1年 | 1,000 | 770 |
| 第1号に掲げる工作物 | 第2種電柱 | | | | 1,600 | 1,200 |
| 1 F100 | 第3種電柱 | | | 1 | 2,200 | 1,600 |
| | 第1種電話柱 | | | 1 | 930 | 690 |
| | 第2種電話柱 | | | 1 | 1,500 | 1,100 |
| | 第3種電話柱 | | | 1 | 2,100 | 1,500 |
| | その他の柱類 | | | 1 | 72 | 53 |
| | 共架電線その他」 | 上空に設ける線類 | | 長さ1メートルにつき1年 | 10 | 7 |
| | 地下に設ける電線 | 泉その他の線類 | | | 5 | 4 |
| | 路上に設ける変圧 | E器 | | 1個につき1年 | 700 | 520 |
| | 地下に設ける変圧 | *** | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 480 | |
| | | ・ いに類するもの及び! | 公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,400 | |
| | 郵便差出箱 | | | | 600 | |
| | 広告塔 | | | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 4,400 | |
| | その他のもの | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,400 | |
| 注第39条第1百 | 外径が0.1メートル | ま港のもの | | 長さ1メートルにつき1年 | 48 | |
| | | ン以上0.15メートル未 | 滞のもの | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 72 | |
| 物件 | | ル以上0.2メートル未 | | - | 95 | |
| | | ン以上0.4メートル未済 | | - | 190 | |
| | | レ以上1メートル未満 | - | 4 | 480 | |
| | 外径が1メートルじ | | 77607 | _ | | |
| 斗 2500 夕 251 TE | | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 950 | |
| | 第3号及び第4号に | | | 古用曲傾1半万メードルにごうさ1牛 | 1,400 | · · |
| 伝第32年第1項 第5号に掲げる | 地下街及び地下 | 主 | 階数が1のもの | | Aに0.003を乗じて得た額 | Aに0.003を乗じて得た額 |
| 施設 | | | 階数が2のもの | _ | Aに0.005を乗じて得た額 | Aに0.005を乗じて得た額 |
| | 「虚りっきしょうべん | h | 階数が3以上のもの | _ | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | 上空に設ける通路 | | | | 2,900 | |
| | 地下に設ける通路 | 各その他のもの | | | 1,500 | |
| | | | | | 1,400 | |
| がたのロコマ4日エビマ | | 祭し、一時的に設ける | 550 | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 44 | |
| 施設 | その他のもの | | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 |
| 道路法施行令 | 看板(アーチであ | 一時的に設けるもの | D | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 |
| (昭和27年政令 | | その他のもの | | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 2,000 | |
| 第479号。)以下 | 標識 | C 4 > 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | 1本につき1年 | 1,100 | |
| 1 11 1 5 4 . 7 9 7 11 | 旗ざお | タガ 緑日笠に際 | し一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 44 | |
| 掲げる物件 | 浜こわ | その他のもの | C 1011/1CDX() 2007 | 1本につき1月 | 440 | |
| | 首(公第7条第9旦 | | し一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | | |
| | に掲げる工事用 | その他のもの | し一時的に放けるもの | | 44 | |
| | 施設であるものを | ての他のもの | | その面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 |
| | 除く。) | | | | | |
| | アーチ | 車道を横断するもの | か | 1基につき1月 | 3,400 | 1,100 |
| | | その他のもの | | 1 | 2,200 | 540 |
| 令第7条第2号に | | 投及び同条第3号に | 掲げる工事用材料 | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 440 | 110 |
| 令第7条第4号に | _掲げる仮設建築物 | 勿及び同条第5号に | 掲げる施設 | | 140 | 110 |
| 令第7条第6号 | 建築物 | 階数が1のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
| に掲げる施設 | | 階数が2のもの | | 1 | Aに0.009を乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 |
| 並びに同条第7 号に掲げる施 | | 階数が3のもの | | 1 | Aに0.011を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 |
| 設及び自動車 | | 階数が4以上のもの |) | 1 | Aに0.013を乗じて得た額 | Aに0.016を乗じて得た額 |
| 駐車場 | その他のもの | 1 | | 1 | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
| 令第7条第8号に | | | | † | Aに0.018を乗じて得た額 | <u>_</u> |
| | | 上又は高速自動車 | 階数が1のもの | † | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
| に掲げる休憩 | 国道若しくは自動 | 車専用道路(高架の | 階数が2のもの | 1 | Aに0.000を乗じて得た額 | Aに0.001を乗じて得た額 |
| | ものに限る。)の路 | 所面下に設けるもの | 階数が3のもの | - | Aに0.003を未じて得た額 | Aに0.001を乗じて得た額 |
| び自動車修理 所 | | | 階数が4以上のもの | - | Aに0.011を来じて得た額 | Aに0.016を乗じて得た額 |
| 121 | 7 0 11 0 2 0 | | は一致なったとしていりのくり | 4 | Aに0.013を来じて得た額 Aに0.018を乗じて得た額 | Aに0.010を来じて得た額 Aに0.018を乗じて得た額 |
| | | | | | | |
| その他の占用物 | その他のもの | | | | その都度市長が定める額 | その都度町長が定める額 |

備考

- 1 「第1種電柱」とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第1種電話柱」とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいらものとする。
- 4 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5「A」は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 電柱は、電気事業者の物件とし、電話柱は、西日本電信電話株式会社所有の物件とする。

〇普通河川道路占用料

| 占用の形態 | 占用料 | 出雲市 | 斐川町 |
|--|--|---------|---------|
| | 単位 | 単価(円) | 単価(円) |
| 取水施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | 180 |
| 排水施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | 180 |
| 係船施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | - |
| 漁業施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | _ |
| 橋りょう類の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 (道路から出入するために設けるも のを除く。) | 110 | 110 |
| 管類の布設 | 長さ1メートルにつき1年 (宅地等からの排水のために設ける ものを除く。) | 220 | 220 |
| 架空線類の架設(河川 から9メートル以上離 れている場合は免除) | 長さ1メートルにつき1年 | 60 | 60 |
| 軌道・軌条類の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 150 | 150 |
| その他横断物の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 190 | 190 |
| 電柱類の建設 | 1本につき1年 | 560 | 560 |
| 仮設工作物の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 260 | 260 |
| 耕作地 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 9 | _ |
| 竹木植栽地 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 30 | _ |
| その他 | | 市長が定める額 | 町長が定める額 |

- 1 占用料の額の基礎となる占用面積が1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数 を生じた場合には、これを1平方メートルとし、占用物件の長さが1メートルに満たない場合又は1メートルに満たない端数を生じた場合には、これを1メートルとする。
- 2 占用期間が1年未満のもの又は1年未満の端数がある時は、月割りによって計算する。
- 3 占用料の額が総額において100円未満のときは、100円とする。

○進用河川占用料

| 占用の形態 | 占用料 | 出雲市 | 斐川町 |
|-----------|--|---------|-------|
| | 単位 | 単価(円) | 単価(円) |
| 取水施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | 条例なし |
| 排水施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | |
| 係船施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | |
| 漁業施設の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 180 | |
| 橋りょう類の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 (道路から出入するために設けるものを除 く。) | 110 | |
| 管類の布設 | 長さ1メートルにつき1年 (宅地等からの排水のために設けるものを 除く。) | 220 | |
| 架空線類の架設 | 長さ1メートルにつき1年 | 60 | |
| 軌道・軌条類の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 150 | |
| その他横断物の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 190 | |
| 電柱類の設置 | 1本につき1年 | 560 | |
| 仮設工作物の設置 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 260 | |
| 耕作地 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 9 | |
| 竹木植栽地 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 30 | |
| その他 | | 市長が定める額 | |

- (1) 占用の面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占用面積に1平方メートルの端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートル として計算する。
- として計算する。 (2) 占用期間が1年未満の端数であるとき、又はその期間に1年未満の端数が生じたときは、当該端数期間に暦により月に計算して得た月数(1月に満たない日数が生じたときは1月とする。)に、当該年額を12で除して得た額を乗じて得た額を当該端数期間の占用料とする。 (3) 管類の布設延長若しくは架空線類の架設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長若しくは架設延長に1メートル未満の端
- 数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- (4) 電柱、電話柱又はその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは、柱類2本とみなす。

○土石採取料その他の河川産出物採取料

| 種類 | 採取料 | 出雲市 | 斐川町 |
|---------------------------------|------------|--------------------------------------|-------|
| 性)與 | 単位 | 単価(円) | 単価(円) |
| 土 | 1立方メートルにつき | 126 | 条例なし |
| 砂 | 1立方メートルにつき | 147 | |
| 砂利 | 1立方メートルにつき | 168 | |
| 玉石 | 1立方メートルにつき | 168 | |
| 転石 平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石 | 1個につき | 63 | |
| 平均径40センチメートル以上の転石 | 1個につき | 84 | |
| | | 平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円を加える額 | |
| 竹木雑草等 | | 市長が定める額 | |

- …… (1) 土石の採取量が1立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土石の採取量に1立方メートルに満たない端数が生じたときは、当該端数 は、1立方メートルとして計算する。
- (2) 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。
 - 土 粒径0.01ミリメートル未満の土石

 - 砂 粒径0.01ミリメートル以上5ミリメートル未満の土石砂利 粒径5ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石
 - 玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石
- (3) 転石の平均径は、長径と短径の和の2分の1の数値とする。

建設ワーキンググループ No.3300-1

| 協議項目 4 | 各種事務事業(建設関係)の取扱いについて | | 協議 細目 土木委員制度 |
|--|---|---|---|
| 調整の方針 | 土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一 ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市 年度から任期についても統一する。 また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数について | 土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。 ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市の土木委員として新たに任命し、任期は平成 23 年度までとする。平成 24 年度からは、2 年任期の新委員を選任し、平成 26 年度から任期についても統一する。 また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時までに調整する。 | 5。平成 24 年度からは、2 年任期の新委員を選任し、平成 26周整する。 |
| | 現 | 光 | 计 |
| | 田 雲 市 | 火 川 町 | 調金の具体的内容 |
| 【設置根拠】 ・「出雲市土木委員 (市の建設及び農 | (設置根拠)・「出雲市土木委員設置規則」に基づき市長が委嘱(市の建設及び農林行政の円滑なる推准を図るため各地区ごとに選 | 【設置根拠】 ・「斐川町土木委員設置規則」に基づき町長が委嘱 | ・業務内容に差異はない。 ・斐川町の委員数を出雲市の基準によって計算した場合に |
| (田) | | | も、77 名となることから、現有人数 71 名に対応できる。 |
| 【土木委員数】 ·総数466名(各地 | [土木委員数] - 総数466名(各地区毎に土木委員長, 副委員長を選任) | 【土木委員数】 ·定数71名 | ・現在の委員の任期は、出雲市が H20~H22 年度、斐川町が H21~H23 年度で、1 年の違いがある。合併時期が、100 0 ロレナムば 野中 ウェルギ 電車 ロー |
| 【任期】 | | 【任期】 | ころ・3 カニッカにない。 ガガス へいみ 独立が サイド 感し、 日雲市は、H23 年度から 3 年任期の新委員とし、斐川町は、 |
| •3年間(H20.4~H23.3) | 123.3) | •3年間(H21.4~H24.3) | 現在の委員が H23 年度まで勤め、H24 年度に 2 年任期の ポモニナ電ビ ケード、ゲーナ7 |
| ・ サガロ | ・ 学が は地方 公務員 法に現た 9 る非吊割の場 託員とし、報酬を文 哲する。 | 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1 | 新安員を選仕し、HZ6 年度から机ー9の。 ・斐川町内には、6地区あり、その代表が、出雲市の評議員 に相当すると考えられる。 |
| 【幸艮酉州】 | | 【奉及酉州】 | |
| ・評議員 年額・土木委員 年額 | 年額80, 000円 年額25, 000円 | ・年額33, 100円 | |
| 【土木委員組織】 | | 【土木委員組織】 | |
| ・「出雲市土木委員会」 局:道路河川維持課 ・各地域自治区に土木 | ・「出雲市土木委員会」を設置(「出雲市土木委員会会則」)・・・事務局:道路河川維持課・各地域自治区に土木委員会を設置・・・事務局:各支所の建設部門 | ・なし | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.3300-2

| | 協議項目 | 入いてこい郊位の(労闘得義)業量髪量妻号 | | 協議細目 土木委員制度 |
|----------|--|---|---|--|
| | 調整の方針 | 土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一 ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市 年度から任期についても統一する。 また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数について | 土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。 ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から出雲市の土木委員として新たに任命し、任期は平成 23 年度までとする。平成 24 年度からは、2 年任期の新委員を選任し、平成 26 年度から任期についても統一する。 また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時までに調整する。 | 5。平成 24 年度からは、2 年任期の新委員を選任し、平成 26間整する。 |
| <u> </u> | | 現 | 光 | ä |
| | | 出 雲 市 | 菱川 町 | の女体的人 |
| | 【土木委員及び 、 ①道路河川の夢 | 【土木委員及び土木委員会の業務】①道路河川の愛護思想の普及徹底に協力すること | 【土木委員の業務】 ①地区内施設の点検、修繕等の要望事項の取りまとめ | |
| | ②道路河川の維の川の維めがある。 | ②道路河川の維持管理に協力すること ◎進路河川の維持管理に協力すること | ②工事説明会の連絡調整 シェニュニュー シェニュー 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 | |
| | 金温電池三の子の一人河川の一人 | <u> うほおが バッカル まなくまながず 物に </u> | ③一月州川信相、七八月祖の3年時間登倒占用、払い下げ、寄付等の申請者の書類の確認印(同意) | |
| | ⑤道路河川の新 ⑥災害調査報告 ⑦その他市長が | ⑤道路河川の新設、改良、復旧事務に協力すること ⑥災害調査報告及び災害箇所の応急処置への協力すること ⑦その他市長が必要と認める公共事業推進のために必要なこと | ⑤その他土木行政推進にかかわる協力 | |
| | 【組織体制】 | | | |
| | ·出雲市土木委 ·地域自治区土2 | ・出雲市土木委員会・・・評議員41名で構成 ・地域自治区土木委員会・・・6地域(60名) | | |
| | 〇田標地域 岩 | 地区委員長16名(評議員16名) | | |
| | ○中田 岩 杖 玉○ 本田 岩 杖 玉 | 地区委員長11名(評議員11名) 地区委員長13名(評議員 4名) | | |
| | | | | |
| | ◎湖陵地域 地 | 地区委員長10名(評議員 2名) | | |
| | ◎大社地域 站 | 地区委員長 5名(評議員 5名) | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

協議第 49 号

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについては、次のとおりとする。

1 市営・町営住宅の管理・収納事務等

町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。

- 2 市営・町営住宅の入居者の選考方法 町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例に より抽選制とする。
- 3 市営・町営住宅の家賃等 町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。
- 4 特定優良賃貸住宅
 - (1) 管理·収納事務等

斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。

(2) 入居者の選考方法

斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併 時から出雲市の例により抽選制とする。

(3) 家賃等

特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継

斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準について は、合併時から出雲市の例により統一する。

5 若者定住向け公社賃貸住宅

(1)維持管理

斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の 例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。

(2) 家賃等

若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市 に引き継ぐ。

斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準 については、合併時から出雲市の例により統一する。

6 宅地開発補助事業

出雲市のみで実施している宅地開発補助事業については、合併時か ら斐川町の用途地域を新たな補助対象区域とし、補助単価、補助限度 額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。

参考資料:別紙のとおり

| | | | 都市計画ワー | 都市計画ワーキンググループNo.400、600-1 |
|---|---|---|--------------------------------|--|
| 協議項目各種 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 市職職別 | 市・町営住宅の管理・収納事務等 |
| 調整の方針 町営(| 町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速や7 町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替 | 町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。 町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。 | | |
| | 強 | 光 | | A H W |
| | 田職市 | 紫 三 町 | | <u>₹</u> |
| 管理運営については、管理代行制 一部の業務を除き委託をしている。 | 管理運営については、管理代行制度により島根県住宅供給公社に 一部の業務を除き委託をしている。 | | 出雲市営住宅の 定管理者制度によりいることから、新市! | 出雲市営住宅の管理については、管理代行制度及び指定管理者制度により島根県住宅供給公社に管理委託していることから、新市においても町営住宅についても公社に委 |
| 【維持管理について】 | | 【維持管理について】 | 託することとする。 | |
| 50 万円未満の修繕. | 50 万円未満の修繕工事、樹木の伐採などについては、公社で実 | 各団地ごとに、管理人を置いている。管理人の職務は、以下の | | |
| 施。50万円以上の億 | 施。50 万円以上の修繕工事、大規模な改修工事、計画修繕工事 | とおりである。なお、管理人には、管理戸数1戸につき年額 600 円 | 維持管理、建設工 | 維持管理、建設工事については、出雲市の例による。 |
| については、市が実施。 | 语。 | の手当を支給している。任期は1年。 | | |
| 実施設計・監理は外 | 実施設計・監理は外注する場合もある。工事は外注。 | ・管理人の職務 | 住宅管理人手数 | 住宅管理人手数料については、出雲市の金額(1戸あた |
| ※工事、業務の発注 | ※工事、業務の発注については出雲市の施工手順に従い行ってい | 監理員の指揮を受け、修繕箇所の報告等、入居者との連絡の事 | り 400 円/年)とする。 | \$° |
| °° | | 務を行う。 | ; | |
| | | | 駐車場管理組合 | 駐車場管理組合については、出雲市の例により、合併と |
| 【住宅管理人、駐車場管理組合について】 | 管理組合について】 | ・修繕について | | 同時に斐川町区域内の住宅についても有料化されている |
| 各住宅の自治会ごと | 各住宅の自治会ごとに住宅管理人、駐車場管理組合を置いてい | 軽微な修繕(概ね 30 万円未満)については、修繕の種別に応じて、 | | 団地については組合を置くこととする。有料化されていない |
| る。任期は1年。 | | 団地毎に予め作成した修繕工事依頼業者リストを基本として随時発 | 四地等については、 | 団地等については、駐車場スペースや区画を整備するなど |
| 〇住宅管理人 | | 注している。 | 順次要件が整い次 | 順次要件が整い次第組合を組織していく。 |
| 公社からの委嘱によ | 公社からの委嘱により、入居者からの届出及び申請等の確認、市 | 比較的大きな修繕(概ね30万円以上)及び退居後修繕について | | |
| からの文書周知、団 | からの文書周知、団地内の環境整備に関する業務を行う。 | は、複数見積(3社)により発注。 | 両市町で独付期間 | 両市町で納付期限や口座振替日が異なるため、出雲市 |
| 管理戸数1戸につき | 管理戸数1戸につき年額 400 円の手当を支給。 | | の規定に統一する。 | |
| 〇駐車場管理組合 | | | | |
| 公社との業務委託 | 公社との業務委託契約により、駐車場の区画割当、入居者からの | | | |
| 届出及び申請等の船 | 届出及び申請等の確認、市からの文書周知、駐車場の環境整備 | | | |
| に関する業務を行う。 | | | | |
| 管理区画数 1 区画(| 管理区画数 1 区画につき月額 100 円 * 12 月の委託料を支払う。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | 都市計画ワ | 都市計画ワーキンググループNo.400、600-2 |
|----------------|---|---|-------|---------------------------|
| 協議項目、 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議組目 | 市・町営住宅の管理・収納事務等 |
| 調整の方針 | 町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やが 町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替 | 町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。 町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。 | | |
| | 現 | 光 | FI . | 4 3 4 四 4 4 |
| | 田 | 紫 三 町 | | 一般の男子でなる |
| 【建設工事について】 | בן | 【建設工事について】 | | |
| 建設工事につい | 建設工事については、基本設計を職員で行い、実施設計・監理、エ | 建設工事については、基本設計を職員で行い、実施設計・監理、 | | |
| 事施工を外部へ発注している。 | 注している。 | 工事施工を外部へ発注している。 | | |
| 【家賃納入方法】 | | 【家賃納入方法】 | | |
| ①口座振替…金融 | ①口座振替…金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金口座から毎月 | ①口座振替・・・・金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金口座から翌 | | |
| 末日に自動払ジ | 末日に自動払込により納付する。 | 月1日に自動払込により納付する。 | | |
| ②直接納付…金融 | ②直接納付・・・金融機関窓口において、納付書により直接納付する。 | ②直接納付・・・金融機関窓口において納付書により直接納付する。 | | |
| 【敷金納入について】 | □ | 【敷金納入について】 | | |
| 入居時の家賃の | 入居時の家賃の3ヵ月分に相当する金額を入居手続きと同時に納 | 入居時の家賃の3ヵ月分に相当する金額を入居手続きと同時に | | |
| 入する。 | | 納入する。 | | |
| 【延滞金の徴収について】 | ついて] | 【延滞金の徴収について】 | | |
| 延滞金の徴収は行っていない。 | 行っていない。 | 延滞金の徴収は行っていない。 | | |
| 【家賃の減免及び | [家賃の減免及び徴収猶予について] | 【家賃の減免及び徴収猶予について】 | | |
| ①家賃減免及び得 | ①家賃減免及び徴収猶予:条例に規定あり。 | ①家賃減免及び徴収猶予・条例に規定あり。 | | |
| 減免額、基準等(| 減免額、基準等の具体の取扱いは、「出雲市営住宅家賃減免及び | 減免額、基準等の具体の取扱いは、「町営住宅家賃等減免及 | | |
| 徴収猶予取扱要綱」による。 | 岡」による。 | び徴収猶予取扱要綱」による。 | | |
| ②敷金の減免及2 | ②敷金の減免及び徴収猶予:条例に規定する。 | ②敷金の減免及び徴収猶予:条例に規定する。 | | |
| ただし具体の要素 | ただし具体の要綱等はなく、災害等の場合に限って、その都度、決 | ただし具体の要綱等はなく、災害等の場合に限って、その都度 | | |
| 裁により対応している。 | ,'S _° | 決裁により対応している。 | | |
| 【家賃滞納整理について】 | ついて] | 【家賃滞納整理について】 | | |
| 「出雲市営住宅家 | 「出雲市営住宅家賃滞納整理事務要領」に基づき対応している。 | 「滞納整理事務事務処理フロー」に基づき対応している。 | | |
| 【市営住宅管理の | 【市営住宅管理の外部委託に伴う措置】 | 1ヶ月 督促状の送付 | | |
| 平成 22 年 4 月 | 平成 22 年 4 月からの市営住宅管理の外部委託に伴い、委託先で | | | |
| ある島根県住宅供 | ある島根県住宅供給公社が家賃収納に関する事務を行っている。な | 3ヶ月 保証人連絡 | | |
| お、訴訟等につい | お、訴訟等については、引き続き市が行う。 | 4ヶ月 明渡請求 | | |

| 計画ワーキンググループ№200-1 | 市営・町営住宅の入居者の方法 |
|-------------------|----------------|
| 都市計 | 協議組目 |
| | |

| | 協議項目 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議細目市営・町営住宅の入居者の方法 |
|---|-------------------------------|--|---|
| (人居者の選考方法) (1新築の場合 公開油選の方法による。 (1 面 面 | | から出雲市の例により抽選制とする。 | |
| # 川 町 町 (入居者の選考方法) (①新築の場合 公開抽選により入居 ②空家の場合 公開抽選の方法による。 (②空家の場合 中込着がない場合は、広報紙等での公募によって、空室に対し、申込者がよい国る場合は公開抽選による。 お かこができる。 とができる。 とができる。 お 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。 (①災害による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | 密 | 光 | 4 4 4 日 4 4 4 |
| (入居者の選考方法) ()新築の場合 公開抽選により入居 ()金家の場合 中心できる。 ()全家の場合 中心さず市営住宅に入 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 () () () () () () () () () () () () () (| W | Ш | 第の具体的な |
| 第曲選により入居 | 、不会の発者方は、 | [] 居务の選差方法】 | 子学介での7年米の単独にしいて、 寄留弁行皇母女 |
| 第曲選により入居 公開 | [八] | 「A Tab A T | に日にもの人にもの参考にしないとは、自体には、自体には、これをある。これにおいて、自体を関係によりのできます。 |
| (2) 空家の場合 申込順。申込者がよい場合は、広報紙等での公募によって、空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。 5 こより行う。 1 上ができる。 2 とができる。 1 (公募の例外) 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。 (①災害による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | ○ | 公開抽選の方法による。 | 委託していることから、新市においても公社に委託すること |
| 申込者がない場合は、広報紙等での公募によって、 空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。 | 者を選考する。募集回数は、1年に6回程度とする。 | ②空家の場合 | 七寸る。 |
| 集したにもかかわらず、応募者数が募 空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。 | ②随時公募 | 申込順。申込者がない場合は、広報紙等での公募によって、 | |
| Cit、2回抽選することができる。 【公募の例外】 Cit、2回抽選することができる。 【公募の例外】 Bさせることができる。 ① 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居させることができる。 ① 次書による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | 一般公募により入居者を募集したにもかかわらず、応募者数が募 | 空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。 | 入居者の選考方法に違いがあることから調整の必要が |
| には、2回抽選することができる。 【公募の例外】 | 集戸数に満たなかった住宅については、随時公募により行う。 | | ある。入居者の選考方法については、出雲市の例にならい |
| 1 | | | 一般公募による定期の公開抽選とし、応募者が募集戸数に |
| 55 10 10 10 2 2 2 2 2 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 5 6 7 6 7 8 8 8 9 10 <td>【優先入居対象者】</td> <td></td> <td>満たない場合には随時募集により行う。</td> | 【優先入居対象者】 | | 満たない場合には随時募集により行う。 |
| 【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 居させることができる。 ①災害による住宅の滅失 ②不良住宅の撤去 | 次の優先入居対象者にあっては、2回抽選することができる。 | | ただし、現在斐川町においては、空家について登録制で |
| 日本 | ①ひとり親世帯 | | あるため、待機者(20数名)への配慮が必要。登録期間は |
| は では、公募を行わず市営住宅に入 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入 居させることができる。 ①災害による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | ②DV被害者 | | 申込みの日から1年間。 |
| 【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入居せることができる。 ①災害による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | ③引揚者 | | このため、斐川町における登録制による待機者に対して |
| (公募の例外) | 4) 炭鉱離職者 | | は、事前に選考方法の変更について周知し、スムーズに抽 |
| 【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入 次に掲げる事のでは、公募を行わず町営住宅に入 居させることができる。 | ⑤高齢者世帯等 | | 選制へ移行できるよう配慮する。 |
| 【公募の例外】 | ⑥心身障害者世帯等 | | |
| 【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 居させることができる。 ①災害による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | ⑦ハシセン病療養所入所者等 | | 優先入居対象者の取扱いは、出雲市の例に統一する。 |
| 【公募の例外】 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 及に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 居させることができる。 | 8生活保護世帯 | | |
| 指については、公募を行わず市営住宅に入 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 居させることができる。 ①災害による住宅の減失 ②不良住宅の撤去 | ③市長が特に認めた者 | | 公募の例外規定については、両市町ともに同じであり調 |
| 【 | | | 整の必要がない。 |
| 者については、公募を行わず市営住宅に入 原 | 【公募の例外】 | 【公募の例外】 | |
| | 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず市営住宅に入 | 次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず町営住宅に入 | |
| | 居させることができる。 | 居させることができる。 | |
| | ①災害による住宅の減失 | ①災害による住宅の減失 | |
| | ②不良住宅の撤去 | ②不良住宅の撤去 | |
| | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| | | | 都市計画ワーキンググループNo.200ー2 | ブループN0.200ー2 |
|--|--|---|-----------------------|---------------|
| 協議項目 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議細目 市営・町営住宅の入居者の方法 | 八居者の方法 |
| 調整の方針 | 町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。 | ら出雲市の例により抽選制とする。 | | |
| | 留 | 沉 | 士 四 子 毒 | ŧ |
| | 中 | 素 三 町 | 智能の実体的 | 少 |
| ③公営住宅の借金公舎は | ③公営住宅の借上げに係る契約の終了の八世代の神技事業に トスハギ けつのめ | ③公営住宅の借上げに係る契約の終了の小当件で事務書業による小当件中の終却 | | |
| (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | ④ オヨにこたニナボにからオヨル こが吹ぶ ⑤都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市 | 受力目に にた目すぞにあるカロにしびがむ ()都市計画法第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整 | | |
| 計画事業、土 | 計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 3 | 理法第3条3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事 | | |
| 項若しくは第 4 | 項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開 | 業の施行に伴う住宅の除却 | | |
| 発法(昭和 44: | 発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に | ⑥土地収用法第20条の規定による事業の認定を受けている事業 | | |
| 伴う住宅の除却 | 出 | 又は公共用地の取得に関する特別措置法第2条に規定する特 | | |
| ⑥土地収用法(6) | ⑥土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 20 条(第 138 条第 1 項に | 定公共事業の執行に伴う住宅の除却 | | |
| おいて準用す | おいて準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けてい | ⑦現に公営住宅に入居している者の同居者の人数に増減があった | | |
| る事業又は公 | る事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和 36 年法律 | こと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日 | | |
| 第 150 号)第; | 第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除 | 常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、町 | | |
| 和 | | 長が入居者を募集しようとしている町営住宅に当該既存入居者 | | |
| ⑦現に公営住宅 | ⑦現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居 | が入居することが適切であること | | |
| 者」という。)の | 者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、又は既存入居者 | 8公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となる | | |
| 若しくは同居さ | 若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上 | ול | | |
| の制限を受け | の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しよう | | | |
| としている市淳 | としている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であ | | | |
| ること。 | | | | |
| 8公営住宅の入 | 8公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となるこ | | | |
| ڒۘڋ | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 協議項目 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて 調整の方針 町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併服 期 現 出 財 出 財 (家賃の決定方法について) (家賃決定7) | 時から出雲市の例により統一する。 況 | 協議 細目 市営・町営住宅の家賃等 |
|---|--|--|
| の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併 現 現 東 市 現 | | |
| 現 | 況 | |
| 中 | | 子 士 四 分 森 |
| | 聚 川 町 | 調整の具体的内容 |
| | 「多価やおする」 | 罗鲁万首宁万其子打入场势一体,从周子打入 |
| 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、収入の申告により認定され | なべたがある。 、 | ※式ジャイン部にゅうそれが続き、ガスにゅう。 算定基準は出雲市の制度に合わせる。 |
| | 、に基づき、近傍同種の住宅の家賃(公営住宅法施行令第 | ※家賃が増加する入居者はなし。 |
| 法施行令 | 3 条に規定する方法により算出した額)以下で公営住宅法施行令がっていまった。 | |
| 第 2 宋に規定 9 の方法により昇出した親か家員となる。 | 男2条に規定96万法により昇出した組か炙員となる。 ***、26年山6階にご番キンをな粉でごギーを事業+体式中水2 1 | 火人超過名、高鴉か命名の早足方法については、法や「神ブノナ ぐょもこ 智尊 エト囲ょする |
| | | 「角 ノンもご におり、翌届「そイ)外 にめる。 |
| | 0.7 から1.0 の範囲で設定している。 | 建替負担調整についても、法令に基づくものであり、調 |
| | | 整は不要。※現在斐川町では該当なし |
| 【収入超過者、高額所得者の家賃算定について】 | 【収入超過者、高額所得者の家賃算定について】 | |
| 公営住宅法第 28 条第1項及び施行令第8条第1項に規定する 📗 公営住宅 | 主宅法第 28 条第 1 項及び施行令第 8 条第 1 項に規定する | 平成 21 年 4 月の制度改正に伴う激変緩和措置は、出 |
| 収入超過者に対しては、施行令第8条第2項に規定する家賃算定を 収入超過者 | 者に対しては、施行令第8条第2項に規定する家賃算定を | 雲市においては最大8年間、斐川町においては5年間で |
| د | | 行っているため、出雲市の制度を引き継ぐ。 |
| | また、公営住宅法第 29 条第1項及び施行令第9条第1項に規定 | |
| 住宅法第 29 条第 5 項に基づき、近 | 所得者に対しては、公営住宅法第 29 条第 5 項に基づき、近 | また、駐車場使用料の算出方法については、駐車場整二十十十二 |
| 傍同種の住宅の家賃としている。 | 住宅の家賃としている。 | 備費を確認し、出雲市の算出方法によるものとする。 |
| 【建替負担調整】 | 旦 調整】 | |
| 住宅の建替後の家賃の激変緩和措置。建替後5年間にわたって家対象住宅なし | 宅なし | |
| 賃を減額する。(公営住宅法施行令第 11 条) | | |
| ※対象住宅:パークタウン、上分、有原 | | |
| | | |
| | | |
| | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNv.500-2

| 協議項目 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議・制 古営・町営住宅の家賃等 |
|---|--|------------------|
| 調整の方針 町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。 | いては、合併時から出雲市の例により統一する。 | |
| 一 | 光 | 数 化 四 午 农 |
| 田瀬中 | 表 川 町 | ¥ € |
| 【合併負担調整】 合併後の家賃の激変緩和措置。合併後 6 年間(平成 22 年度まで) にわたって家賃を減額する。(出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例附則第 3 項) | 【合併負担調整】 該当なし | |
| 【制度改正に伴う激変緩和措置】 平成21年4月の公営住宅法施行令改正による家賃算定方法の改 定に伴い、急激に負担が増加しないよう配慮した激変緩和措置。通 常、5年間にわたって家賃を減額するところ、出雲市独自の制度とし て家賃上昇が大きい一部の入居者については8年間にわたって減額 する。(出雲市営住宅の設置及び管理に関する条例附則第9項の規 定に基づく家賃の減免に関する取要網) | 【制度改正に伴う経過措置】 平成 21 年 4 月の公営住宅法施行令改正による家賃算定方法の改 定に伴い、急激に負担が増加しないよう配慮した激変緩和措置。 5 年間かけて家賃を調整している。 | |
| 【駐車場使用料】 別紙市営駐車場使用料一覧のとおり | 【駐車場使用料】 平成 19 年 4 月から、舗装整備済の駐車場1区画 750 円を徴収。 対象団地:大井、直江、直江杉沢、直江新川中央 86 戸 未徴収の団地:直江東、新生北、新生南、久木西、久木東、 湖西1、湖西2 計 57 戸 | |

出雲市営住宅駐車場使用料一覧

| | | 使用料 | | | 使用料 |
|---------------------|------|----------|---------------|------|----------|
| 住宅名 | 整備区分 | (1区画あた | 住宅名 | 整備区分 | (1区画あた |
| | | り/月) | | | り/月) |
| 日吉 | 舗装 | 1, 575 円 | 宮内 | 舗装 | 1,050円 |
| 有原 (新) | 舗装 | 2, 100 円 | 栗原 | 舗装 | 1,050円 |
| 真幸ケ丘 | 舗装 | 1, 470 円 | 未尽 | 未舗装 | 105 円 |
| 荒茅 | 舗装 | 1, 260 円 | 八幡 | 舗装 | 1,050円 |
| 元 <i>才</i> | 未舗装 | 315 円 | | 未舗装 | 105 円 |
| 祥雲荘 | 舗装 | 1, 785 円 | 小田 | 舗装 | 1, 155 円 |
| 天神 | 舗装 | 1, 575 円 | 高木 | 未舗装 | 210 円 |
| 人作 | 未舗装 | 630 円 | 沖代 | 舗装 | 1,050円 |
| 小山 | 舗装 | 1, 785 円 | 7410 | 未舗装 | 210 円 |
| 小田 | 未舗装 | 840 円 | 鶴見 | 舗装 | 1, 155 円 |
| 古志 | 舗装 | 1, 260 円 | 】 指导 兄 | 未舗装 | 210 円 |
| 浜山 | 舗装 | 1, 260 円 | 南ヶ丘 | 舗装 | 1, 155 円 |
| 一の谷 | 舗装 | 1, 365 円 | 久村 | 舗装 | 1, 155 円 |
| 一の 台 | 未舗装 | 420 円 | 入 酌 | 未舗装 | 210 円 |
| 大津 | 舗装 | 1, 680 円 | 久村宮ノ前 | 舗装 | 1, 155 円 |
| 大津西谷 | 舗装 | 1, 680 円 | 越堂 | 舗装 | 1, 155 円 |
| パークタウン | 舗装 | 1, 470 円 | 多岐 | 舗装 | 1, 155 円 |
| 美談 | 舗装 | 1, 260 円 | 常楽寺 | 舗装 | 1,050円 |
| 鳴竹 | 舗装 | 1, 155 円 | 夕日ヶ丘 | 舗装 | 1, 260 円 |
| 牧戸 | 未舗装 | 420 円 | 小松原 | 舗装 | 1, 260 円 |
| 小境 | 舗装 | 1, 260 円 | 小仏尽 | 未舗装 | 315 円 |
| 小 児 | 未舗装 | 315 円 | 山内 | 舗装 | 1, 260 円 |
| 即去 | 舗装 | 1, 470 円 | 上分 | 舗装 | 1, 260 円 |
| 駅南 | 未舗装 | 420 円 | | • | |

〇斐川町営住宅の家賃及び駐車場料金について

CB造…コンクリートプロック造 PC造…パネルコンクリート造 RC造…鉄筋コンクリート造

| | 団地名 | 所在地 | 建築年 | 構造 階数 | 間取り | 戸数 | 面積(㎡) | H22家賃 (斐川町方式)(円) A | 駐車場料金 (戸/円)B | H22家賃 (出雲市方式)(円) C | 駐車場料 金(戸/ 円)D | 差額 (円) (C+D)-(A+B) |
|---|-------------------|------------|-----|-----------|------------------------|----|-------|--------------------------|-----------------|--------------------------|---------------------|-----------------------|
| * | 直江東 | 直江町4001 | S39 | CB造 2F | 3DK 6畳-4.5畳-4.5畳-DK | 6 | 50.00 | 9,200 | 0 | 8,500 | 0 | △700 |
| * | 新生北 | 荘原町2296−12 | S41 | CB造 1F | 2K 6畳-4.5畳-K | 4 | 31.98 | 6,300~6,700 | 0 | 6,000~6,500 | 0 | △300∼△200 |
| * | 新生南 | 荘原町2868−2 | S43 | CB造 1F | 2K 6畳-4.5畳-K | 10 | 31.98 | 6,600~14,100 | 0 | 6,200~14,100 | 0 | △500~0 |
| * | 久木西 | 福富168-1 | S46 | CB造 1F | 3K 6畳-4.5畳-2畳-K | 10 | 38.24 | 8,600~12,700 | 0 | 8,000~12,600 | 0 | △600~0 |
| * | 久木東 | 福富168-1 | S47 | CB造 1F | 3K 6畳-4.5畳-2畳-K | 12 | 38.24 | 8,700~11,600 | 0 | 8,100~10,700 | 0 | △900∼△600 |
| * | 湖西1 | 荘原町485−40 | S39 | CB造 2F | 3DK 6畳-4.5畳-4.5畳-DK | 5 | 50.00 | 9,000 | 0 | 8,400 | 0 | △600 |
| * | 湖西2 | 荘原町485−40 | S40 | CB造 2F | 3DK 6畳-4.5畳-4.5畳-DK | 10 | 50.00 | 9,200~12,600 | 0 | 8,600~12,600 | 0 | △600~0 |
| | 大井1 | 学頭1463-26 | S59 | PC造 2F | 3DK 6畳-6畳-6畳-DK | 4 | 69.15 | 19,200 | 750 | 17,900 | 1,260 | △2,050∼△790 |
| | 大井2 | 学頭1463-19 | S60 | RC造 3F | 3DK 6畳-6畳-4.5畳-DK | 8 | 71.00 | 20,000~47,900 | 750 | 18,600~47,900 | 1,260 | △2,150~510 |
| | 直江 | 直江町3971-8 | S62 | RC造 3F | 3DK 6畳-6畳-4.5畳-DK | 12 | 72.24 | 21,200~54,400 | 750 | 19,700~54,400 | 1,260 | △1,690~510 |
| | 直江 | 直江町3971-8 | H 1 | RC造 3F | 3DK 6畳-6畳-4.5畳-DK | 14 | 72.24 | 21,800~44,600 | 750 | 20,300~44,000 | 1,260 | △2,490~△90 |
| | 直江杉沢 1号棟 | 直江町3974-1 | H11 | RC造 3F | 2LDK 6畳-6畳-LDK | 12 | 74.35 | 25,600~58,900 | 750 | 23,800~58,200 | 1,365 | △2,550~△85 |
| | 直江杉沢 2号棟 | 直江町3975-1 | H12 | RC造 3F | 2LDK 6畳-6畳-LDK | 12 | 74.35 | 25,900~86,000 | 750 | 24,100~86,000 | 1,365 | △2,885~615 |
| | 直江 新川中央 1号棟 | 直江町3986 | H13 | RC造 3F | 3DK 6畳-6畳-6畳-DK | 12 | 72.60 | 25,900~46,100 | 750 | 24,400~44,200 | 1,365 | △1,885∼△885 |
| * | 直江 新川中央 2号棟 | 直江町3987 | H14 | RC造 3F | 2DK 6畳-6畳-DK | 12 | 66.98 | 24,100~28,800 | 750 | 22,600~26,500 | 1,365 | △1,685~△85 |

| 合計(月/円) | 2,920,200 | 64,500 | 2,762,700 | 113,400 | △108,600 |
|---------|-----------|--------|-----------|---------|----------|
|---------|-----------|--------|-----------|---------|----------|

[※] は、単身入居可能な住宅。

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNv.900、1100、1200-1

| 協議項目 | 各種事務事業(公営住宅 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議 細目 特定優良賃貸住宅 |
|----------------|--------------------------------|---|---|--|
| | (1)管理·収納事務等 | 要川町の特定優良賃貸住宅の管理に 要川町の特定優良賃貸住宅の収納事 | 斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。 斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替目)については、合併時から出雲市の例により統一する。 | 給公社への管理委託を行う。 併時から出雲市の例により統一する。 |
| 調整の方針 | (2)人居者の選考方法 (3)家賃等 | 斐川町の特定像長買貨任宅の人居者 特定優良賃貸住宅の家賃については 例により統一する。 | の人居者の選考方法については、台研時から出雲巾の例により洒選制とする。 :ついては、現行のとおり新市に引き継ぐ。斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の | とする。 D駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の |
| | | 現 | 光 | 数金皿并改 |
| | 出 | 中 | 斐川町 | の共産的内 |
| 〇特定優良賃貸件字 | M | | 〇特定優良賃貸件字 | 特定優良賃貸件字の管理については、管理代行制度あ |
| 管理運営につい | 、ては、管理代行制度によ | 管理運営については、管理代行制度により島根県住宅供給公社に | | るいは指定管理者制度により島根県住宅供給公社に管理 |
| 一部の業務を除 | 一部の業務を除き委託をしている。 | | | 委託していることから、新市においても公社に委託すること とする。 |
| 【維持管理等(住 | 【維持管理等(住宅管理人、駐車場管理組合、修繕、建築工事)】 | 3台、修繕、建築工事)】 | 【維持管理等(住宅管理人、駐車場管理組合、修繕、建築工事)】 | |
| ・ 市営住宅と同様 | לווצ | | • 町営住宅と同様 | 入居者の選考方法に違いがあることから調整の必要が |
| | | | | න් රි. |
| 【収納事務等(家 | ?賃納入方法、敷金納入、 | 【収納事務等(家賃納入方法、敷金納入、延滞金の徴収、家賃の減免 | 【収納事務等(家賃納入方法、敷金納入、延滞金の徴収、家賃の減 | 斐川町における登録制による待機者に対しては、事前に |
| 及び徴収猶予、家賃滞納整理】 | 家賃滞納整理】 | | 免及び徴収猶予、家賃滞納整理】 | 選考方法の変更について周知し、スムーズに抽選制へ移 |
| ・市営住宅に準じ | ・市営住宅に準じて実施している。 | | ・町営住宅に準じて実施している。 | 行できるよう配慮する。 |
| ※ただし、敷金の | ※ただし、敷金の減免及び徴収猶予はない。 | ° | ※ただし、敷金の減免及び徴収猶予はない。 | |
| | | | | 斐川町が設定している住宅家賃は、出雲市と比較して大 |
| 【入居者の選考方法について】 | ち法について】 | | 【入居者の選考方法について】 | きな差異がないため、現行のとおりとする。 |
| ・市営住宅と同様 | 業に一般公募(公開抽選) | ・市営住宅と同様に一般公募(公開抽選)または随時公募により行 | ①新築の場合 困窮度合に応じた抽選倍率調整を行ったうえ、公開 | |
| ις | | | 抽選の方法による。ただし、条例第9条5項に規定する者について | また、駐車場使用料の算出方法については、駐車場整 |
| | | | は、公開抽選の方法によらず選考できる。 | 備費を確認し、出雲市の算出方法によるものとする。 |
| | | | ②空家の場合 申込順。申込者がない場合は、広報紙等での公募 | |
| | | | によって、空室に対し、申込者が上回る場合は公開抽選による。 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

都市計画ワーキンググループNv.900、1100、1200-2

| (1)音重・保幹者等等 会間 (1)音重・保幹者等等 会間 (1)音重・保幹者等等 会間 (1)音重・保幹者を対し、合体 (1)音重・保持者の議場が対象 との (1)音重・保持者の議場が対象 との (1)音重・保持者の議場が対象 との (1)言重・保持者の議場が対象 との (1)言重・保持者の議場が対象 との (1)言重・保持者の議場が対象 との (1)表質 (1)を重していては、合体 (1)を重していては、合体 (1)を重していては、合体 (1)を重していては、合体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、会体 (1)を重していては、場合 (1)を重している。 (1)を重していている。 (1)を重している。 (1)を正している。 (1)を正して | 雄 | 議項目 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議細目 特定優良賃貸住宅 |
|--|-------------------|------------|-------------------------|---|--|
| | ### HE HING | 6の方針 | | 5の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供45の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合いの入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とこいては、現行のとおり新市に引き継ぐ。斐川町の特定優良賃貸住宅の | 合公社への管理委託を行う。 井時から出雲市の例により統一する。 よする。 駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の |
| 上記 | | | 現 | 光 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 1 | | | | Ш | おりませる。 |
| 優良賃貸住宅の家賃の額は、特定優良賃貸住宅の供給の こ関する法律第3条第5号により近傍同種の住宅の額と均衡 ないよう下記のとおり定めている。 (木造) (木造) (茶造以外) (築) H10 (構造) 木造2階 2LDK (株造) 内層耐火3階 2LDK (株造) 中層耐火3階 2LDK (株造) 中層耐火3階 2LDK (株造) 中層耐火3階 2DK (株置) 71.38 ㎡・74.38 ㎡ (賃) 58,000 円 (戸数) 各6戸 (類) 58,000 円 (戸数) 4月 町 (質) 39,000 円 (戸数) 4月 町 (質) 39,000 円 (戸数) 8月 原数) H8~9 (構造) 木造2階 2LDK (株置前 53.90 ㎡ (精造) 木造2階 2LDK (株置前 53.90 ㎡ (精造) 本造2階 2LDK (株置前 53.90 ㎡ (精造) 木造2階 2LDK (株置積) 52.00 ㎡ (精造) 耐火2階 2DK (株置前 52.00 ㎡ (精造) 耐火2階 2DK (精造) 耐火2階 2DK | 【家賃》 | 決定方法等】 | | 【家賃決定方法等】 | |
| に関する法律第3条第5号により近傍同種の住宅の額と均衡 (本造) (本造) (禁) H5 (構造) 本造2階 2LDK (株造) M3 (構造) 本造2階 2LDK (株造以外) (葉) 55,000 円 (戸数) 6 戸 (葉) 58,000 円・60,000 円 (戸数) 各 6 戸 (葉) 38,000 円 (戸数) 4 戸 町 (葉) 38,000 円 (戸数) 8 戸 (葉) 38,000 円 (戸数) 8 戸 (葉) 35,000 円 (戸数) 8 戸 | 华 · | :定優良賃貸1 | 住宅の家賃の額は、特定優良賃貸住宅の供給の | ・特定優良賃貸住宅の家賃の額は、特定優良賃貸住宅の供給の | |
| (本造) (本造) ((本造) ((本造) ((本造) ((本造) ((本) ((本 | 邱 | 進に関する注 | 去律第3条第5号により近傍同種の住宅の額と均衡 | 促進に関する法律第3条第5号により近傍同種の住宅の額と均 | |
| (株造) (株造) 木造 2 階 2 LDK (建築) H6 (株造) RC3 階 1DK (延藤) R5.000 円 (戸数) 8 戸 (2 直 正 を | ₩, | 失しないよう | 下記のとおり定めている。 | 衝を失しないよう下記のとおり定めている。 | |
| (業) H5(構造) 木造 2 階 2 LDK(建築) H6(構造) RC3 階 1DK(底面積) 83.41 ㎡(延床面積) 42.8 ㎡(延床面積) 42.8 ㎡(質) 65.000 円 (戸数) 6 戸(家賃) 36.000 円 (戸数) 28 戸(茶造以外)(構造) 中層耐火 3 階 2 LDK(建築) H13(構造) RC 造 3 階建(葉) H10(構造) 中層耐火 3 階 2 LDK(延床面積) 79.15 ㎡(葉) H10(構造) 木造 2 階 2 DK(家賃) 64,000 円 (戸数) 12 戸(質) 58,000 円 (戸数) 4 戸 町(大造 2 階 2 LDK(質) 39,000 円 (戸数) 4 戸 町(横造) 木造 2 階 2 LDK(質) 35,000 円 (横造) 木造 2 階 2 LDK(横造) 水边 8 戸(質) 35,000 円 (横造) 耐火 2 階 2 DK(横達) 耐火 2 階 2 DK(質) 35,000 円 (横造) 耐火 2 階 2 DK(横速) 耐火 2 階 2 DK(質) 31,000 円 (戸数) 8 戸(横速) 耐火 2 階 2 DK(質) 31,000 円 (戸数) 6 戸(横速) 耐火 2 階 2 DK | (1) | 南(木造) | | ①アクティーコーホッラスひかわ | |
| (2) 1 (| | (建築)H2 | | | |
| (((4) ((4) ((4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) | | (延床面積)8 | 33.41 m² | (延床面積)42.8 ㎡ | |
| (本造以外) (韓治)中層耐火 3 階 2 LDK (建築) H13 (構造) RC 造 3 階建 (延茂) 74.38 ㎡ (環境) 74.38 ㎡ (電換) 74.38 ㎡ (電換) 74.38 ㎡ (電換) 74.38 ㎡ (電換) 74.38 ㎡ (電貨) 74.000 円 (同数) 各 6 戸 合計 40 戸 40 | | (家賃)65,000 | | (家賃)36,000 円 (戸数)28 戸 | |
| (築) H10(構造)中層耐火3階2LDK(建築)H13(構造)RC 造3階建 (延床面積) 79.15 ㎡5度の0円・60,000円 (戸数)各6戸(家賃)64,000円 (戸数)12戸 合計 40戸(葉)58,000円・60,000円 (戸数)12戸 (京面積)53.90 ㎡合計 40戸(禁) H12(構造)木造2階2DK(禁) H2(構造)木造2階2LDK(禁) 18~9(構造)木造2階2DK(禁) 18~9(構造)木造2階2DK(禁) 18~9(構造)木造2階2DK(禁) 18(構造)耐火2階2DK(禁) 18(構造)耐火2階2DK(禁) 18(構造)耐火2階2DK(禁) 11(構造)耐火2階2DK(禁) 11(構造)耐火2階2DK | 2) | 南(木造以外 | 2 | ②直江杉沢 | |
| 「株面積)71.38 ㎡・74.38 ㎡ 「賃)58,000 円・60,000 円 (戸数) 各 6 戸 「株造)木造 2 階 2 DK 「株造)木造 2 階 2 DK 「株団積)53.90 ㎡ 「大道 2 階 2 LDK 「株団積)92.00 ㎡ 「株団積)92.00 ㎡ 「株団積)92.00 ㎡ 「株団積)92.00 ㎡ 「株団積)92.07 ㎡ 「株団積)62.77 ㎡ 「株団積)62.77 ㎡ 「大田 2 B 2 DK 「株団積)62.77 ㎡ 「株団積)62.77 ㎡ | | (建築)H10 | (構造)中層耐火3階 2LDK | (構造)RC 造 3 階建 | |
| (賃) 58,000 円・60,000 円 (戸数) 各 6 戸 (築) H12 (構造) 木造 2 階 2 DK (株面積) 53.90 ㎡ (賃) 39,000 円 (戸数) 4 戸 (築) H8~9 (構造) 木造 2 階 2 L DK (株面積) 92.00 ㎡ (賃) 35,000 円 (戸数) 8 戸 京 (株面積) 62.77 ㎡ (賃) 31,000 円 (戸数) 6 戸 | | (延床面積)7 | 71.38 m²•74.38 m² | (延床面積) 79.15 m² | |
| (韓) H12 (構造) 木造 2 階 2 DK E 床面積) 53.90 m² (質) 39,000 円 (戸数) 4 戸 町 野 H8~9 (構造) 木造 2 階 2 L DK E 床面積) 92.00 m² (質) 35,000 円 (戸数) 8 戸 原築) H18 (構造) 耐火 2 階 2 DK E 床面積) 62.77 m² E 床面積) 62.77 m² | | (家賃)58,000 | | (家賃)64,000 円 (戸数)12 戸 | |
| (構造)木造2階 和 39,000円 (構造)木造2階 第)39,000円 (戸数)4戸 を)H8~9 (構造)木造2階 を面積)92,00㎡ 割35,000円 (戸数)8戸 を)H18 (構造)耐火2階 を面積)62.77㎡ を) 131,000円 (戸数)6戸 | · 回 章 | 兴 | | 盂 | |
| 素面積)53.90 ㎡ 1)39,000 円 (戸数)4 戸 2) H8~9 (構造) 未造 2 階 素面積)92.00 ㎡ 1)35,000 円 (戸数)8 戸 2) H18 (構造)耐火 2 階 素面積)62.77 ㎡ 1)31,000 円 (戸数)6 戸 | | (建築)H12 | (構造)木造2階 2DK | | |
| 章)39,000 円 (戸数)4 戸 章)H8~9 (構造)木造 2 階 转面積)92.00 ㎡ 章)35,000 円 (戸数)8 戸 章)H18 (構造)耐火 2 階 转面積)62.77 ㎡ | | (延床面積)5 | 53.90 m² | | |
| (構造)木造2階 本面積)92.00 ㎡ (素)35,000円 (戸数)8戸 (料造)耐火2階 を)H18 (構造)耐火2階 を面積)62.77 ㎡ を)31,000円 (戸数)6戸 | | (家賃)39,000 | | | |
| (構造) 木造 2 階 (を通積) 92.00 ㎡ (を通積) 92.00 ㎡ (を受験) 8 戸 (を対象) 8 戸 (を対象) 8 戸 (を回積) 62.77 ㎡ (を回積) 62.77 ㎡ (を回移) 8 戸 | 4 及 | 辺町 | | | |
| K面積)92.00 ㎡ 135.000 円 (戸数)8 戸 色)H18 (構造)耐火2 階 K面積)62.77 ㎡ 131,000 円 (戸数)6 戸 | | (建築)H8~(| (構造)木造2階 | | |
| §)35,000円 (戸数)8戸 E)H18 (構造)耐火2階 K面積)62.77㎡ §)31,000円 (戸数)6戸 | | (延床面積)9 | 32.00 m² | | |
| ế)H18 (構造)耐火2階 K面積)62.77 m [*] 覧)31,000円 (戸数)6 戸 | | (家賃)35,000 | | | |
| (構造)耐火2階 62.77 ㎡ 00円 (戸数)6戸 | .é | 幡原 | | | |
| (延床面積)62.77 m ² (家賃)31,000 円 (戸数)6 戸 | | (建築)H18 | | | |
| | | (延床面積)6 | 32.77 m² | | |
| | | (家賃)31,000 | | | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNa.900、1100、1200-3

| 調整の方針() | (1)管理・収納事務等(2) 入居者の選考方法(3) 家賃等 | माय | 斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。 斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。 斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。 特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。 | 5。 統一する。 <u> </u> [については、合併時から出雲 |
|--|--|-------------------|---|---|
| | | 現 | | # # # # # # # # # # # # # # # # # # # |
| | 無田 | # | | 4 4 5 5 4 |
| 6鶴見 | | | | |
| (建築)H8 | (構造)中層耐火3階 | く3 霜 3LDK | | |
| (延床面積)83.00 m ³ | 00 m ² | | | |
| (家賃)55,000円 | 円 (戸数)12戸 | | | |
| ①夕日7丘 | | | | |
| (建築)H8~13 | (構造)中層耐火3階 | く3 福 3DK | | |
| (延床面積)82.95 m [*] | 95 m² | | | |
| (家賃)65,000円 | 円 (戸数)24 戸 | | | |
| 合計 72 戸 | | | | |
| ※延床面積:共 | ※延床面積:共用部分を除く住戸専用面積を記載 | 用面積を記載 | | |
| 【駐車場伸用料】 | | | [駐車場使用料] | |
| * 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1. | | | | |
| 住宅名 | 整備区分 | 使用料 (1区画あたり/月) | 平成 19 年 4 月より、駐車場1区画 750 円を徴収。 | |
| 平 显 | 舗装 | 1,470 円 | | |
| 生八條 | 未舗装 | 420 円 | | |
| 菅沢 | 舗装 | 1,260 円 | | |
| 占 三 二 | 舗装 | 1,050 円 | | |
| [m][X | 未舗装 | 105 円 | | |
| 八幡原 | 舗装 | 1,050 円 | | |
| 鶴見 | 舗装 | 1,155 円 | | |
| 夕日ケ丘 | 舗装 | 1,260 円 | | |

| | | 都市計画ワーキンググループNv.1500、1600-1 |
|--|---|-----------------------------|
| 協議項目 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議網目 若者定住向け公社賃貸住宅 |
| (1)維持管理 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理に 調整の方針 (2)家賃等 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場 | 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。 | 給公社へ返還する。 統一する。 |
| 能 | 说 | 4 回 分 韓 |
| 田市市 | 一 | ₹ |
| [維持管理] | 【維特管理】 | 若者定住向け公社賃貸住宅の維持管理については、出 |
| | | 雲市の例により、斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅も |
| 委託したことにあわせ、若者定住向け公社賃貸住宅についても「島 | | あわせたすべての管理を公社へ返還する |
| 根県定住促進賃貸住宅の管理の一時返還に関する協定」を締結し、 | り行う。 | |
| 管理運営を島根県住宅供給公社で行うこととなった。 | 2. 公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第 | 若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書 |
| ただし、管理運営に係る費用については、市で負担。 | 5条第2項により管理費は、斐川町の負担となっている。 | に基づき、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出 |
| | | した範囲内において、島根県住宅供給公社と市が協議のう |
| 【家賃決定方法等】 | 【家賃決定方法等】 | え、公社が家賃を定めているため、現行のとおり新市に引 |
| 若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書第6条に | こ 若者定住向け公社賃貸住宅の建設事業に関する協定書第6条 | 小人 |
| 基づき、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範囲内 | 1 に基づき、住宅金融公庫が定める家賃算定基準により算出した範 | |
| において、島根県住宅供給公社と市が協議のうえ、同公社が下記の |) 囲内において、島根県住宅供給公社と斐川町が協議のうえ、同公 | 駐車場使用料については、出雲市と斐川町において算 |
| とおり定めている。 | 社が下記のとおり定めている。 | 出方法、金額が異なるが、出雲市の算出方法によるものと |
| ①おおくら | ①アクティーコーホラスひかわ | 4 5. |
| (建築)H7 (構造)鉄骨2階 1DK | (建築)H5~6 (構造)BC 造 5~3 階建 1DK | |
| (延床面積)36.22 ㎡ | (延床面積) 42.6~43.8 ㎡ | |
| (家賃)35,000円 (戸数)8戸 | (家賃)36,000円 (戸数) 28 戸 | |
| ②ふるかわ | ②メンンは立 | |
| (建築)H8 (構造)鉄骨2階 2DK | (建築)H17 (構造)木造2階建 1DK | |
| (延床面積)50.78 ㎡ | (延床面積) 38.8 m² | |
| (家賃)40,000 円 (戸数)4 戸 | (家賃)39,000円 (戸数)6戸 | |
| ③ままど (3) まままじ | 수計 34 戸 | |
| (建築)H7 (構造)鉄骨2階 2DK | | |
| (延床面積)50.78 ㎡ | | |
| (家賃)40,000 円 (戸数)4 戸 | | |
| (4)きたはま | | |
| (建築)H9 (構造)RC2階 2LDK | | |
| | | |

| 1600-2 | |
|----------|--|
| No.1500. | |
| ガガルーフ | |
| 平面ワーキン | |
| 都市計[| |
| | |

| 協議項目 | 各種事務事業(公営住 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議 細目 若者定住向け公社賃貸住宅 |
|---|--------------------|---|---|--|
| | 黚 | 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理 サナルシュニッキを従いる。 == () | の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。 | 合公社へ返還する。 |
| 開発の方針 | (2)家眞寺 右有疋 斐川町 | :任同げ公在真真住毛の多真に 「の若者定住向け公社賃貸住宅 | 右名疋仕问げ公在員員仕毛の多員については、現行のとおり都市に引き継く。 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。 | 統一する。 |
| | | 逍 | 光 | 四年 化二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲二甲 |
| | 田 | | 秦 三 町 | 2 日本 本の 田 |
| (延床面積) 54.65 m ² | ۳¸ | | | |
| (家賃)39,000円 | 0 円 (戸数)4 戸 | | | |
| あエスポッワール小松 | 裚 | | | |
| (建築)H6 | (構造)鉄骨2階 1L | 1LDK | | |
| (延床面積)52.10 m ³ | 2.10 m³ | | | |
| (家賃)40,400 円 | 0 田 (戸数)8 戸 | | | |
| 合計 28 戸 | | | | |
| 【駐車場使用料】 | | | 【駐車場使用料】 | |
| 住宅名 | 整備区分 | 使用料 (1区画あたり/月) | 平成 22 年 4 月から、駐車場1区画 750 円を徴収。 | |
| おおくら | 舗装 | 1, 470 円 | | |
| ふるかわ | 舗装 | 1, 575 円 | | |
| まきど | 舗装 | 1, 260 円 | | |
| +++++++++++++++++++++++++++++++++++++++ | 舗装 | 1, 155 円 | | |
| R 417/0 | 未舗装 | 210 円 | | |
| : : : : : : : | 舗装 | 1, 260 円 | | |
| エヘハ・ソーバルな | 7 未舗装 | 315 円 | | |
| を の金(空候を) | 【その他(空家家賃の負担及び補債)】 | | 【その他(空家家賃の負担及び補填)】 | |
| 公社賃貸住宅の | の管理及び家賃等並び | このに、エポポス・スポーツのボップをできます。 仏社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第7条 | 公社賃貸住宅の管理及び家賃等並びに譲渡に関する契約第 7 | |
| こ基づき、空家が | (生じた場合、空家期間 | に基づき、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及びそ | 条に基づき、空家が生じた場合、空家期間の空家分に係る家賃及 | |
| の他入居者負担 | について貸倒れが生じ | の他入居者負担について貸倒れが生じた場合の損害分は、市が公 | びその他入居者負担について貸倒れが生じた場合の損害分は、 | |
| 社に負担する。 | | | | |
| ※委託管理期間(| ※委託管理期間(期間滿了後 譲渡) | | 祀. | |
| 一させんに | H7 4 6~H37 4 17 | | ①アクティーコーホラスひかわ H7.4.28~H42.5.17 | |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

都市計画ワーキンググループNo.1500、1600-3

| 協議項目 | 各種事務事訓 | 業(公営住 | 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議部目 | 若者定住向け公社賃貸住宅 |
|---|-------------------|--|---|---|------------------|-----------------------|
| 調整の方針 | (1)維持管理 (2)家賃等 | | 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃について 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車 | 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。 | 供給公社へ返還するより統一する。 | 2° |
| | | | 現 | 光 | | + + + = + |
| | Ŧ | | ÷ | 素 川 町 | | 調整の具体的な谷 |
| ②ふるかわ ③まきど ④きたはま ⑤ェスポ [・] ワール小松 | | H8.4.1~H38.4.17 H7.4.6~H37.4.17 H9.4.1~H39.3.31 H6.4.15~H36.4.17 | | ②がン神立 H17.5.1~H47.7.3.1 | | |
| | | | | | | |

都市計画ワーキンググループNv.2200

| 協議項目 各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて | | 協議細目宅地開発補助事業 |
|---|--|---|
| 調整の方針 市のみで実施している宅地開発補助事業については | 市のみで実施している宅地開発補助事業については、合併時から斐川町の用途地域を新たな補助対象区域とし、補助単価、補助限度額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。 | 補助限度額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。 |
| 留 | 光 | 4 |
| 田神田 | 東 川 町 | 盟母の共争ららな |
| [用途地域内民間住宅地開発奨励金] ・対象区域 出雲市内の用途地域内 ・・対象区域 出雲市内の用途地域内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (制度なし) | 宅地開発補助事業については、出雲市のみに制度がある。 斐川町においても、用途地域が存在することから、斐川町 のエリアにも制度を適用するものとする。 |

協議第50号

各種事務事業(上下水道関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市・斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(上下水道関係)の取扱いについて

合併協定項目 2 4. 各種事務事業(上下水道関係)の取扱いは、次のとおりとする。

【上水道事業】

1 上水道計画

出雲市又は斐川宍道水道企業団で実施又は策定している上水道事業計画はそれぞれ現行のとおりとし、合併後、新たな上水道事業計画の策定にあたっては、新市全域の一体的整備を促進するよう調整を図る。

2 会計及び資産

水道事業会計は、現行のとおり出雲市水道事業会計及び斐川宍道水 道企業団上水道事業会計とし、それぞれの資産は現行のとおり保有す る。

3 水道料金等

水道料金・加入金については、出雲市水道事業、斐川宍道水道企業団上水道事業とも、両事業の定めるとおりとする。

4 簡易水道施設整備計画及び簡易水道事業統合計画

簡易水道施設整備計画については、合併後、出雲市の簡易水道施設整備計画を基本とし、斐川町の簡易水道施設整備計画を加えて見直しを行う。また、簡易水道事業統合計画は、斐川町の簡易水道事業及び出雲市の簡易水道事業のうち島村簡易水道事業を斐川宍道水道企業団に、出雲市の島村簡易水道事業を除く簡易水道事業を出雲市水道事業にそれぞれ経営統合するよう改定する。

簡易水道事業会計 5

斐川町の2つの簡易水道事業会計は、合併時に出雲市の簡易水道事 業特別会計に統合する。その後、すべての簡易水道事業は統合計画に 従い、出雲市水道事業会計又は斐川宍道水道企業団上水道事業会計 に、それぞれ統合する。

6 簡易水道料金

合併時は両市町の定めるとおりとし、簡易水道事業統合計画に従い 出雲市水道事業会計又は斐川宍道水道企業団上水道事業会計に簡易 水道事業会計が経営統合したときは、それぞれ統合先の料金とする。

なお、統合までに上水道事業において料金改定が行われるときは、 当該上水道事業に準じて定めている料金について、合わせて改定を行 う。

【下水道事業】

1 整備方針

新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水 事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽の個別処理方式により 行うこととし、合併後1年以内に調整を図り統一する。

2 公共下水道基本計画

合併後1年以内に新市の整備計画を策定する。

農(漁)業集落排水事業計画 3

合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、 合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。

(公共下水道事業)

4 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料及び受益者負担金等につい ては、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の 後、出雲市の例により統一する。斐川町の温泉汚水使用料については、 現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整す る。

(農(漁)業集落排水事業)

5 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料については、合併時は両市 町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例によ り統一する。受益者分担金等については、合併時から出雲市の例によ り統一する。

(市設置型浄化槽事業、個別排水処理施設)

6 使用料等

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。ただし、 斐川町の使用料については公共下水道使用料を適用し、合併時から 2 年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。

(個人設置型合併処理浄化槽事業)

- 7 合併処理浄化槽設置事業補助金 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に調整を図り出雲市 の例により統一する。
- 8 合併処理浄化槽維持管理補助金 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に出雲市の例により 統一する。

参考資料:別紙のとおり

| No. 100 | |
|-----------|--|
| ワーキンググループ | |
| 上下水道「 | |
| | |
| | |

| | | 上下水道 | ワーキングクループ No. 100 |
|---|---|-----------------|---|
| 協議項目 各種事務事業(上下水道関係) | らの取扱い | 協議細目 | 上水道計画 |
| 調整の方針 にあたっては、新市全域の一体的整備を促進 | :業団で実施又は策定している上水道事業計画は、 -体的整備を促進するよう調整を図る。 | | それぞれ現行のとおりとし、合併後、新たな水道事業計画の策定 |
| 道 | 況 | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 田 | 菱三 | 町 | 調 幣 0 1 年 年 5 万 4 4 |
| 出雲市水道事業 【名称】 出雲市水道ビジョン (H21年3月末策定) 出雲市水道事業基本計画 (H21年3月末修正) 出雲市水道事業第6次拡張事業計画 (H21年3月末修正) 【事業期間】平成19年度~平成30年度 (6拡) 【主要事業】 取水・浄水・送水・配水施設整備、未普及解消 【事業費】11,024,289千円 【給水区域】出雲市水道事業給水区域のとおり 【計画給水人口】143,700人 【計画1日最大給水量】65,600m3/日 【計画1人1日最大給水量】456点 | 【名称】增補改良事業 (第2期事業) 【事業期間】平成12年度~平成21年度 【主要事業】 送水施設・配水施設・浄水施設整備事業 【事業費】2,075,000千円 【給水区域】斐川町・宍道町 【計画給水人口】36,000人 【計画1日最大給水量】20,000m3/日 【計画1人1日最大給水量】56.0% | 年度 佐備事業 3 | 斐川宍道水道企業団では増補改良事業(第2期事業)を平成22年度も繰越して実施。 上記事業の完了により一連の事業が終了。次の水道事業計画策定は未定。 水道ビジョンは、平成23年度以降で策定の予定。 |
| 平成21年3月31日現在の業務概要 「行政区域内人口」147, 276人 【給水区域内人口】126, 038人 【給水人口】123, 332人 【給水戸数】42, 022戸 【行政区域内普及率】83. 7% 【4間総配水量】15, 666, 000m3 【1日最大配水量】15, 666, 000m3 【4間総有収水量】14, 558, 000m3 【4間総有収水量】14, 558, 000m3 【4収率】92. 9% 【配水能力】60, 924m3/日 【違送配水管延長】1, 178, 018m 【公営企業法適用の有無及び範囲】有(全部適用) | 平成20年4月1日現在の業務概要 【行政区域内人口】37,794人 【給水区域内人口】35,507人 【給水人口】35,372人 【給水戸数】12,168戸 【行政区域内普及率】99.6% 【年間総配水量】5,125,945m3 【1日最大配水量】14,044m3 【1日最大配水量】14,644m3 【1日最大配水量】4,633,877m3 【有間総有収水量】4,633,877m3 【有限率】90.4% 【商水能力】20,000m3/日 【導送配水管延長】431,156m | 有(全部適用) | |
| | | | |

| D 女話車数車業 / L下水浴阻核 / A B K I / | ラバ - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | | NO. 100, 000 |
|---|---|--------------------------|--------------|
| | 協議細目 | 会計及び資産 | |
| 水道事業会計は、現行のとおり出雲市水道事業 | 事業会計及び斐川宍道水道企業団上水道事業会計とし、 | 会計とし、それぞれの資産は現行のとおり保有する。 | おり保有する。 |
| 現 | 吊 | + + = + + | |
| 中 | · 三 · 三 | 2 文 本 本 20 本 年 50 人 | 炉 |
| 7会計 (総配水量) 15, 666, 022m3 (1 日平均配水量) 15, 686, 022m3 (1 日 日平均配水量) 16, 686, 022m3 (1 日 日 中均配水量) 17, 183 332人 (日 最大配水量) 18, 732 (日 最大配水上) 123, 332人 (受託工事件数) 件 (収益的収入) 2, 325, 048千円(税抜き) (収益的収入) 12, 1027, 271千円(税抜き) (収益的収入) 141, 027, 271千円(税込み) (資本的支出) 2, 097, 884千円(税込み) (資本的支出) 2, 097, 884千円(税込み) (資本的支出) 2, 097, 884千円(税込み) (資本的支出) 2, 097, 884千円(税込み) (日時借入金) 限度額 100, 000千円 (企業債別 1, 027, 271千円(税込み) (日時借入金) 限度額 100, 000千円 (企業債別 1, 037千円 (1)職員給与費 340, 298千円 (1)職員給与費 (2)交際費 (2)交際費 (2)交際費 (2)交際費 (3, 53千円 (1)職員給与費 (2)交際費 (3, 634円) (4, 294円 (4, 294円) (4, 294円) (4, 294円) (4, 294円) (4, 294円) (4, 294円) (6, 204円) (6, 204円) (6, 204円) (6, 204円) (6, 204円) (7, 304円) (6, 204円) (7, 304円) (7, 304円) (7, 304円) (6, 204円) (7, 304円) (4, 304円) (4 | ○会計 H204年度決算から [総配水量】4,633,877m3 [1 日平均配水量】14,044m3 [1 日最大配水量】17,137m3 [4 日最大配水量】17,137m3 [4 日最大配水量】17,137m3 [4 日最大配水量】17,137m3 [4 日最大配水量】17,137m3 [4 本 | | |

| No. 900 | | | 7 % | Ε Σ | |
|----------------|------------------|---------------------------|------------|--------|--|
| 上下水道 ワーキンググループ | 目 水道料金等(水道料金) | とも、両事業の定めるとおりする。 | * 目 + | 部の | |
| 귀 | 協議細 | 团上水道事業と | | 町 | |
| | の取扱い | 出雲市水道事業、斐川宍道水道企業団上水道事業とも、 | 況 | 至 章 | ○水道料金 (一般用1月につき税抜き) 8㎡まで 940円 9~30㎡まで 126円/㎡ 31㎡以上 157円/㎡ 10㎡まで 1,210円 超過 1㎡につき 181円 平田市・・・・・・ 97円 平田市・・・・・ 126円 超過 1㎡につき 157円 世被用 6,040円 超過 1㎡につき 157円 上場用 50㎡まで 6,040円 超過 1㎡につき 157円 工場用 1㎡につき 157円 工場用 1㎡につき 157円 工場用 1㎡につき 157円 工場用 1㎡につき 157円 工場用 1㎡につき 157円 工場用 500㎡まで 6,0400円 超過 1㎡につき 157円 工場用 500㎡まで 6,040円 超過 1㎡につき 157円 工場用 500㎡まで 60,400円 超過 1㎡につき 181円 料金改定の経緯 |
| | 各種事務事業(上下水道関係)の耶 | 水道料金・加入金については、出 | 音 | 雲 市 | 25 mm 930円 117円/㎡ 117円/㎡ 118円/㎡ 118円/㎡ 118円/㎡ 118円/㎡ 118円/㎡ 190円/㎡ 150円 8 m まで 2,900円 8 m まで 2,900円 8 m まで 2,900円 8 m まで 2,900円 159円/㎡ 172円/㎡ 190円/㎡ 190円/㎡ 190円/㎡ 184冊/㎡ 184冊/㎡ 184冊/㎡ 184冊/㎡ 184冊/㎡ |
| | 協議項目各 | 調整の方針 | | 田 | ○ 大原 |

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

| 協議項目 各種事 調整の方針 水道 | | | エーバ点 | |
|---|---|---|------|---------------|
| | 各種事務事業(上下水道関係)の取扱い | 及い | 協議細目 | 水道料金等(加入金) |
| | 水道料金・加入金については、出 | 出雲市水道事業、斐川宍道水道企業団上水道事業とも、 | | 両事業の定めるとおりする。 |
| | 現 | 況 | | # # # # |
| Ħ | 中 | 量 三 點 | | 中心 医电池 医电池 |
| O加入金 13mm 20mm 25mm 30mm 40mm 50mm 75mm 150mm 150mm以上 管理者が | (税抜き) 10,000円 20,000円 10,000円 10,000円 80,000円 70,000円 00,000円 別に定める | (税抜き) 1 3 mm・・・・・ 5 8,000円 2 0 mm・・・・・ 1 1 9,000円 2 5 mm・・・・・ 6 7 4,000円 5 0 mm・・・・ 6 7 4,000円 7 5 mm・・・・ 5,711,000円 100mm・・・・ 5,711,000円 150mm・・・・ 1 4,426,000円 | | |

上下水道 ワーキンググループ

No. 3400

| 上下水道 ワーキンググループ No. 3400 協議細目 簡易水道施設整備計画及び簡易水道事業統合計画 | 雲市の簡易水道施設整備計画を基本とし、斐川町の簡易水道施設整備計画を加えて見直しを行簡易水道事業及び出雲市の簡易水道事業のうち島村簡易水道事業を斐川宍道水道企業団に、出雲市水道事業にそれぞれ経営統合するよう改定する。 | 調 数 の 目 休 め 占 珍 | 策 07 共 平 57 万 | (平成21年度策定予 出雲市の島村簡易水道は斐川宍道水道企業団から 分水を受けているため、企業団に統合する。 出雲市、斐川町とも、水源の水質や水量に問題の ある簡易水道があり、水源転換や浄水施設の改良等 の対策を急ぐ必要がある。また、多くの施設が老朽 化してきており、更新等を計画的に進めなければな らない。 |
|---|--|-----------------|---------------|---|
| 扱い | 合併後、出雲市の簡易水道施設 、斐川町の簡易水道事業及び出 道事業を出雲市水道事業にそれ | 況 | 川 | 簡易水道事業統合計画策定中(平定) ・阿宮地区簡易水道事業 ・大黒山麓地区営農飲雑用水事業 公営企業経営健全化計画策定(平 |
| 協議項目を種事務事業(上下水道関係)の取扱い | 簡易水道施設整備計画については、合併後、出調整の方針 う。また、簡易水道事業統合計画は、斐川町の市の島村簡易水道事業を除く簡易水道事業を出 |) | 出 雲 市 | 出雲市簡易水道事業 簡水事業(15箇所)、飲供施設(1箇所) 【名称】 簡易水道事業統合計画(H19年10月19日提出) 出雲市簡易水道事業基本計画(H19年3月未策定) 出雲市水道ビジョン(旧21年3月未策定) 出雲市水道ビジョン(旧21年3月未策定) 統合簡水、統合整備、基幹改良、増補改良事業等 統合簡水、統合整備、基幹改良、増補改良事業等 総水区域】各簡易水道の給水区域図のとおり |

| 直 ワーキンググループ No. 3500 | 簡易水道事業会計 | rる。その後、すべての簡易水道事業は統合計画に従 | 中华井目《梅 | 3 | |
|----------------------|-----------------------|--|--------|-------|---|
| 上下水道 | の取扱い 協議細目 | Hは、合併時に出雲市の簡易水道事業特別会計に統合する。 R道水道企業団上水道事業会計に、それぞれ統合する。 | 況 | 水 | (平成20年度決算【2地区合計】) [総配水量】50,468m3 [1日平均配水量】138m3 [1日最大配水量】191m3 [総水戸数】173戸 [総水口】687人 [受託工事件数】0件 [収益的収入】8,426千円 [資本的収入】8,426千円 [強本的収入】8,426千円 [機格単価】137.7円 [総水原価】512.1円 [収益的収支の総利益又は純損失】 (資本的収支の総割又は不足額】0千円 [資本的収支の差額又は不足額】0千円 |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の助 | 妻川町の2つの簡易水道事業会計は、合併調整の方針い、出雲市水道事業会計又は斐川宍道水道企 | 餁 | 田 雲 市 | (平成20年度決算【15地区簡水,1地区飲供合計】) [総配水量】2,419,363㎡ [1日平均配水量】6,628㎡ [1日最大配水量] 9,468㎡ [総水戸数]6,708人 [総水人口] 20,586戸 [優託工事] 0件 [収益的収入] 531,212円 [収益的収入] 1,091,778千円 [資本的収入] 1,091,778千円 [資本的収入] 1,091,778千円 [資本的収入] 1,091,778千円 [資本的収入] 1,091,78千円 [資本的収入] 1,091,78千円 [資本的収入] 1,091,78千円 [資本的収入] 1,091,78千円 [資本的収入] 1,091,78千円 [銀華的収支の維利益又は純損失] 87,767千円 [資本的収支の差額又は不足額] △116,022千円 [関本度からの線越金] 46,366千円 [翌年度へ線越すべき財源】13,572千円 [実質収支] 4,531千円 |

| ワーキンググループ No. 3800 | 簡易水道料金 | は斐川宍道水道企業団上水道事業会計に簡易水道事業 て定めている料金について、合わせて改定を行う。 | 数 4 目 W | 至 ★ 水 | 双方とも水道料金を当該市町の上水道料金と同一にしており、上水道料金に合わせて調整する。このため、現在の出雲市と斐川町の簡易水道で水道料金が異なることとなる。 |
|--------------------|-----------------------|--|---------|--------------------|---|
| 上下水道 | の取扱い 協議細目 | 合併時は両市町の定めるとおりとし、簡易水道事業統合計画に従い出雲市水道事業会計又は斐川宍道水道企業団上水道事業会計に簡易水道事業 会計が経営統合したときは、それぞれ統合先の料金とする。 なお、統合までに上水道事業において料金改定が行われるときは、当該上水道事業に準じて定めている料金について、合わせて改定を行う。 | 光 | 菱 三 町 | (一般用1ヶ月につき税抜き) 8 mまで 940円 9 w3 o mまで 126円 3 1 m以上 157円 (営業用1ヶ月につき税抜き) 1 0 mまで 1,210円 超過 1 mにつき 157円 (臨時用1ヶ月につき税抜き) 1 mにつき 157円 (臨時用1ヶ月につき税抜き) 1 mにつき 157円 (臨時用1ヶ月につき税抜き) 483円 (その他1ヶ月につき税抜き) 4 mにつき 400円 【料金改定の経緯】 平成 1 2 年 4 月 1 日改定 (住民負担平等の観点から斐川宍道水道企業団と同系統にした) |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取 | 合併時は両市町の定めるとおりとし調整の方針 会計が経営統合したときは、それぞなお、統合までに上水道事業におい | 至 | 丑 | 1 3 mm、2 0 mm、2 5 mm |

| ワーキンググループ No.7400 | 下水道事業 整備方針 | 業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽による個別処理方式により整備 | ± ± = 0 | 温 報 の 本 本 呂 ち 命 | 両市町において、集合処理区域及び個別排水処理区域の設定は、一定の整理がなされている。 平成22年度には、島根県汚水処理施設整備の第4次構想が取りまとめられるので、これを基本として事業の推進が図られるよう調整を行う。 |
|-------------------|-----------------------|---|---------|-----------------|---|
| 上下水道 | の取扱い 協議細目 | 道事業、農(漁) を図り統一する。 | 況 | 一 | ○整備方針 都市計画区域内の都市計画用途地域と都市計画内 の用途地域以外の一部で将来市街化が想定される地 域は公共下水道で整備。農業振興地域で将来的にも 農業を行う地域は農業集落排水事業で整備。集合処理 到計画のない区域及び農業集落排水区域で集合処理 が不経済となる区域については合併浄化槽で整備。 公共下水道事業 35.1% 合併処理浄化槽 6.5% 計 87.8% ○2020年全県域下水道化構想普及率目標 公共下水道事業 50.0% 農業集落排水事業 50.0% 自分の位置等 45.0% 高分類の 高方の 高方の 高方の 高方の 高方の 高方の 高方の 高方の 高方の 高方 |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)のほ | 新市の汚水処理施設整備は、公共下水調整の方針 することとし、合併後1年以内に調整 | 留 | 田職田 | ○整備方針 の用流地域以外の一部で将来市街化が想定される地 はは公共下水道で整備。(特定環境保全公共下水道 に整備記了) 無業振興地域で福来的にも農業を行う地域は農業 集落排水事業で整備。(海海福記) 無落排水事業で整備。(海海福記) 無路神水車業の採択用件に満たない地域は小規模集 集合排水処理施設整備事業で整備。(漁業集落排水事 集合が理計画のない区域及び定 無合の理計画の区域でしばらく整備。 無合の理計画の区域でしばらく整備。 無合の理計画の区域でしばらく整備。 無合の理計画の区域でしばらく整備。 無合の理計画の区域でしばらく整備。 無合の理計画の区域でしばらく整備。 無法未水 直事業 14.0% 漁業集落排水事業 14.0% 海線集落排水事業 14.0% 海線上端 音響 13.3% 一二、プラー 13.3% 一二、プラー 13.3% 一二、プラー 13.3% 一二、プラー 14.0% 一二、プラー 14.0% 一二、プラー 一点、アラー 一点、 |

| No.7400 | | よる個別処理方式により整備 | m | (부 F) (기 | |
|-------------|-----------------------|---|---|----------|---|
| 負 ワーキンググループ | 下水道事業 整備方針 | 式と小型合併処理浄化槽に . | | 説の | |
| 上下水道 | 協議細目 | \$等の集合処理方言 | | 町 | |
| | の取扱い | 水道事業、農(漁)業集落排水事業 整を図り統一する。 | 況 | 川 | |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取 | 新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農(漁)業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽による個別処理方式により整備 することとし、合併後1年以内に調整を図り統一する。 | 笛 | 出 雲 市 | ○2018年度 (平成30年度末) 島根県汚水処理施設整備 構想普及率目標 ※現在、策定中公共下水道事業 14.2% 漁業集落排水事業 14.2% 第31章 45.5 |

| No. 7500 | | | ! | | 連公共下水道事業計画の事 となっていること。併せて 要が生ずることとなるた を行う。 | | | | |
|-------------|-----------------------|---------------------------|--------------|---------------|---|--------------------------------------|---|--|--|
| 負 ワーキンググループ | 公共下水道基本計画 | | · A | · 6 斜 富 · · · | 両市町は、現在の流域関連公業認可年次が平成23年度とな業認可年次が平成23年度とな計画区域の見直し等の必要がめ、合併後速やかに調整を行 | | | | |
| 上下水道 | 協議細目 | | | 丘 | 17,460 人 16,800 人 12,646 人 | 12, 646 人 10, 793 人 | , 245 | | |
| | の取扱い | 策定する。 | 说 | · 基 | 【事業計画】 (H22.3末現在) ・全体計画 1,031 ha ・都市計画決定 626 ha ・事業認可計画 957.9 ha ・処理面積 610.9 ha | 【実 績】 ・普及率 45.3 % ・水洗化率 85.3 % | 事業費】 ・平成20年度末累計 20,405,245 ・平成21年度 ・平成22年度以降の計画 () は3 H22 750,000 (250,000) H23 1,070,000 (550,000) H24 1,140,000 (600,000) H25 1,160,000 (550,000) H25 1,160,000 (550,000) H26 450,000 (400,000) | | |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取 | 調整の方針 合併後1年以内に新市の整備計画を策定す | 道 | 田 | 上地区、湖陵 115,580 | | 38.0 % 18.64人 81.6 % 1変更予定】 平成23年度 面積 未定(区画整理事業他) の延伸・宍道湖流域下水道(西部処理 量原単位の見直しに伴う、当市流域関連 の汚水量原単位の見直し・南本町中継ポ | 7.3.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5.5. | 〇特別会計事業費 () 内は建設事業費 平成21年度末事業費累計見込 137,883,164千円 平成22年度事業費予定 5,887,286千円 (2,022,025千円)※平成21年度繰越分含む 平成23年度以降の事業費予定 H23 5,683,826千円 (1,651,000千円) H24 6,064,410千円 (1,893,000千円) H25 6,229,990千円 (1,986,000千円) H26 6,285,314千円 (1,986,000千円) |

| ワーキンググループ No. 7600 | 農(漁) 業集落排水事業計画 | 事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。 | ± ± = 0 | 温 钟 00 平 年 50 万 40 | 出雲市は、農業集落排水事業が完了し、漁業集落排水事業は、平成53年度に完了の予定である。また、小規模集合処理施設整備事業を3地区計画している。参川町は、農業集落排水事業による平成52年度 | 完了予定地区が1地区、計画地区が3地区である。 計画地区については、新市において事業の妥当性 | (経済性、整合性等)について再検討を行い、計画 の調整を図え | の調性を回る。 なお、阿宮地区については、平成23年度採択予定に つき、本年度4月申請を終えていることから施行地 | 済と児/49。 | | | | | |
|--------------------|----------------|----------------------------|---------|--------------------|---|---|-----------------------------------|--|--|---|---|-----------------------|---|-----------|
| 上下水道 | 協議細目 | 合併後、事業の整合性 | | 由 | | | | | 2,400人(~H22、一部供用開 | (H23~) (H25~) (H27~) | (2) | 5人 | | |
| | | 手の地区については、・ | | 菱三 | 8】 700人 117声 700人 219声 1.040人 | | | 84声 2, 280次 84声 410人 94声 4, 180人 | 505声 2,400人 | 3】 02声 83声 83声 330人 61声 700人 | 34. 9% 9, 766人 | 66.5% 6,495人 | | |
| | の取扱い | とし、未着手の地 | 光 | | H21. 3末現在 【完了地区 神庭北 1 今在家 2 | | | | 【事業中】 斐川西部 59 始) | 【計画地区 3】 阿宮 102戸 水院 83戸 出西・神氷161戸 | [実 養] 普及率 | 水洗化率 | | |
| | (上下水道関係) | 合併時の施行地区は現行のとおりと | 逍 | ₽ | | 2. | . 4, - | , 1, -, | - - | -, c, L , | - | | 5307 6307 6607 5907 1007 | 三 30,080人 |
| | 各種事務事業 | 併時の施行 | | #K | | 222 452戸 | 431万 | 272月 | 2708- 2707 619 1954- | | 292月 124月 124月 124月 | 787 109 月 47 | 88 178 175 175 175 175 175 175 175 175 175 175 | 6,328戸 |
| | 協議項目各 | 調整の方針合 | | 丑 | H21.3末現在 《農業集落排水事業 【完了地区 2.8、 保知石 | 東 | 神田湖東 曹西語三 | 4 大里。 所是是 第4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | ま 記 記 記 記 は は は は は は は は は は は は は は は | 由 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 正 年 国 内 (在 田 稲 田) 国 方(6 田 稲 田) 高 徳 (6 田 稲 田) | 人 区 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 | 怜大朝欢吕原 | が飯久中上小海 ぶ栗村郷ゲ田堪東 | 並 |

| 水道 ワーキンググループ No. 7600 | 目 農(漁) 業集落排水事業計画 | 事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。 | Ш | 能 07 共 平 50 分 | | | | |
|-----------------------|--------------------|---|---|---------------|---------------|---|--|--|
| 上下水道 | 協議網 | 合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整名 | 完 | 垣 川 牽 | | | | |
| | 各種事務事業(上下水道関係)の取扱い | 合併時の施行地区は現行のとおりと | 逍 | 1 票 市 | (農業集落排水事業は完了) | 14.0% 20,481人 86.3% 17,681人 | 第) 1900万 812人 193万 933人 101万 420人 245万 950人 30万 205人 135万 450人 (H21完了) 48万 243人 269万 1,610人 (H21完了) 110万 271人 (~H23) 11432万 6,096人 | |
| | 協議項目 | 調整の方針 | | 田 | (農業集) | [実 着 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 | ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ | |

| ,—ラ No. 7600 | 業集落排水事業計画 | を行い、計画の調整を図る。 | 数个目在的中态 | 0 天 平 E E E | | | |
|--------------|-----------|-------------------|---------|-------------|--------------------------------------|-------------------|--|
| ワーキンググルー | 農(漁) 業集落 | 事業の整合性について再検討を行い、 | H H | | | | |
| 上下水道 | 協議細目 | | | | | | EEEEE ###### |
| | | ついては、合併後、 | | 川町 | | | 787, 573 - 928, 861 - (建設費) , 000 (408, 500 (100, 50, 500 (100, 50, 500 (160, 50, 50) (100, 50, 50) (100, 50, 50) (100, 50) (1 |
| | の取扱い | し、未着手の地区については、 | 況 | 粢 | | | 【事業費】 平成20年度 平成21年度 平成22年度以降の計画 平成22年度以降の計画 123 400 千円 十円 十円 十24 473 千円 十円 十25 554 千円 十26 662 |
| | | りとおりと | | | (H23 ~) (H25 ~) (H27 ~) | | |
| | (上下水道関係) | 区は現行の | 現 | 中 | 111人(H 93人(H 69人(H | 33 | 4 卡田 0 卡田 章) 5 (363, 565) 9 (301, 486) 1 (162, 954) 7 (162, 954) |
| | 各種事務事業(| 合併時の施行地区は現行のとおり | | 1 票 | ·事業》 3.5月 3.9月 3.8月 3.8月 | 0. 0% 0. 0% | 41, 044, 62, 2, 370, 200 2, 370, 74, 1, 971, 599, 1, 863, 47, 1, 863, 47, 1, 870, 68 |
| | 協議項目 | 調整の方針 | | 丑 | 《小規模集合排水 【計画地区 美保 猪目 鵝睛 | [実 着及率 水洗化率 | 【事業費】 平成20年度 41,044,624 千平成21年度 2,370,200 千平成22年度以降の計画(建設費) H22 2,056,745 (36 H24 1,851,994 (5 H25 126 1,870,687 (16 |

トト水道 ローキンググループ

| | | 上下水道「 | ワーキンググループ No. 10000 |
|--|---|--|---|
| 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取 | の取扱い 協 | 議細目 | 公共下水道事業 使用料等(使用料) |
| これまでの改定の経緯を踏まえ、使 調 整 の 方 針 の後、出雲市の例により統一する。 る。 | 使用料及び受益者負担金等については、合θ5。斐川町の温泉汚水使用料については、現約 | 合併時は両市町の) 現行のとおりとし、 |)定める使用料のとおりとし、2年間の経過措置期間 、、次期公共下水道使用料等審議会において調整す |
| 道 | 況 | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
| 田職田 | 一 | | 闘策の具体的な |
| 1. 使用料の算出方法 〇水道水のみを使用の場合は、水道使用水量により 汚水量を認定する。 ●水道水以外の井戸水等を使用している場合は、井 戸水メーターを市が設置し検針を行い、使用水量に より汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算 定する人数制の方法があり、使用者がどちらかを選 出する | 1.使用料の算出方法 〇水道水のみを使用の場合は、水道使用水量により 汚水量を認定する。 ●水道水以外の井戸水等を使用している場合は、井戸水メーターを町が設置し検針を行い、使用水量により汚水量を認定する。 | 4 | 使用料体系は、出雲市・斐川町とも基本料と従量制で同じであるが、算出方法が一部で異なるとともに、料金表が異なっている。 出雲市の現行料金は19年度に改定されており、平成23年度~平成26年度の財政計画を基にした公共下水道使用料の改定について公共下水道使用料等審議会に諮り、平成22年6月に料金改定の答申をのはたとしるである。本書をに認いる過程を配けたとしまるを、 |
| がずる。 ●水道水と井戸水等を併用して使用している場合は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算定する人数制の方法(水道水は加算しない。)があり、使用者がどちられる躍むする | ●水道水と井戸水等を併用して使用している場は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して 量を認定する。 | 台形 犬 | メンイストランののののファスでなった。 イダンタ 定のあり、平成と、平成の実施をめずしている。 髪川町では、現行料金は204が、財政計画期間は平成204イナカットポリー 野路期間の |
| n (| 2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 ●温泉汚水用 | | |
| 人致型用3. 使用料改定の経過 【資料2】(H1) 供用開始の使用料設定 (H4) 料金改定(平均17.7%引上) (H9) 料金改定(平均14.9%引上) (H19) 料金改定(平均14.9%引上) (H2) 料金改定(平均14.9%引上) (H23) 料金改定の予定 (H22.61に平均11.3%引上答击、 | 3. 使用料改定の経過 【資料2】 (H2) 供用開始の使用料設定 (H7) 料金改定(平均17.3%引上) (H17) 料金改定(平均3.8%引上) (H20) 料金改定(平均10%引上) | , No. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10 | よな目図まいととなる場合といる。たるといる。たるとうのない。 にらかおい 教とこられる 妻というといい をまま しょり とり はまま 川谷 東田 東東 田畑泉る |
| 中) 4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】 ※ 〇は両市町で同じ取扱い。 ●は両市町で異なる取扱い。 | 4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】※ 〇は両市町で同じ取扱い。●は両市町で異なる取扱い。 | 画 | |

【資料1】 下水道使用料の金額と種類

①一般用

斐川町

| | 区分 | | 単価 |
|--------|---|--|---|
| 0m³ | ~ | 10 m³ | 1, 097. 25 |
| 11 m³ | ~ | 20 m³ | 133. 35 |
| 21 m³ | ~ | 50 m³ | 173. 25 |
| | | | |
| 51 m³ | ~ | 100 ㎡ | 202. 65 |
| 101 m³ | ~ | 200 m³ | 225. 75 |
| 201 m³ | ~ | 500 m³ | 248. 85 |
| 501 m³ | ~ | | 271. 95 |
| | 11 m ² 21 m ² 51 m ² 101 m ² 201 m ² | 0m³ ~ 11m³ ~ 21m³ ~ 51m³ ~ 101m³ ~ | 0m³ ~ 10m³ 11m³ ~ 20m³ 21m³ ~ 50m³ 51m³ ~ 100m³ 101m³ ~ 200m³ 201m³ ~ 500m³ |

出雲市 現行

| <u> </u> | 2011 | | | |
|------------|--------|----|--------|---------|
| | | 区分 | | 単価 |
| 基本料金 | 0 m³ | ~ | 10 m³ | 1, 197 |
| | 11 m³ | ~ | 20 m³ | 143. 85 |
| | 21 m³ | ~ | 50 m³ | 173. 25 |
| 超過料 | | | | |
| 金(1㎡ につ | 51 m³ | ~ | 100 m³ | 210 |
| き) | 101 m³ | ~ | 200 m³ | 233. 1 |
| | 201 m³ | ~ | 500 m³ | 252 |
| | 501 m³ | ~ | | 275. 1 |
| | | | | |

出雲市 審議会答申

| <u> </u> | 田内汉 | | | |
|--------------|--------------------|----|--------|--------|
| | • | 区分 | | 単価 |
| 基本料金 | 0m³ | ~ | 8m³ | 1, 260 |
| | 9m³ | ~ | 15 m³ | 151. 2 |
| | 16m² | ~ | 25 m³ | 182. 7 |
| 超過料 | 26 m³ | ~ | 50 m³ | 199. 5 |
| 金(1 m³ につ | 51 m³ | ~ | 100 m³ | 220. 5 |
| き) | 101 m³ | ~ | 200 m³ | 243. 6 |
| | 201 m ³ | ~ | 500 m³ | 264. 6 |
| | 501 m³ | ~ | | 289. 8 |

月額使用料の比較

| 万 银 文 | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|--------------|------------------|--------------|--------|--|
| 月使用水 量 | 現行 答申 | | 斐川町 | 出雲現行 一斐川町 | 出雲現行 / 斐川町 | 出雲答申 一斐川町 | 出雲答申 | |
| 8m³ | 1,197円 | 1,260円 | 1,097円 | 100円 | 109.1% | 163円 | 114.9% | |
| 10m³ | 1,197円 | 1,562円 | 1,097円 | 100円 | 109.1% | 465円 | 142.4% | |
| 20 m³ | 2,635円 | 3,200円 | 2,430円 | 205円 | 108.4% | 770円 | 131.7% | |
| 30 m³ | 4,368円 | 5,111円 | 4,163円 | 205円 | 104.9% | 948円 | 122.8% | |
| 50 m³ | 7,833円 | 9,101円 | 7,628円 | 205円 | 102.7% | 1,473円 | 119.3% | |
| 100m³ | 18,333円 | 20,126円 | 17,760円 | 573円 | 103.2% | 2,366円 | 113.3% | |
| 200 m³ | 41,643円 | 44,486円 | 40,335円 | 1,308円 | 103.2% | 4,151円 | 110.3% | |
| 500 m³ | 117,243円 | 123,866円 | 114,990円 | 2,253円 | 102.0% | 8,876円 | 107.7% | |
| 1,000 m³ | 254,793円 | 268,766円 | 250,965円 | 3,828円 | 101.5% | 17,801円 | 107.1% | |

②人数制用

出雲市 現行

| 世帯区分 | 使用料(円) |
|-------|--------|
| 1人世帯 | 1, 806 |
| 2人世帯 | 2, 877 |
| 3人世帯 | 3, 948 |
| 4 人世帯 | 5, 019 |
| 5人世帯 | 6, 090 |
| 6人世帯 | 7, 161 |
| 7人世帯 | 8, 232 |

出雲市 審議会答申

| 世帯区分 | 使用料 (円) | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|
| 1人世帯 | 1, 896 | | | | |
| 2 人世帯 | 3, 020 | | | | |
| 3人世帯 | 4, 144 | | | | |
| 4 人世帯 | 5, 268 | | | | |
| 5人世帯 | 6, 392 | | | | |
| 6人世帯 | 7, 516 | | | | |
| 7人世帯 | 8, 640 | | | | |

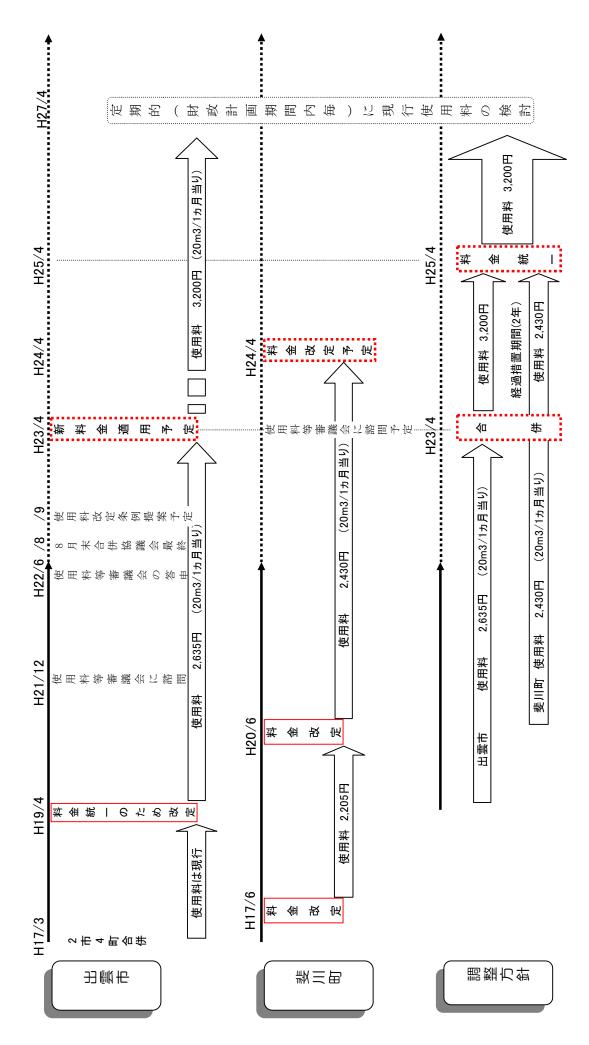
③温泉汚水用

斐川町

| | | 区分 | | 単価 |
|------------------|--------|----|--------|-------------|
| 基本料金 | 0m³ | ~ | 100㎡ | 10, 500. 00 |
| | 101 m³ | ~ | 200 m² | 115. 5 |
| 超過料 | 201 m³ | ~ | 300 m³ | 126 |
| 金(1㎡ につ き) | 301 m³ | ~ | 400 m³ | 136. 5 |
| き) | 401 m³ | ~ | 500 m² | 147 |
| | 501 m³ | ~ | | 157. 5 |

月額使用料

| 力镇区川州 | | | | | | |
|----------|----------|--|--|--|--|--|
| 月使用水 量 | 月額使用料 | | | | | |
| 50 m³ | 10,500円 | | | | | |
| 100 m³ | 10,500円 | | | | | |
| 200 m³ | 22,050円 | | | | | |
| 500 m³ | 63,000円 | | | | | |
| 1,000 ന് | 141,750円 | | | | | |



【資料3】 ◇下水道事業特別会計における財政計画

[下水道事業特別会計の歳出は、建設事業費、維持管理費及び資本費からなるが、ここでは、国の基準に基づく一般会計で負担すべき額(基準内繰入金)及び建設事業費を控除した額である。]

出雲市

| | 項目 | | H21 〔決算〕 | H22 〔予算〕 | H23 〔計画〕 | H24 〔計画〕 | H25 〔計画〕 | H26 〔計画〕 | 計画期間平 均 |
|----|----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| | ① 下水道使用料収入 (千円) | 1,019,701 | 1,049,093 | 1,072,600 | 1,215,740 | 1,239,142 | 1,263,012 | 1,287,360 | 1251314 |
| 歳入 | ② 一般会計繰入金(赤字補填分)(千円) | 1,076,414 | 968,578 | 1,062,480 | 1,176,463 | 1,271,202 | 1,291,040 | 1,354,443 | 1273287 |
| | ③ 計 (千円) <①+②> | 2,096,115 | 2,017,671 | 2,135,080 | 2,392,203 | 2,510,344 | 2,554,052 | 2,641,803 | 2524601 |
| | ④ 維持管理費 (千円) | 763,710 | 725,085 | 780,436 | 890,206 | 934,178 | 875,567 | 958,096 | 914512 |
| 歳 | ⑤ 資本費 (千円) | 1,332,405 | 1,292,586 | 1,354,644 | 1,501,997 | 1,576,166 | 1,678,485 | 1,683,707 | 1610089 |
| 出 | ⑥ 計 汚水処理費 (千円) <④+⑤> | 2,096,115 | 2,017,671 | 2,135,080 | 2,392,203 | 2,510,344 | 2,554,052 | 2,641,803 | 2524601 |
| 7 | 使用料回収率 <①/⑥> | 48.6% | 52.0% | 50.2% | 50.8% | 49.4% | 49.5% | 48.7% | 49.6% |
| 8 | 資本費算入率 <(①-④)/⑤> | 19.2% | 25.1% | 21.6% | 21.7% | 19.3% | 23.1% | 19.6% | 20.9% |

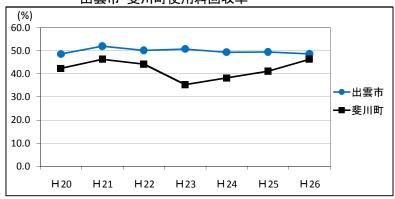
斐川町

| | 項目 | | H21 〔決算〕 | H22 〔予算〕 | H23 〔計画〕 | H24 〔計画〕 | H25 〔計画〕 | H26 〔計画〕 | 計画期間平 均 |
|----|----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| | ① 下水道使用料収入(千円) | 217,916 | 222,956 | 235,001 | 249,000 | 267,000 | 272,000 | 277,000 | 266,250 |
| 歳 | ② 一般会計繰入金(赤字補填分)(千円) | 295,904 | 259,043 | 296,473 | 457,144 | 432,519 | 390,191 | 321,818 | 400,418 |
| 入 | ③ 計 (千円) <①+②> | 513,820 | 481,999 | 531,474 | 706,144 | 699,519 | 662,191 | 598,818 | 666,668 |
| | ④ 維持管理費 (千円) | 165,558 | 172,459 | 175,329 | 176,609 | 177,705 | 180,189 | 183,173 | 179,419 |
| 歳出 | ⑤ 資本費 (千円) | 348,262 | 309,540 | 356,145 | 529,535 | 521,814 | 482,002 | 415,645 | 487,249 |
| Н | ⑥ 計 汚水処理費 (千円) <④+⑤> | 513,820 | 481,999 | 531,474 | 706,144 | 699,519 | 662,191 | 598,818 | 666,668 |
| 7 | ⑦ 使用料回収率 <①/⑥> | | 46.3% | 44.2% | 35.3% | 38.2% | 41.1% | 46.3% | 39.9% |
| 8 | ⑧ 資本費算入率 <(①-④)/⑤> | | 16.3% | 16.8% | 13.7% | 17.1% | 19.0% | 22.6% | 17.8% |

<解説>

| 1 | 下水道使用料収入 | 出雲市は平成23年度から平均11.3%、斐川町は平成24年度に平均5%の料金改定をし、以降4,5年 おきに5%程度の料金改定を財政上計画している。 |
|---|----------------|---|
| 2 | 一般会計繰入金(赤字補填分) | 特別会計に対して、一般会計から支出される経費で、国の基準により行政が公費負担すべき性質のものである「基準内繰入」と、使用料収入だけでは不足する財源の補填(赤字補填)をする性質のものである「基準外繰入」がある。ここでは基準外繰入をいう。 |
| 4 | 維持管理費 | 下水道事業の管理運営に要する経費で、県が管理する流域下水道の維持管理負担金及び、市町が 管理する下水道管渠・処理場・ポンプ場等の維持管理経費等の合計額をいう。 |
| 5 | 資本費 | 下水道施設を建設整備する際に借り入れた地方債の元利償還費をいう。 |
| 7 | 使用料回収率 | 下水道使用料で汚水処理費(維持管理費+資本費)を負担している割合で、100%に近いほど独立採算に近い経営状況である。 |
| 8 | 資本費算入率 | 下水道使用料を維持管理費に充当した残りが資本費に占める割合で、100%に近いほど独立採算に近い経営状況である。 |

出雲市•斐川町使用料回収率



| 世紀日 | 都道府県名 | 団体名 | 処理区域 内人口 | 有収水量 密度 | 供用開始 後年 | 事業別 普及率 | 進捗率 | 一般家庭使 用料 (1ヶ月20m3 あたり) | 処理区域 内人口密 度 |
|--|------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|--------------|---------------------------------|-------------------|
| 山梨県 甲州市 | | | 人 | 千㎡/ha | 年 | % | % | 円/月 | 人/ha |
| 山梨県 南アルプス市 25.938 2.4 16 35 33.5 1.620 27 三重県 いなべ市 24.011 1.8 15 61.3 92.6 1.830 20 大阪府 11.557 2.2 15 68.1 45.7 1.890 31 石川県 かほく市 29.291 1.8 19 83 93.3 1.986 21 宮城県 20.10 2.4 17 81.2 74.5 2.153 2.2 15 68.1 45.7 1.890 31 石川県 かほく市 29.291 1.8 19 83 93.3 1.986 21 宮城県 20.10 2.4 17 81.2 74.5 2.153 2.2 15 68.1 43.7 2.153 2.2 15 68.1 43.7 45.5 2.153 2.2 15 68.1 43.7 45.5 2.153 2.2 15 68.2 19 45.5 63.4 2.315 2.4 48.8 19 16 18.5 63.4 2.315 2.4 48.8 19 16 18.5 63.4 2.315 2.4 48.8 19 16 18.5 63.4 2.355 2.4 48.8 19 16 18.5 63.4 2.355 2.4 48.8 19 16 18.5 63.4 2.355 2.4 48.8 19 17 1.2 2.6 62.7 8 1.9 15 69.9 95.6 2.437 2.0 2.6 14.8 19 1.4 19 1.2 2.6 6 63.4 2.5 20 2.6 14.8 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 37 2.0 2.6 14.8 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 37 2.0 2.6 14.8 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 37 2.0 2.6 14.8 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 37 2.0 2.6 14.8 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 37 2.0 2.6 14.8 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 19 1.4 19 1.4 19 1.4 19 1.4 19 1.5 59.9 95.6 2.4 19 1.4 1.4 19 1.4 1 | | | | | | | | | |
| 兵庫展 加東市 22.269 2.1 17 55.4 78.9 1.732 21 三重県 小なべ市 24.011 1.8 15 51.3 92.6 1.830 21 大阪府 岬町 12.578 2.2 15 68.1 45.7 1.890 31 石川県 次和町 20.160 2.4 17 81.2 74.5 2.153 20 安越県 沙和町 11.687 2.4 17 81.2 74.5 2.153 20 安越県 参米市 16.628 1.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 2.5 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 18.9 18.9 18.5 70.8 2.362 33 18.8 18.9 18.9 18.5 70.8 2.362 33 18.8 18.9 18.5 70.8 2.362 33 18.8 18.9 18.5 70.8 2.362 33 18.8 18.9 18.5 70.8 2.362 33 18.8 18.9 18.5 70.8 2.362 33 18.8 18.9 18.5 70.8 2.450 2.0 18.5 18.9 18.5 70.8 2.450 2.0 18.5 18.9 18.5 70.8 2.2 2.570 21 18.5 18.9 18.5 70.8 2.2 2.570 21 18.5 18.9 18.5 70.8 2.2 2.570 21 18.5 18.9 18.5 70.8 2.5 2.6 20 18.5 18.9 18.5 70.8 2.5 2.6 20 18.5 18.9 18.5 70.8 2.5 2.6 20 18.5 18.9 18.5 70.8 2.5 2.6 20 18.5 18.9 18.5 70.8 2.5 2.6 20 18.5 18.5 2.5 2.6 20 18.5 18.5 2.5 2.6 20 18.5 18.5 2.5 2.6 20 18.5 18.5 2.5 2.6 20 18.5 18.5 2.5 2.6 20 18.5 18.5 2.5 2.5 20 18.5 18.5 2.5 2.5 20 18.5 18.5 2.5 2.6 20 18.5 2.5 2.5 20 18.5 2.5 2.5 20 18.5 2.5 2.5 20 18.5 2.5 2.5 20 18.5 2.5 2.5 20 18.5 2.5 20 18.5 2.5 2.5 20 18.5 2.5 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 | | | | | | | | | |
| 三重県 いなべ市 24,011 1.8 15 51.3 92.6 1.830 20 大阪府 20.7 18.9 22.91 18 19 83 93.3 1.986 21 21 18 19 83 93.3 1.986 21 21 21 24 17 81.2 74.5 2.15 20 条良県 御所市 11.667 2.4 17 81.2 74.5 2.15 20 条良県 御所市 11.667 2.4 17 81.2 74.5 2.15 20 条良県 御所市 11.628 1.9 16 18.5 34 2.355 24 18.8 2.9 24 17 81.2 74.5 2.15 20 条良県 御所市 11.628 1.9 16 18.5 36 4 2.355 24 18.8 2.9 24 17 81.2 74.5 2.15 20 26 18.8 2 2.0 18 21.2 36 2.362 33 2.2 2.0 19 43.5 70.6 2.430 20 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 | | | | | | | | | |
| 大阪府 | 三重県 | | | | | | | | |
| 空城県 大和町 | 大阪府 | | | | | | | | |
| 奈良県 御所市 11.667 2.4 17 37.3 43.1 2.310 49 21 52.4 17 37.3 43.1 2.310 49 21 52.4 18.8 19.9 16 18.5 63.4 2.355 24 18.8 19.9 16 18.5 63.4 2.355 24 18.8 19.9 16 18.5 63.4 2.355 24 18.8 19.9 16 18.5 63.4 2.355 24 18.8 19.9 15 59.9 95.6 2.457 24 19.2 15 19.0 19.5 59.9 95.6 2.457 24 19.2 19.0 19.5 59.9 95.6 2.457 24 19.2 19.0 19.5 59.9 95.6 2.457 24 19.2 19.2 19.2 19.2 19.2 19.2 19.2 19.2 | 石川県 | | | | | 83 | | , | |
| 宮城県 巻米市 16.228 1.9 16 18.5 63.4 2.355 2.4 16 2.12 36 2.362 33 2.362 32 2.570 2.67 2.57 2.57 2.50 2.67 2.57 2.57 2.50 2.67 2.57 2.57 2.50 2.67 2.57 2.57 2.50 2.67 2.57 2.57 2.50 2.67 2.57 2.57 2.57 2.57 2.57 2.57 2.57 2.5 | 宮城県 | | | | | | | | |
| 福島県 | | | | | | | | | |
| 島根県 要川町 12,326 22 19 43,5 70,6 2,430 20 百藤中 26,778 19 15 59,9 95,6 2,457 24 青森県 おいらせ町 14,712 1,5 17 58,3 66,4 2,520 26 指手県 政部町町 11,459 2,1 24 46,7 90.2 2,260 26 福島県 西郷村 10,504 1.6 17 27.2 37.7 2,500 26 福島県 西郷村 10,503 1.8 16 53.4 58.2 2,602 31 秋田県 山北市 10,395 1.7 23 33.3 57.8 2,605 24 34 47.1 2,636 24 34 47.1 2,636 24 34 47.1 2,636 24 34 34 2,625 25 38 2 26.25 25 38 2 26.25 25 32 47.1 2,636 24 | | 豆木巾 壴多方市 | | | | | | | |
| 青森県 おいらせ町 | 島根県 | | | | | | | | |
| 福井県 越前町 11,459 2.1 24 46.7 90.2 2.570 21 | | | | | | | | | |
| 岩手県 久慈市 10,504 1.6 17 27.2 37.7 2,620 26 名信島県 西郷村 10,503 1.8 16 53.4 58.2 2,620 18 岩手県 大船渡市 11,040 2.2 15 26.5 41.8 2,625 31 秋田県 加北市 10,395 1.7 23 33.3 57.8 2,625 25 25 26 24 44.7 67.3 2,677 25 23 19 47.2 47.1 2,636 24 茨城県 鹿嶋市 29,816 2.3 24 44.7 67.3 2,677 25 26 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 | | | 14,712 | | | | | | |
| 福島県 西郷村 10,503 1.8 16 53.4 58.2 2,620 18 | | | | | | | 90.2 37.7 | | |
| 岩手県 大船渡市 11,040 2.2 15 26.5 41.8 2.625 31 秋田県 仙北市 10,395 1.7 23 33.3 57.8 2.625 25 8 | 石丁尔 福島県 | | | | | | | | |
| 秋田県 仙北市 10.395 1.7 23 33.3 57.8 2.625 25 25 表現県 境港市 17.195 2.3 19 47.2 47.1 2.636 24 接流 17.195 2.3 19 47.2 47.1 2.636 24 接流 18.66 29.816 2.3 24 44.7 67.3 2.677 25 福島県 店嶋市 29.816 2.3 24 44.7 67.3 2.677 25 福島県 府田市 15.654 2.5 20 48.1 69.3 2.830 29 26 福島県 伊達市 19.128 2.3 16 27.8 50.6 2.882 37 法 19.128 2.3 16 27.8 50.6 2.882 37 法 19.128 2.3 16 27.8 50.6 2.882 37 法 19.128 2.3 16 27.8 50.6 2.889 31 37 37 37.5 2.889 31 37 37 37.5 2.889 31 37 37 37.5 2.889 31 37 37 37.5 2.889 31 37 37 37.5 2.889 31 37 37 37.5 2.8 30 44.2 57.1 2.940 29 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 | | | | | | | | | |
| 茨城県 福島県 商品県 新田市 庭嶋市 15.654 2.3 24 44.7 67.3 2.677 25 福島県 福島県 持田市 15.654 2.5 20 48.1 69.3 2.830 26 福島県 持手県 大仙市 伊達市 18.051 2.4 23 16 27.8 50.6 2.882 37 秋田県 大城県 東城県 中町市 大仙市 22.235 2.1 21 24 66.4 2.940 33 茨城県 東城県 小美五市 13.274 1.3 16 22.5 2.0 43.1 43.5 2.940 24 芳城県 中川市 14.9660 2.2 2.9 49.7 2.940 19 青森県 和気町 10.902 2.0 2.1 67.6 103.3 3.000 18 香川県 村田県 和安市市 17.820 2.5 19 51.4 83.3 3.04 26 松田県 村田県 中市 14.403 1.9 19 59 105 3.144 24 出手県 中田市 14.116 2.1 20 41.7 106 3.150 27 | | | | | | | | | |
| 福島県 | | | | | | | | | |
| 宮城県 角田市 15,654 2.5 20 48.1 69.3 2,830 26 福島県 伊達市 19,128 2.3 16 27.8 50.6 2,882 37 秋田県 大仙市 22,235 2.1 23 52.4 77.5 2,889 31 秋田県 大仙市 22,235 2.1 21 24 66.4 2,940 33 茨城県 那珂市 24,369 2.5 20 43.1 43.5 2,940 29 茨城県 小野面市 24,369 2.5 20 43.1 43.5 2,940 29 茨城県 小野面市 13,274 1.3 16 24.5 39.7 2,940 29 茨城県 小野面市 14,260 2.2 19 70.9 77.7 2,983 30 西川県 新道市市 12,2660 2.2 19 70.9 77.7 2,983 30 田川県 新道市 12,800 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 大田県 7位市 12,200 2 | 次姚宗 烜自但 | | | | | | | | |
| 福島県 伊達市 19,128 2.3 16 27.8 50.6 2.882 37 岩手県 柴波町 18,051 2.4 23 52.4 77.5 2.889 31 次城県 空間市 22,235 2.1 21 24 66.4 2.940 33 茨城県 空間市 36,048 2.3 18 44.2 57.1 2.940 29 次城県 那珂市 24,369 2.5 20 43.1 43.5 2.940 24 茨城県 邓河市 24,560 2.2 19 70.9 77.7 2.983 30 回山県 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 18 香川県 善通寺市 17,820 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 秋田県 大館市 28,468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 18 香川県 芳連市 17,820 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 秋田県 大館市 28,468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 18 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 18 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 26 71.00 2.0 21 67.6 103.3 3.000 20 21 67.6 103.3 3.000 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 | | | | | | | | | |
| 秋田県 大仙市 22,235 2.1 21 24 66 4 2,940 29 33 35 35 35 35 35 35 3 | 福島県 | 伊達市 | 19,128 | 2.3 | 16 | | | | |
| 茨城県 笠間市 36,048 2.3 18 44.2 57.1 2,940 29 茨城県 那珂市 24,369 2.5 20 43.1 43.5 2,940 24 青森県 平川市 24,560 2.2 19 70.9 77.7 2,983 30 岡山県 和気町 10,902 2.0 21 67.6 103.3 3,000 18 新川県 善通寺市 17,820 2.5 19 70.9 77.7 2,983 30 秋田県 大館市 12,902 2.0 21 67.6 103.3 3,000 18 林田県 大館市 12,848 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 石川県 対庫市 14,403 1.9 19 59 105 3,144 24 共野県 中間市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 27 山形県 男庭市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 東使市 | | | | | | | | | |
| 茨城県 那珂市 24,369 2.5 20 43.1 43.5 2,940 24 茨城県 小美玉市 13,274 1.3 16 24.5 39.7 2,940 19 青森県 平川市 24,560 2.2 19 70.9 77.7 2,983 30 岡山県 和気町 10,902 2.0 21 67.6 103.3 3,000 18 香川県 善道寺市 17,820 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 秋田県 大館市 28.468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 石川県 羽咋市 14,403 1.9 19 59 105 3,144 24 岩手県 一関市市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 31 松田県 男鹿市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 25 山形県 村山市 15,391 2.1 22 79 84.4 3,150 28 宮山野県 東根市 36,657 2.1 </td <td>秋田県</td> <td>大仙市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> | 秋田県 | 大仙市 | | | | | | | |
| 茨城県 小美玉市 13,274 1,3 16 24,5 39.7 2,940 19 青森県 平川市 24,560 2.2 19 70.9 77.7 2,983 30 個山県 和気町 10,902 2.0 21 67.6 103.3 3,000 18 香川県 普通寺市 17,820 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 秋田県 大館市 28,468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 石川県 羽咋市 14,403 1.9 19 59 105 3,144 24 岩手県 一関市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 31 秋田県 男鹿市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 村山市市 15,391 2.1 22 54.8 91 3,150 28 富山県 東東市市 11,712 2.3 19 <th< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>,</td><td></td></th<> | | | | | | | | , | |
| 青森県 平川市 24,560 2.2 19 70.9 77.7 2,983 30 岡山県 和気町 10,902 2.0 21 67.6 103.3 3,000 18 香川県 善通寺市 17,820 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 秋田県 大館市 28,468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 石川県 羽咋市 14,403 1.9 19 59 105 3,144 24 共手県 一関市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 27 山形県 男庭市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 村山市 15,391 2.1 22 54.8 91 3,150 25 山形県 東根市 36,657 2.1 22 79 84.4 3,150 28 富山野県 東根市 11,712 2.3 19 35.2 77.5 3,150 30 富山野県 東根市 11,053 1.9 | | | | | | | | , | |
| 香川県 善通寺市 17,820 2.5 19 51.4 83.3 3,040 26 秋田県 大館市 28,468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 石川県 羽咋市 14,403 1.9 19 59 105 3,144 24 岩手県 一関市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 31 秋田県 男鹿市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 村山市 15,391 2.1 22 54.8 91 3,150 28 富山県 小矢部市 11,712 2.3 19 35.2 77.5 3,150 30 富山県 中新川広城市改事等組合 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 長野県 東御市 11,053 1.9 16 42.1 87 3,200 22 長野県 東御市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 三理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 京田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 从市場 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 太島県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 太島県 南魚沼市 15,884 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高島町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 京中市 11,507 2.4 17 22 80.6 60.5 3,990 29 山形県 高島町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 京中市 11,507 2.4 17 22 80.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美明市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美明市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 | 青森県 | 平川市 | | | 19 | | | | |
| 秋田県 大館市 28,468 2.3 17 34.9 45.8 3,045 32 32 31 34.9 45.8 3,045 32 32 31 34.9 45.8 3,045 32 32 31 34.9 45.8 3,045 32 32 31 34.9 45.8 3,045 32 32 31 31.6 31 31.6 31 31.5 31 31 31.5 31.5 31.5 31 31.5 3 | | | | | | | | , | |
| 石川県 羽咋市 14,403 1.9 19 59 105 3,144 24 岩手県 一関市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 31 秋田県 男鹿市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 村山市 15,391 2.1 22 54.8 91 3,150 25 山形県 東根市 36,657 2.1 22 79 84.4 3,150 28 富山県 小矢部市 11,712 2.3 19 35.2 77.5 3,150 30 富山県 中新川広城行政事務組合 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 長野県 箕輪町 11,053 1.9 16 42.1 87 3,200 22 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,202 24 新潟県 胎内市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 万津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 万宝城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 康野町 14,857 2.5 18 67.2 11.2 3,610 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 府中市 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 17 25.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 | | | | | | | | , | |
| 岩手県 一関市 27,510 2.4 19 22.6 48.4 3,150 31 秋田県 男鹿市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 村山市 15,391 2.1 22 54.8 91 3,150 25 山形県 東根市 36,657 2.1 22 79 84.4 3,150 28 富山県 小矢部市 11,712 2.3 19 35.2 77.5 3,150 30 富山県 中新川広域行政事務組合 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,200 22 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,200 22 長野県 東御市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 康田町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 2.6 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 89.2 3,780 25 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 19 34.9 88.2 3,780 25 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 25 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 | | | , | | | | | , | |
| 秋田県 男鹿市 14,116 2.1 20 41.7 106 3,150 27 山形県 村山市 15,391 2.1 22 54.8 91 3,150 25 山形県 東根市 36,657 2.1 22 79 84.4 3,150 28 富山県 小矢部市 11,712 2.3 19 35.2 77.5 3,150 30 富山県 中新川広域行政事務組合 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 長野県 箕輪町 11,053 1.9 16 42.1 87 3,200 22 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,202 24 新潟県 胎内市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 34 山形県 京北町 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 岩手県 | | | | | | | , | |
| 東根市 36,657 2.1 22 79 84.4 3,150 28 28 24 15 27.5 3,150 30 30 30 27 28 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 28 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 27 28 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 27 28 28 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 27 28 28 28 28 28 28 | 秋田県 | 男鹿市 | , | | | | | | |
| 富山県 小矢部市 11,712 2.3 19 35.2 77.5 3,150 30 富山県 中新川広域行政事務組合 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 長野県 箕輪町 11,053 1.9 16 42.1 87 3,200 22 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,202 24 新潟県 胎内市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 互理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 京市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 長野県 波田町 14,913 | 山形県 | | | | | | | | |
| 富山県 中新川広域行政事務組合 24,946 2.4 15 46.2 86.1 3,150 27 長野県 箕輪町 11,053 1.9 16 42.1 87 3,200 22 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,202 24 新潟県 胎內市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 小標車町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 | | | | | | | | | |
| 長野県 箕輪町 11,053 1.9 16 42.1 87 3,200 22 長野県 東御市 18,200 2.4 19 57 83.9 3,202 24 新潟県 胎内市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,780 25 広島県 府中市市 11,507 <td>富山県</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> | 富山県 | | | | | | | | |
| 新潟県 胎内市 13,763 2.4 17 42.4 95.3 3,255 31 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 長野県 波田町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 夢川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | 長野県 | 箕輪町 | | | | | | | |
| 岐阜県 海津市 21,888 1.9 15 55.3 74 3,360 27 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 | 長野県 | | | | | | | | |
| 宮城県 亘理町 22,033 2.5 19 61.5 57.7 3,412 29 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠野町 14,096 2 | | | | | | | | | |
| 長野県 小諸市 22,295 2.2 20 49.8 84.8 3,570 29 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高島町 13,955 2 | | | | | | | | | |
| 北海道 余市町 16,963 2.4 20 77.6 60.2 3,600 32 長野県 辰野町 14,857 2.5 18 67.2 112.2 3,610 26 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 黄唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 — 65.5 3,010 26 | | | , | | | | | | |
| 北海道 中標津町 19,292 2.2 24 80.2 83.9 3,633 26 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 美唄市 18,602 | 北海道 | 余市町 | 16,963 | 2.4 | 20 | 77.6 | 60.2 | 3,600 | 32 |
| 長野県 波田町 14,913 2.4 16 96.9 81.9 3,670 32 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 | | | | | | | | | |
| 山形県 河北町 13,812 2.4 21 66.9 65.5 3,770 30 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 西体数 60 - 65.5 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> | | | | | | | | | |
| 新潟県 南魚沼市 21,755 2.4 19 34.9 88.2 3,780 25 広島県 府中市 11,507 2.4 17 25.8 29.2 3,780 34 山形県 長井市 15,884 2.4 21 52.8 89.2 3,832 27 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | 山形県 | | | | | | | | |
| 広島県 府中市 | | | | | | | | | |
| 北海道 遠軽町 14,096 2.5 24 61.6 65.9 3,990 29 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | 広島県 | 府中市 | 11,507 | 2.4 | | 25.8 | 29.2 | 3,780 | 34 |
| 山形県 高畠町 13,955 2.4 22 53.8 75.4 4,095 26 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | | | | | | | | | |
| 北海道 赤平市 10,718 1.7 20 80.5 105.1 4,494 25 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | | | | | | | | | |
| 北海道 砂川市 17,944 2.0 24 92.6 104.3 4,550 22 北海道 芦別市 14,643 1.7 17 82.8 101.7 4,808 20 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | | | , | | | | | , | |
| 北海道 美唄市 18,602 1.7 20 69.1 98.8 4,865 20 団体数 60 - 65.5 3,010 26 | 北海道 | 砂川市 | 17,944 | 2.0 | 24 | 92.6 | 104.3 | 4,550 | 22 |
| 団体数 60 — 65.5 3,010 26 | | | | | | | | | |
| | | | 18,602 | 1./ | 20 | 69.1 | | | |
| 島根県 出雲市 53,525 2.9 21 36.7 46.3 2,635 30 | 四件双 | UU | | | | | 00.0 | 3,010 | 20 |
| | 島根県 | 出雲市 | 53,525 | 2.9 | 21 | 36.7 | 46.3 | 2,635 | 30 |

| No. 96 | |
|--------|--|
| گ | |
| ンググルー | |
| 首 ワーキン | |
| 上下水道 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| | | 上下水道 | ワーキンググループ | No. 9600 |
|--|---|--------------------------------------|--|---|
| 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取扱い | 扱い | 協議細目 | 公共下水道事業 使用 | 使用料等(受益者負担金) |
| これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料及び 調 整 の 方 針 の後、出雲市の例により統一する。斐川町の る。 | 用料及び受益者負担金等については、 斐川町の温泉汚水使用料については、 | | の定める使用料のとお ^い し、次期公共下水道使月 | 合併時は両市町の定める使用料のとおりとし、2年間の経過措置期間 現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整す |
| | 料 | | 調整の | |
| 負担金等の額 400円/㎡(条例4条) 徴収猶予制度の有無 有り(条例7条) ①係争地又は農地等で猶予が適当と認められる とき ②受益者が災害盗難その他の事情により、猶予が した会はたいと認められる | 負担金等の額 420円/㎡(条例4条) 徴収猶予制度の有無 有り(条例6条) ①係争地又は農地等で猶予が適当と認められる き ②受益者が災害盗難その他の事情により、猶予、 |) 上認められると こより、猶予が | 受益者負担金の額は、出雲市400円している。徴収猶予規定は、相違なしている。 | 出雲市400円、斐川町420円と 定は、相違がない。 |
| ام H الا | (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2 | ことを予定して 8土地 P定している土 0他これに準ず | | |
| る特別な事情があると認められる土地に係る受益者 価者 ⑤事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供 した受益者 ⑥その他特に減免する必要があると認められる土地に係る受益者 | © © 6 の事しか地 曲 | ら受革者 スは金銭を提供 に認められるエ | | |
| 21年度最終予算額 153,601千円 金額設定の考え方 単独事業費/計画整備面積/5 金額改定の経過 平成18年度 出雲市公共下水道使用料等審議会答 申を受けて、平成19年度事業分から400円/㎡に 統一 | 4 名 本 名 本 名 本 名 本 日 4 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 8 年 8 年 8 年 8 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 | 。 の供用開始前) 図の供用開始 [こ統一 | | |
| | | : | | |

| | | 上下水道 ワーキ | キンググループ | No. 11400 |
|--|---|----------|---------------|--------------|
| 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取 | の取扱い 協 | 議細目農(漁 |)業集落排水事業 | 使用料等(使用料) |
| 調整の方針 する。受益者分担金等については、 | 使用料については、合併時は両市町の定めるとおりとし、 t、合併時から出雲市の例により統一する。 | | 2年間の経過措置期間の後、 | 後、出雲市の例により統一 |
| 道 | 況 | | 4 | { - |
| 出票市 | | | 調整の発 | |
| 使用料の算出方法 〇水道水のみを使用の場合は、水道使用水量により 活水量を認定する。 ●水道水以外の井戸水等を使用している場合は、井 戸水メーターを市が設置し検針を行い、使用水量に ドリ汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算 より汚水量を認定する方法と、世帯の人数により算 にする人数制の方法があり、使用者がどちらかを選 訳する。 ●水道水と井戸水等を併用して使用している場合 は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水 量を認定する方法と、世帯の人数により算 | 1. 使用料の算出方法 〇水道水のみを使用の場合は、水道使用水量により 汚水量を認定する。 ●水道水以外の井戸水等を使用している場合は、井 戸水メーターを町が設置し検針を行い、使用水量に より汚水量を認定する。 ●水道水と井戸水等を併用して使用している場合 は、水道使用水量に井戸水使用水量を加算して汚水量を認定する。 | | 公共下水道に準ずる。 | |
| 数制の方法(水道水は加算しない。)があり、使用者がどちらかを選択する。 2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 | 2. 使用料の金額と種類 【資料1】 ●一般用 ●温泉汚水用 | | | |
| (**) (| 3. 使用料改定の経過 【資料2】 (H2) 供用開始の使用料設定 (H7) 料金改定(平均17.3%引上) (H17) 料金改定(平均3.8%引上) (H20) 料金改定(平均3.8%引上) | | | |
| 申) 4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】 ※ 〇は両市町で同じ取扱い。 ●は両市町で異なる取扱い。 | 4. 下水道事業特別会計における財政計画 【資料3】※ 〇は両市町で同じ取扱い。●は両市町で異なる取扱い。 | 囲 | | |

| ワーキンググループ No. 13200 | 市設置型浄化槽事業、個別排水処理施設 使用料等(使用料・分担金) | 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後1年以内に統一する。ただし、斐川町の使用料については公共下水道使用料を適用し、合併時から2年間の 経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。 | ** | 策 07 3 14 15 14 | 公共下水道に準ずる。 | |
|---------------------|----------------------------------|---|----|-----------------|--|-------|
| 上下水道 ワーキ | 協議細目市設置委 | 町の使用料についてはく | | | 上 | |
| | の取扱い | ト後1年以内に統一する。ただし、斐川 ヒり統一する。 | 光 | 菱 川 町 | 個別排水処理施設 10基 【使用料】農業集落排水事業と同じ 【分相会】農業集落排水事業と同じ | |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の取 | 現をの方針 経過措置期間の後、出雲市の例によ | 餁 | 中 | 【使用料】 公共下水道と同じ H20年度決算額 36.378千円 | 5 2 2 |

| 上下水道 ワーキンググループ No.12500 | | 1 3。 | 十 士 士 可 等 | | 妻川町が、主に居住に供する建物(専用住宅)としているのに対し、出雲市は、専用住宅のほか併用住宅及び集会所としており対象施設が拡充されている。 補助金額は、同一である。なお、対象とする区域に他事業との関連があるため、合併後1年以内に調整水事 |
|-------------------------|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-------|---|
| LT | の取扱い 協議細 | 合併後1年以内に調整を図り出雲市の例により統一す | 況 | 人 三 町 | ・事業名 ら併処理浄化槽設置整備事業 ・要綱 斐川町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 (一般設置補助対象と) 専用住宅で処理対象人員10人以下の合併処理浄化 槽 (一般設置補助対象地域) 斐川町公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事 業地区を除く地域 5人糟 332,000円 6~7人糟 414,000円 8~10人糟 548,000円 20年度末実績累計 設置数1006基 補助金交付額435,154千円 21年度実績見込 21年度実績見込 |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の即 | 調整の方針 現行のとおり新市に引き継ぎ、合作 | 道 | 出票市 | ・事業名 ・事業名 ・要綱 ・要綱 ・選市浄化槽整備事業補助金交付要綱 (設置補助対象) の1以上)又は集会所に設置する10人槽以下の浄化 ・ (設置補助対象地域) 公共下水道事業認可区域、特定環境保全公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合財水処理事業、コニュティブラント事業のの団域、市が浄化槽施設を設置する区域を除く区域を終く区域を強が、一の人糟 332,000円 8 ~ 10人糟 548,000円 8 ~ 10人糟 548,000円 8 ~ 10人糟 20年度末実績累計 設置数197基 補助金交付額 75,340千円 22年度見込 |

| 上下水道 ワーキンググループ No. 12600 | 協議細目合併処理浄化槽維持管理補助金 | 9 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | E | 合併後1年以内に区域を設定し統一して実施 |
|--------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------------------------|----------|---|
| | の取扱い | 合併後1年以内に出雲市の例により統一する。 | 沿 | # = = | 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 対象 |
| | 協議項目 各種事務事業(上下水道関係)の即 | 調整の方針 現行のとおり新市に引き継ぎ、合作 | 道 | 田剛田 | ・事業名 合併処理浄化槽設置整備事業 ・要 編 出雲市浄化槽整備事業補助金交付要綱 (補助金の交付) 補助金の交付) 補助金は出雲市合併処理浄化構適正管理推進協議会 を通じて、浄化槽の適正な維持管理に努める同協議 会の会員に交付する。 (対象浄化槽) 専用住宅、併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1以上)又は集会所に設置する10人槽以下の浄化槽。 (補助の要件) 海化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者と保守点検及で活掃並びに送第11条の規定による保守点検及支持を 清掃契約を締結し、浄化槽の適正な維持管理に努めていること。 (補助金額) 清掃及び検査が完了した会員に、年額20,000円/基を 清掃及び検査が完了した会員に、年額20,000円/基を 清掃及び検査が完了した会員に、年額20,000円/基を 清掃及び検査が完了した会員に、年額20,000円/基を 清掃を重するまでの間交付する。 中点検、清掃業者及び市をもって組織する。 ・役員 会長・副市長 副会長2名 理事若干名 会 計監査2名 ・事務局 下水道管理課内 収入・・・市助成金、その他 支出・・・維持管理費補助金他 |

協議第51号

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成22年7月28日

出雲市·斐川町合併協議会 会長 長 岡 秀 人

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて

合併協定項目24.各種事務事業(都市計画関係)の取扱いは、次の とおりとする。

1 都市計画区域及び用途地域

出雲市と斐川町は同じ出雲都市計画区域に指定されており、すでに 一体となった都市計画を進めているため、都市計画区域及び用途地域 については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 都市計画マスタープラン

合併後、新市基本計画に基づき、斐川地域を追加した新たな都市計 画マスタープランを策定する。

3 公園使用料及び占用料

公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市の例に より統一する。

また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行のとお り新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統 一する。

参考資料:別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

Ш

嘢 艦 缩 調整の方針

都市計画ワーキンググループ Na.3400、3500 出雲市と斐川町は同じ出雲都市計画区域に指定されており、すでに一体となった都市計画を進めているため、都市計画区域及び用途地域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 魯 都市計画区域及び用途地域 图 宏 梓 岷 6 幽 靐 ш 雒 艦 碅 島根県公告 建設省告示 島根県告示 裴川町告示 : 約 466ha 用途地域外 : 約 6,145ha 平成 21 年 1 月 26 日 斐川町告示 当初: 昭和43年10月2日 最終: 平成 20 年 4 月 1 日 当初:昭和56年11月4日 【都市計画区域の名称】出雲都市計画区域 最終:平成15年1月6日 約 149ha 約 127ha 約 37ha 約 65ha 約 21ha 約 67ha 用涂地域 約 20ha 第二種中高層住居專用地域 約 27ha 【都市計画区域の現況】 •区域面積:約 6,611ha •指定面積:約 466ha 【特定用途制限地域】 【用途地域の区分】 【用途地域の現況】 第一種住居地域 田園居住地区 近隣商業地域 指定年月日 指定年月日 指定年月日 隼工業地域 ·指定面積 商業地域 工業地域 各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて 島根県公告 昭和9年4月2日 建設省告示 职 当初:昭和 44 年 5 月 9 日 島根県告示 最終:平成 20 年 4 月 1 日 出雲市告示 : 約 2,005ha : 約 22,819ha 最終: 平成 20 年 4 月 1 日 Æ 【都市計画区域の名称】出雲都市計画区域 約 200ha 約 154ha 約 201ha 約 61ha 約 779ha 約 224ha 約 162ha 約 11ha 約 85ha 約 48ha 用途地域外 用涂地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種低層住居專用地域 第二種低層住居専用地域 Œ •区域面積:約 24,824ha 当初: [都市計画区域の現況] ·指定面積:約 2,005ha

工業専用地域

準工業地域 商業地域

工業地域

第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 約 7ha

幹線沿道商業地域

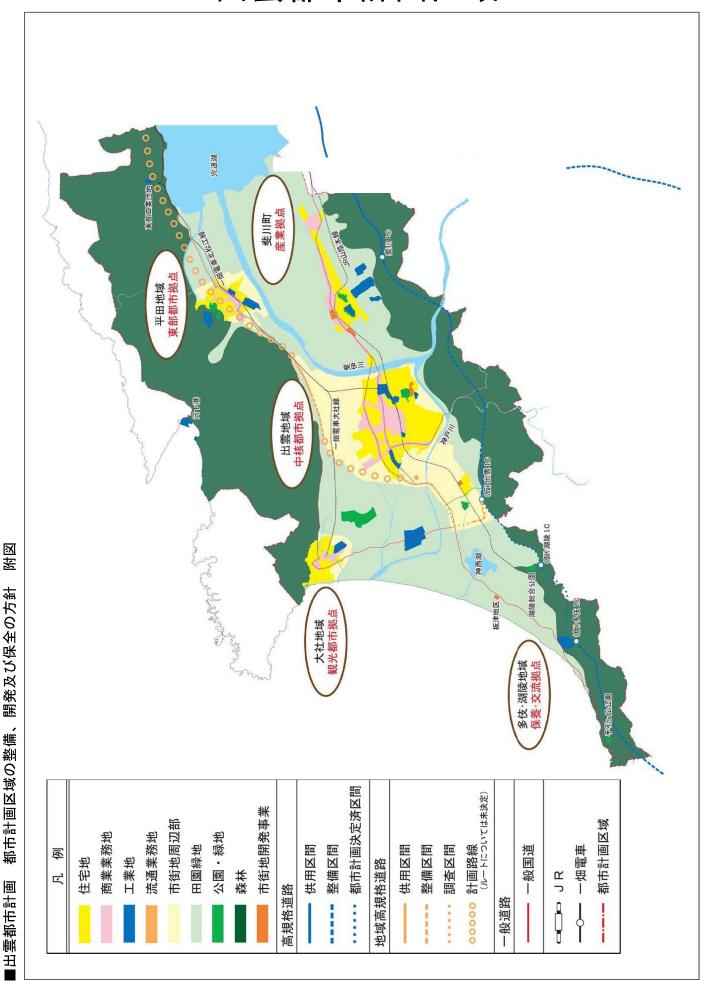
【用途地域の現況】

·指定年月日

指定年月日

用途地域の区分】

出雲都市計画区域



都市計画ワーキンググループ No.4200

| | 講 整 の具 体 的 内容 [款題] |
|---------------------------|----------------------|
| 将来人口 147,000 人(目標年次の将来人口) | |

| | | | 都市計画ワーキンググループ No.3300 |
|---|--|--|-----------------------|
| 協議項目 | 各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて | | 協議細目公園使用料及び占用料 |
| 調整の方針 | 公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行の | 公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市の例により統一する。 また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。 | [定基準を統一する。 |
| | 通 | 光 | 4 |
| | 出雲市 | 火 川 町 | 調金の具体的内容 |
| 【使用料】 ● 有料公園施設使用料 都市公園条例第123 普通公園条例第123 都市公園: 都市公園: 本る 普通公園: 普通公園: 本る 部市公園: 市公園: よる 電通公園: 普通公園: まる まる 音通公園: 音通公園: よる 告記の占用料は別紙の使用料については、社: にて掲載しているため(| (使用料) ●有料公園施設使用料 都市公園条例第12条第1項第2号 別表第4による 普通公園条例第12条第1項第2号 別表第4による ●その他の行為(営業活動等)に係る使用料 都市公園:都市公園条例第12条第1項第1号 別表第3に よる (上用料) ●物件・施設(電柱等)の設置に係る占用料 都市公園:都市公園条例第12条第1項第1号 別表第3に よる 普通公園:普通公園条例第12条第1項第1号 別表第3に よる 管通公園:普通公園条例第13条第1項第1号 別表第3に よる 管通公園:普通公園条例第13条第1項第1号 別表第3に よる 管通公園:普通公園条例第13条第1項第1号 別表第3に よる ※上記の占用料は別紙のとおり 使用料については、社会体育施設使用料一覧として第4回協議会 にて掲載しているため省略。 | (使用料) ●有料公園施設利用料(1時間当り) 妻川町都市公園条例 第9条関係 別表第315よる ・野球場 一般 2,620 円/高校生 1,570 円/小中学校生 520 円 上記以外 10,500 円 野球以外の使用 3,150 円 ・デニスコート(1面) 一般 300 円/高校生 200 円/小中学生 50 円・管理棟会議室 290 円 ・バーベキュー・カス 500 円/基 ・野球場本部席 1アコン 200 円/時間 ・ 施設の設置(1㎡/月) 21 円/施設の管理 210 円 ・ 占用 電柱 42 円/本月 電線 4 円/m,月 変圧塔 53 円/基,月 | |

公園占用料の一覧(公園施設の設置又は管理、都市公園の占用及び第6条第1項に掲げる行為)

| | ᅜᄼ | 出雲 | 市 | ~ / . | 町 |
|---------|---|------------------|--|--------------|--------|
| | 区分 | 使用料 単位 | 金額 | | 金額 |
| 施設の設置又は | 公園施設の設置 | | | 1平方メートルにつき1年 | 252円 |
| 管理 | 公園施設の管理 | 1平方メートルにつき1年 | 10円 | 1平方メートルにつき1年 | 2,520円 |
| 占用 | 電柱その 他の工作 第2種電柱 物 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 | - 1本につき1年 | 1,000円 1,600円 2,200円 930円 1,500円 2,100円 | 1本につき1年 | 504円 |
| | 共架電線その他上 に設ける線類 地下電線その他地 に設ける線類 | 1 メートルにつき1年 | 10円 | 1メートルにつき1年 | 48円 |
| | 変圧塔その他これ類するもの | に 1個につき1年 | 1,400円 | 1個につき1年 | 636円 |
| | 水道管、 外径が0.1メートル 下水道 未満のもの 管、ガス 外径が0.1メートル | | 48円 | | |
| | 管その他 以上0.15メートル これらに 満のもの 類するも 外径が0.15メート | 未 | 72円 | | |
| | の 以上0.2メートルオ 満のもの | | 95円 | 1メートルにつき1年 | 252円 |
| | 外径が0.2メートル 以上0.4メートル 満のもの | | 190円 | | 252円 |
| | 外径が0.4メートル 以上1メートル未満 のもの | | 480円 | | |
| | 外径が1メートルじ 上のもの | , | 950円 | | |
| | 郵便差出箱 | 1個につき1年 | 600円 | 1平方メートルにつき1年 | 252円 |
| | 公衆電話所 競技会、集会、展示会、博覧 | 1個につき1年 fi | 1,400円 | | |
| | 会、祭礼その他これらに類っる催しのために設けられる 設工作物 | ト 1平方メートルにつき1日 | 10円 | 1平方メートルにつき1日 | 6円 |
| | 標識 | 1本につき1年 | 1,100円 | 1か所につき1年 | 384円 |
| | 警察署の派出所及びこれに 属する物件 | 1個につき1年 | 1,400円 | 1平方メートルにつき1年 | 252円 |
| | 天体、気象又は土地観測施設工事用板囲、足場、詰所その | | 1,400円 | | |
| | 他工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 | 1亚古メートルにつき1日 | 425円 | 1平方メートルにつき1月 | 158円 |
| | その他の占用工作物、物件工は施設 | ての郁及川女が足める領 | | 1平方メートルにつき1月 | 32円 |
| 行為 | 行商、募金その他これに類で る行為 | 11110.39 | | 1日につき | 105円 |
| | 業として行う写真常時 | 1月につき | 500円 | 1日につき | 210円 |
| | の撮影 臨時 業として行う映画の撮影 | 1日につき 1時間につき | 200円 | 1時間につき | 1,050円 |
| | 興行 | Trial lustra > C | | 1平方メートルにつき1日 | 11円 |
| | 競技会、展示会、博覧会、外礼、集会その他これに類する催しのため、都市公園の全部 又は一部を独占して利用する 行為 | | 5円 | 1平方メートルにつき1日 | 6円 |
| | 広告物等 | その都度市長が定める額 | | その都度町長が定める額 | |
| | 駐車 | 1台につき1日 | 200円 | 1台につき1日 | |
| | その他の行為 | その都度市長が定める額 | | その都度町長が定める額 | |